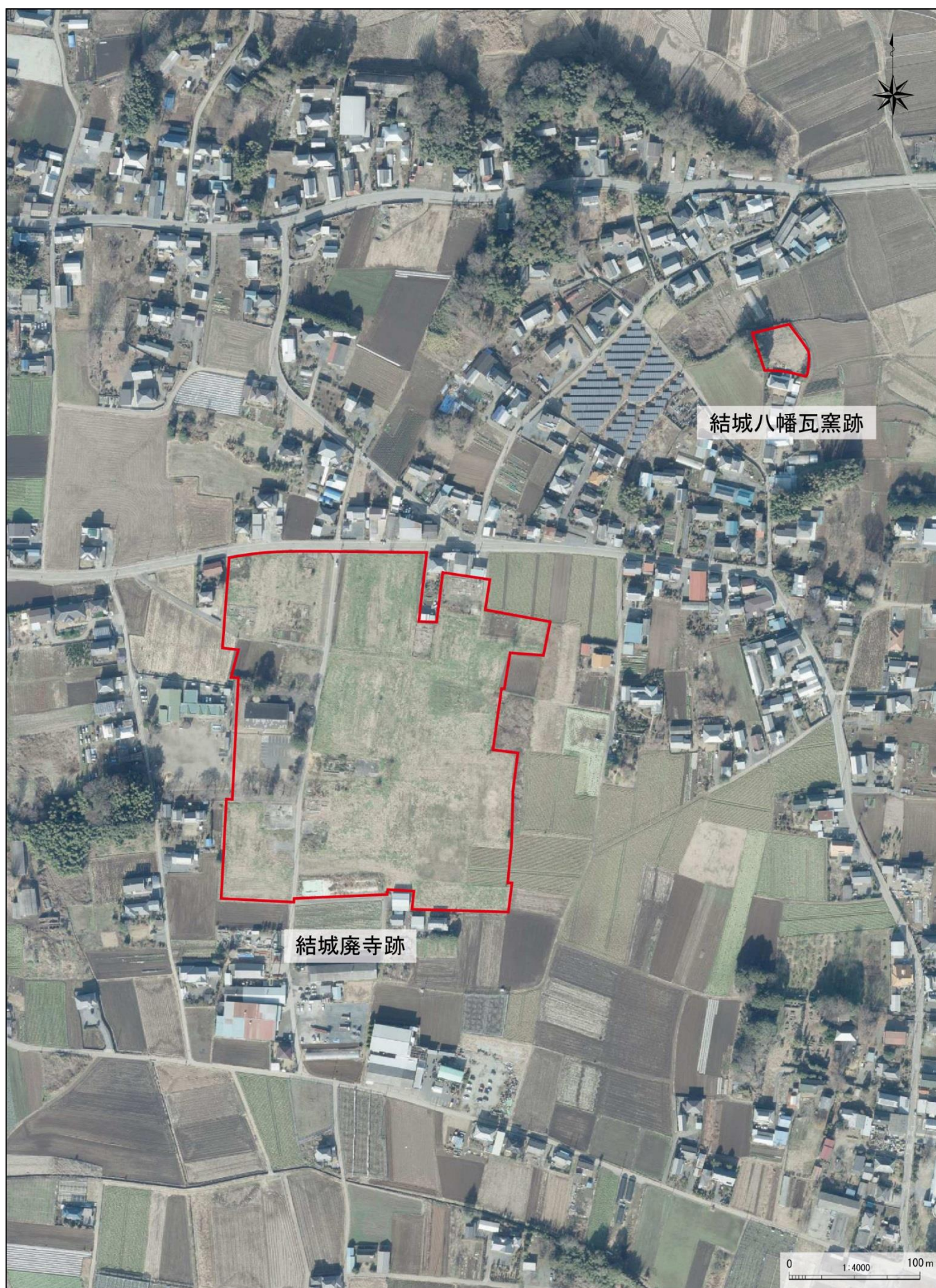


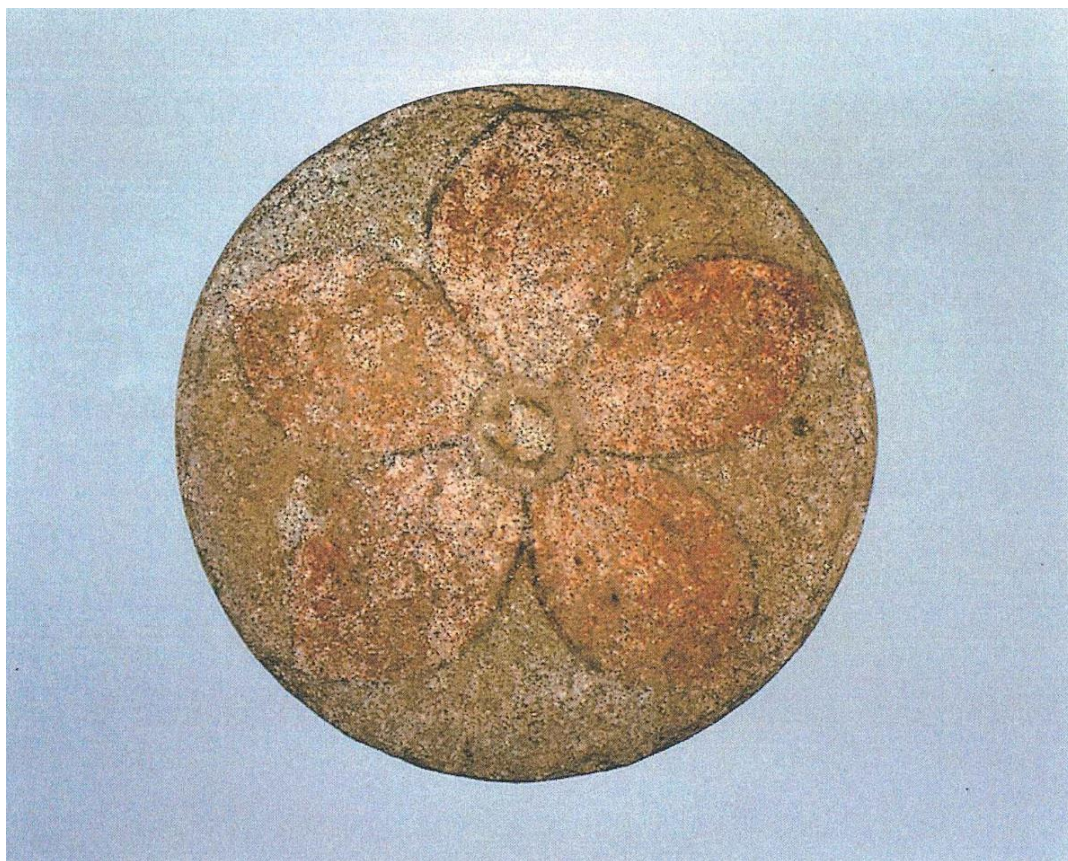
史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡 保存活用計画（案）

令和3年1月

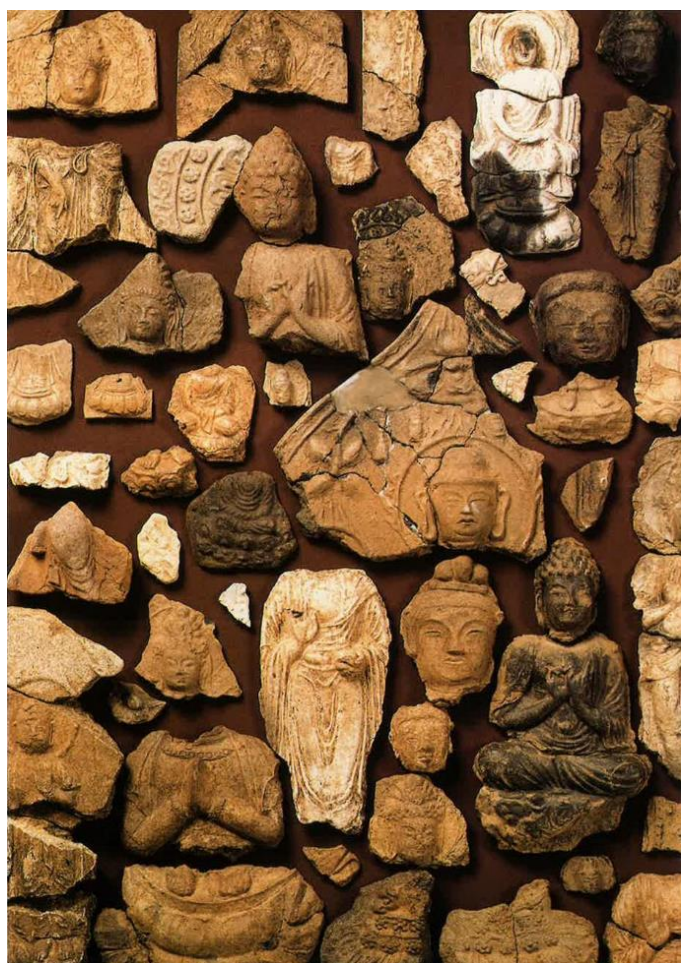
結城市教育委員会



史跡航空写真（令和元年（2019）撮影）



塔心礎舍利孔石蓋（市指定文化財）



塼仏（市指定文化財）



塑像頭髮（市指定文化財）



塑像右足（市指定文化財）

例 言

1. 本書は、茨城県結城市に所在する国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡の保存活用計画書である。
2. 本計画は、平成 15～19・30 年度（2003～2007・2018）、令和元年度（2019）は結城市単独費用で、令和 2 年度（2020）は結城市が国庫補助事業を受けて実施した。
3. 本計画は、文化庁文化財第二課と茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言のもと策定した。
4. 本事業の実施にあたり、結城市教育委員会生涯学習課を事務局とし、結城廃寺跡保存整備委員会を設置した。
5. 本計画策定にあたっては、委員会による協議・検討した内容を基に、事務局が執筆・編集等を行い、計画策定支援業務を株式会社フジヤマに委託した。

本文目次

第 1 章	計画策定の沿革と目的	1
第 1 節	計画策定の沿革	1
第 2 節	保存活用計画の目的	4
第 3 節	計画策定の範囲	4
第 4 節	委員会の設置と経緯	5
1	委員会の設置	5
2	委員会開催の経緯	6
3	その他の会議	7
第 5 節	他の計画との関係	8
1	第 6 次結城市総合計画	8
2	結城市教育大綱	9
3	結城市教育振興基本計画	10
4	結城市都市計画マスタープラン	11
5	第 2 次結城市生涯学習推進基本計画	15
6	結城市商業観光振興計画	15
7	結城市景観計画	16
8	結城市農業振興地域整備計画	17
9	第 2 期小山地区定住自立圏共生ビジョン	18
第 6 節	計画の実施	19
第 2 章	史跡の概要	20
第 1 節	史跡をとりまく環境	20
1	結城市の概況	20
2	自然環境	21
3	歴史環境	23
4	社会環境	37
第 2 節	指定概要	53
1	指定に至る経過	53
2	指定の内容	54
3	指定範囲	58
4	土地所有の状況	60
第 3 節	発掘調査の概要	68
1	結城廃寺跡	69
2	結城八幡瓦窯跡	80

第3章 史跡の価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

第1節 史跡の本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

第2節 構成要素の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

第4章 史跡の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

第1節 保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

1 保存管理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

2 保存（保存管理）の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

第2節 活 用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

1 活用の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

2 活用の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

第3節 整 備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

1 整備の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

2 整備の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第4節 管理・運営体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

1 管理・運営体制の整備の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

2 管理・運営体制の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

第5章 大綱・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

第1節 大 綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

第2節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

第6章 史跡の保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第1節 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第2節 対象範囲と地区区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

第3節 保存管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

1 保存管理の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

2 現状変更等取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

3 史跡及び周辺の環境を構成する要素の保存管理の手法・・・・・・・・・・ 115

4 調査（発掘調査・文献調査など）の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

5 追加指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

6 公有地化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

7 出土品管理の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

第7章 史跡の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

第1節 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

第2節 方 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

1 学校教育における活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

2	生涯学習における活用	117
3	地域活性化の資源として活用	117
4	他市町村との相互活用	117
5	観光資源としての活用	117
6	大学や研究機関との連携	118
7	史跡を活用したイベント・体験	118

第8章 史跡の整備

第1節	方向性	119
第2節	方 法	119
1	保存のための整備	119
2	遺構の展示・表示	119
3	環境整備	121
4	ガイダンス施設の整備	121
5	関連施設等の整備	122
6	案内・解説等の整備	122
7	その他	123

第9章 管理・運営体制の整備

第1節	方向性	124
第2節	方 法	124
1	管理団体	124
2	日常的な管理・運営の体制	124
3	史跡公園整備に伴う管理・運営の体制	125
4	市民協働による管理・運営の体制	125

第10章 施策の実施期間

第1節	施策の実施項目と実施計画	126
1	本計画の内容	126

第11章 経過観察

第1節	方向性	128
第2節	方 法	128

資料編



第1章

計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡が位置する結城市は、下総国の北端である結城郡の大部分を占めていた。江戸時代には結城廃寺跡の所在地一帯は結城寺村と称されており、「結城寺北」「結城寺前」「寺山」といった、寺院に直接由来を持つと考えられる小字名や、畑の表面にみられる瓦片などから古代寺院が存在する場所と考えられていた。

本史跡の発掘調査は、昭和28年（1953）に寺院跡に先行して結城八幡瓦窯跡が高井悌三郎氏（当時甲陽学院中学校・高等学校教諭）を中心に行われた。昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）の8年間にわたり、奈良国立文化財研究所（現独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、以下「奈文研」という。）の指導の下に結城廃寺跡の発掘調査を実施し、伽藍の全体像が明らかとなった。また、平成12年度（2000）から13年度（2001）にかけて、結城八幡瓦窯跡の確認調査を実施した。

以上の発掘調査の成果によって、寺院跡の全体像と窯跡における生産体制の一端が判明したことや、結城廃寺跡が色濃い畿内的特徴を持つことを示すとともに、東国への仏教文化の伝播と発展を考える上で極めて重要な遺跡として評価され、平成14年（2002）9月20日付けで結城廃寺跡と結城八幡瓦窯跡は国の史跡に指定された。

史跡指定を受けて、平成15年（2003）4月1日に「結城廃寺跡保存整備委員会」を設置し、保存管理方針と整備基本方針の検討を進めた。委員会での内容決定後、文化庁及び茨城県教育庁文化課との協議・検討を行い、平成20年度（2008）から史跡指定地の民有地の公有地化を開始した。平成29年（2017）10月13日付けで追加指定を受け、平成30年度（2018）をもって対象地の公有地化が完了した。

この史跡を将来にわたって確実に保存し、有効的に活用を図っていくためには、その基本となる指針等を明らかにした計画の策定が必須となることから、本計画の策定を目指すこととなった。



図1-1 結城市及び史跡結城廃寺跡、結城八幡瓦窯跡位置図1

第1章 計画策定の沿革と目的



図1－2 結城市及び史跡結城廃寺跡、結城八幡瓦窯跡位置図 2



図 1-3 結城市及び史跡結城廃寺跡、結城八幡瓦窯跡位置図 3

第2節 保存活用計画の目的

本史跡を含む周辺は、自然環境等の景観や社会的環境等に様々な変化が見られ、本史跡の顕著な普遍的価値を維持していくためには、その変化に応じた保存・活用・整備についての計画策定が不可欠である。

周辺は、宅地や農地、工場などが混在する地域であり、史跡指定地内に上山川就業改善センターが、隣接地には保育所といった公共施設も存在する。本史跡の位置する上山川地区は、市街化調整区域に指定されているため、指定地周囲で大規模開発等が行われる可能性は低いが、個人住宅や民間工場といった小規模開発の可能性は依然として高い状況にある。

本計画における基本理念は、「結城市の貴重な文化財の保護と周辺環境の保全、古代結城郡に存在した東国有数の寺院であった結城廃寺跡並びに結城廃寺跡創建期の瓦を生産した結城八幡瓦窯跡の特性を活かし、整備・活用しながら後世へ継承していく」ことである。

本計画では、史跡の主要な価値をさらに高め、保存し、より有効な活用を図ることを主目的とする。この目的達成のために、史跡の本質的価値や現状の課題を明らかにし、それらを踏まえた方針を示すとともに、その実現に向けた保存・活用・整備及び運営体制の在り方や内容を明示するものである。

第3節 計画策定の範囲

本計画の中心的な範囲は、史跡指定地（指定面積 56,360.86 m²、うち結城廃寺跡 55,162.86 m²、結城八幡瓦窯跡 1,198.00 m²）である。

発掘調査の結果、史跡指定地周辺には寺院造営及び運営に係る竪穴建物跡や掘立柱建物跡が確認されており、指定範囲の周辺にも関連遺跡が広がることが判明している。また、本史跡の周囲には古墳群や中世の館跡が近接しており、本史跡との歴史的関係を解明するために必要不可欠な要素である。

本計画は、史跡指定地の保存・活用はもとより、史跡周辺の文化財や歴史的資源の適切な保存・活用を目指すものとする。

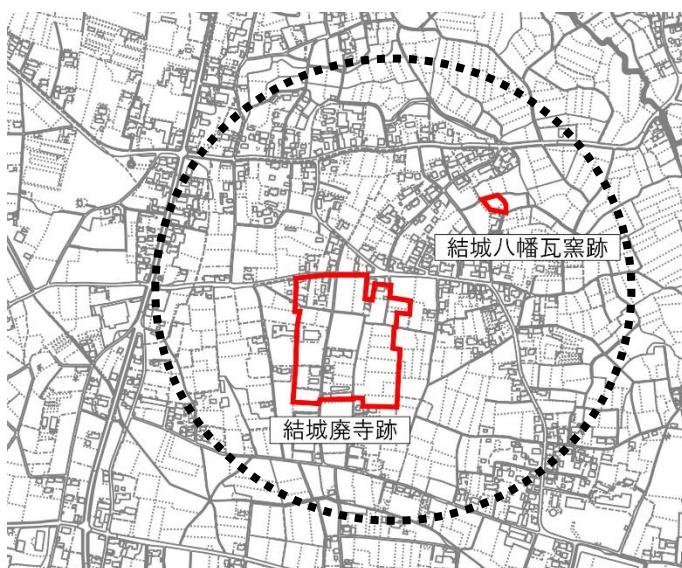


図1-4 計画策定範囲図

第4節 委員会の設置と経緯

1 委員会の設置

本史跡を将来に向けて確実に保存し継承するため、平成15年度（2003）に有識者及び地元代表者を含めた5名の委員からなる、「結城廃寺跡保存整備委員会」を組織した。

平成19年度（2007）の第5回開催後、公有地化事業の進捗状況を鑑み、委員会の開催を見送ってきた経緯があるが、平成30年度（2018）に公有地化事業の目途がついたため、委員会を再開した。

【保存整備委員会の構成員】

平成15～19年度（2003～2007）※所属職名等は平成19年度（2007）当時

〔委員〕

	氏 名	所 属	分 野
1	阿久津 久	茨城県県北教育事務所埋蔵文化財指導員	考古学、委員長
2	大脇 潔	近畿大学文芸学部教授	考古学、副委員長
3	木下 正史	東京学芸大学教育学部教授	考古学・古代史
4	内田 和伸	独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 文化遺産部景観研究室	遺跡整備・造園学
5	廣江 隆雄	結城市文化財保護審議会委員	地元代表

〔事務局〕

結城市教育委員会生涯学習課

平成30・31年度（2018・2019）、令和元・2年度（2019・2020）

※所属職名は令和2年度（2020）当時

〔委員〕

	氏 名	所 属	分 野
1	阿久津 久	常総古文化研究所顧問	考古学、委員長
2	大脇 潔	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所名誉研究員	考古学、副委員長
3	木下 正史	東京学芸大学名誉教授	考古学・古代史
4	栗野 隆	東京農業大学准教授	遺跡整備・造園学
5	鶴見 貞雄	茨城県県西教育事務所埋蔵文化財指導員 結城市文化財保護審議会副会長	考古学、地元代表

〔事務局〕

結城市教育委員会生涯学習課

〔オブザーバー〕

文化庁文化財第二課 文化財調査官 浅野啓介

茨城県教育庁総務企画部文化課 齋藤貴史（平成30年度（2018））

茨城県教育庁総務企画部文化課 齋藤和浩（平成31年度（2019）～）

2 委員会開催の経緯

委員会は、平成15年度（2003）に2回、平成16・17・19・30年度（2004・2005・2007・2018）に各1回、令和元・2年度（2019・2020）に各3回の計12回開催した。なお、平成15～17・19・30年度（2003～2005・2007・2018）、令和元年度（2019）は市単独費で、令和2年度（2020）は国庫補助事業費で実施している。

	日 時	内 容
第1回	平成15年（2003） 9月20日	・ 結城廃寺跡・結城八幡瓦窯跡の概要説明 ・ 今後の方針について
第2回	平成16年（2004） 2月24日	・ 結城廃寺跡史跡整備基本構想（案）について ・ 誘導標識、標柱の設置計画について ・ 現地視察
第3回	平成17年（2005） 3月24日	・ 結城廃寺跡史跡整備基本構想（案）について ・ 保存管理方針（案）について
第4回	平成18年（2006） 2月27日	・ 結城廃寺跡史跡整備基本構想（案）を決定 ・ 保存管理方針（案）を決定
第5回	平成20年（2008） 3月27日	・ 公有地化の計画について
第6回	平成30年（2018） 9月21日	・ 公有地化事業の経過について ・ 結城廃寺跡史跡整備基本構想及び保存管理方針の見直しについて
第7回	令和元年（2019） 9月26日	・ 保存活用計画の構成について ・ 保存活用計画案について（第1～4章）
第8回	令和2年（2020） 2月27日	・ 保存活用計画案の修正について（第1～4章） ・ 保存活用計画案について（第5～8章）
第9回	令和2年（2020） 3月23日	・ 保存活用計画案の修正について（第1～8章） ・ 保存活用計画案について（第9～11章）
第10回	令和2年（2020） 12月17日	・ 保存活用計画について
第11回	令和3年（2021） 月 日	・ 保存活用計画について
第12回	令和3年（2021） 月 日	・ 保存活用計画について ・ 今後について

3 その他の会議

(1) 結城廃寺跡保存整備ワーキング会議

本史跡の保存整備のあり方について検討するために設置し、市関係課職員で構成される。本会議は、①本史跡並びに区域外周辺を含む整備のあり方に関する事、②史跡整備に関する調査、研究に関する事、③その他必要な事項について検討することを目的としている。

【ワーキング会議の構成課】※部課名は平成16年度（2004）時点

- ・市長公室企画政策課
- ・市民生活部生活環境課
- ・保健福祉部社会福祉課
- ・産業経済部農政課、耕地課、商工観光課
- ・都市建設部都市計画課、土木課
- ・上下水道部水道業務課
- ・農業委員会事務局

【開催の経緯】

	日 時	内 容
第1回	平成16年（2004）1月14日	・保存整備の進め方について
第2回	平成16年（2004）7月20日	・結城廃寺跡史跡整備基本構想について

(2) 地元代表者会議

結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡が国史跡へ指定されたことを契機とし、地元代表者による会議を開催している。内容は本史跡の整備、公有地化事業などに関する事である。

【開催の経緯】

	日 時	内 容
第1回	平成15年（2003） 10月30日	・史跡の整備に関する基本的な考え方 ・今後の予定
第2回	平成16年（2004） 8月3日	・結城廃寺跡史跡整備基本構想について ・地権者説明会の開催について
第3回	平成21年（2009） 2月2日	・結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡の公有地化について ・今後の方針について

第5節 他の計画との関係

1 第6次結城市総合計画〔令和3年（2021）3月策定〕

本市では、令和3年（2021）3月に行政全体の最上位計画である第6次結城市総合計画を策定している。基本構想を令和3年度（2021）から令和12年度（2030）の10年間とし、基本計画では令和3年度（2021）から令和7年度（2025）の5年間を前期計画、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）の5年間を後期計画としている。

将来都市像

【みんなの想いを 未来へつなぐ 活力あふれ文化が薫るまち 結城】

基本理念

- 1 健幸で安全・安心に暮らせるまちづくり
- 2 地域資源を活用した魅力と活力あるまちづくり
- 3 みんなの協働で未来を切り拓くまちづくり

基本目標

- 1 みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう
- 2 住みたい・住み続けたい 安全・快適な都市を目指そう
- 3 歴史と自然を育み にぎわいと活力ある産業を目指そう
- 4 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう
- 5 みんなの協働で進める 持続可能な行政を目指そう

基本施策

- 4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり
- 4-2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造
- 4-3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 4-4 多様性を尊重し合える社会づくり

個別施策

- 1 自ら学ぶ機会の充実
- 2 地域教育体制の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 芸術文化を楽しむ機会の充実
- 5 郷土の文化財の保存と活用

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、安定的に保存し、歴史教育や生涯学習の場として活用していくため、史跡公園として整備・活用します。

また、史跡等の環境整備、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査等を行うことにより、文化財の保護及び後世への伝承を図るとともに、郷土の文化財や歴史的資料の収集・保存に努め、結城蔵美館などでそれらを展示・公開することにより、本市の歴史の発信や文化財の活用を図ります。

主要事業

- ・ 結城廃寺跡整備事業
- ・ 文化財保護事業

2 結城市教育大綱〔令和3年（2021）3月改定〕

結城市教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である。本市の教育行政を推進するための基本方針として、平成28年度（2016）に策定し、令和3年（2021）3月に改定した。

基本理念

【結城を未来へつなぐ 新たな魅力あるまちづくり】

基本施策

- 4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり
- 4-2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造
- 4-3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 4-4 多様性を尊重し合える社会づくり

個別施策

- 1 自ら学ぶ機会の充実
- 2 地域教育体制の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 芸術文化を楽しむ機会の充実
- 5 郷土の文化財の保存と活用

3 結城市教育振興基本計画〔令和3年（2021）3月改定〕

平成30年度（2018）に、本市の実情に応じた教育の振興を図るための施策を計画的に進めるために策定した。結城市教育大綱との整合性を図るため、令和3年（2021）3月に改定した。

基本目標

【 未来を担う子どもと生き生きした市民を育む地域を目指そう 】

基本施策

- 4-1 地域への愛着と誇り、「生きる力」を育む教育環境づくり
- 4-2 生涯学習環境の充実と市民が誇れる芸術文化の創造
- 4-3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 4-4 多様性を尊重し合える社会づくり

個別施策

- 1 自ら学ぶ機会の充実
- 2 地域教育体制の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 芸術文化を楽しむ機会の充実
- 5 郷土の文化財の保存と活用

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、安定的に保存し、歴史教育や生涯学習の場として活用していくため、史跡公園として整備・活用します。

また、史跡等の環境整備、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査等を行うことにより、文化財の保護及び後世への伝承を図るとともに、郷土の文化財や歴史的資料の収集・保存に努め、結城蔵美館などでそれらを展示・公開することにより、本市の歴史の発信や文化財の活用を図ります。

主要事業

- ・ 結城廃寺跡整備事業
- ・ 文化財保護事業

4 結城市都市計画マスタープラン〔平成29年（2017）6月改定〕

結城市都市計画マスタープランは、市域全体を対象とした計画で、市全体の「全体構想」と地域別の詳細な計画を示す「地域別構想」から構成される。

この全体構想の中で、「テーマ別の都市づくりの方針」として、本史跡の保全・活用・整備を推進するよう努めると定めている。

全体構想

将来都市像

【誇れる歴史を大切に 安全・安心で魅力的な 生活の舞台づくり】

基本理念

- 快適で活力ある都市づくり
- 魅力と個性ある都市づくり
- 安全・安心な都市づくり
- 地域・協働の都市づくり

テーマ別の都市づくりの方針

4 景観まちづくりの方針

- 1) 総合的・体系的な景観まちづくりの推進
- 2) 特色ある景観都市構造の形成
- 3) 歴史的建造物等の保全・再生及び交流の場としての環境整備とネットワーク化

①歴史的建造物等の保全・活用

- ・結城北部市街地に点在する蔵づくり・神社仏閣や城跡歴史公園、南部農業地域の山川不動尊や結城廃寺など、本市を代表する伝統的または歴史的な建造物や史跡等の環境資源については、文化・学術・空間的に都市環境の質を高める貴重な環境資源として、今後も積極的に保全を推進するとともに、後世にその価値を的確に継承するよう努めます。

②歴史・文化的環境とふれあえる交流の場の整備とネットワーク化

- ・伝統的または歴史的建造物や史跡等の環境資源については、市民や来街者が価値のある歴史・文化的環境とふれあえる交流の場としての環境整備を図るとともに、その周辺部についても、新たな歴史・文化的環境の創出に配慮しながら、市民や来街者が楽しめる魅力ある街並みづくり等に努めます。
- ・都市レベルや地域レベルでそれぞれ交流の場を楽しめるよう、散策路等の歩行者空間やPR情報等の受発信を担う交流基盤のネットワーク化を図ります。

地区別構想

上山川・山川地区の将来像

【 日々の暮らしと密接な関わりを持ちながら、地域の活力を高める
歴史・文化が息づく里・“上山川・山川地区” 】

基本方針

- 1 土地利用の配置・形成に関する方針
- 2 地区毎のまちづくりの方針
- 3 都市・生活基盤施設の整備方針
- 4 地区の特色を活かしたまちづくりの方針

○結城廃寺、山川不動尊、備中塚古墳、水野忠邦の墓、東持寺、綾戸城跡等の歴史的資源や、山川不動尊の縁日等の文化的資源を保全・活用したまちづくりを推進し、地域の活性化を図ります。

重点プロジェクト

- 1 山川不動尊（地域活性化拠点）の整備
- 2 結城廃寺（地域活性化拠点）の整備
 - ・歴史的施設の復元
 - ・歴史の学習やコミュニティ、まちづくりの拠点の形成
- 3 山川不動尊周辺地区及び結城廃寺周辺地区（重点整備ゾーン）の整備：南部農業地域における農村振興等の推進
- 4 筑西幹線道路の整備
- 5 鬼怒川の保全・活用

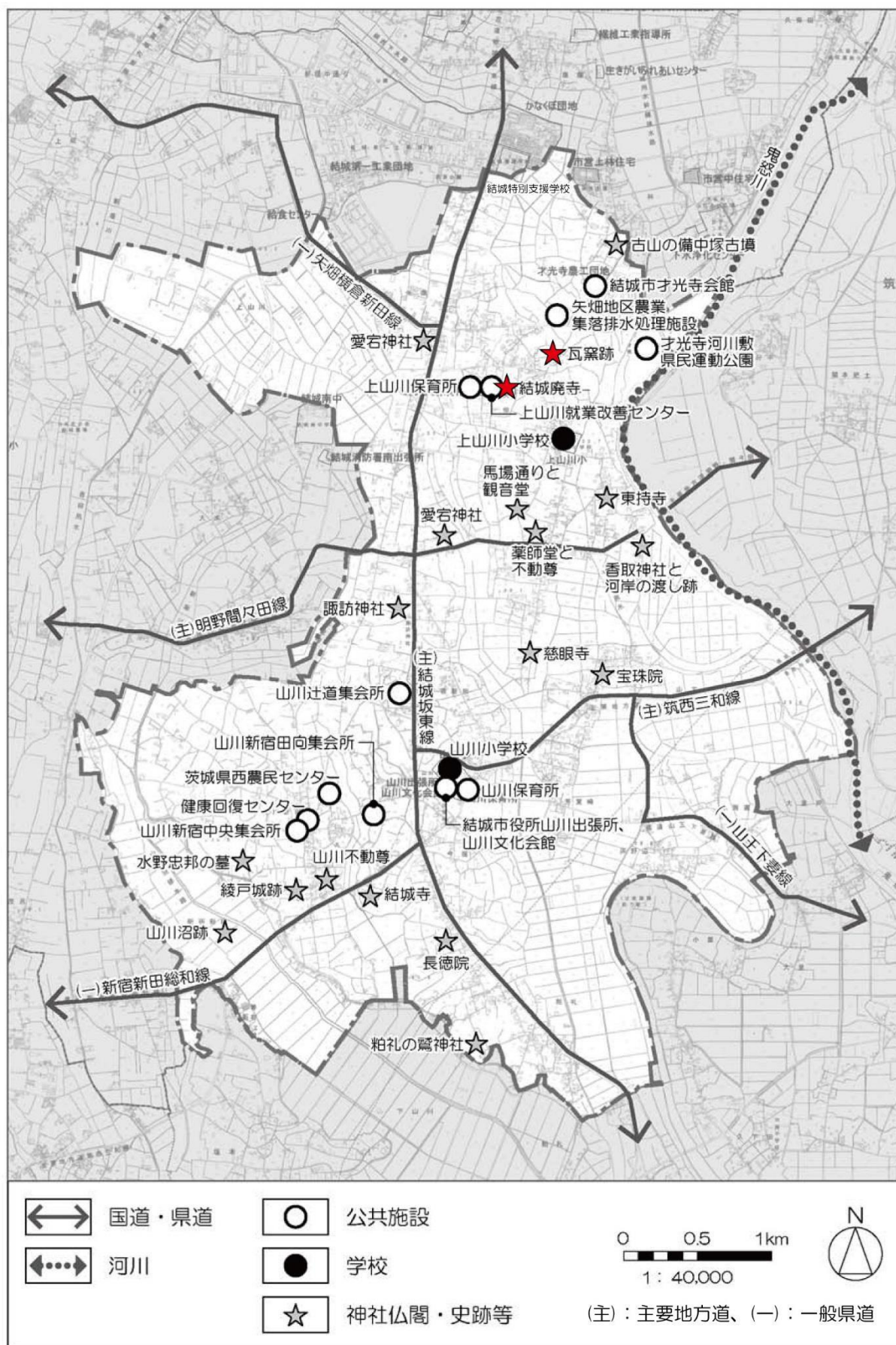


図1-5 上山川・山川地区のまちづくり現況図
(出典: 結城市都市計画マスタープラン、一部加筆修正)

14

5 第2次結城市生涯学習推進基本計画〔平成29年（2017）3月策定〕

第2次結城市生涯学習推進基本計画は、第5次結城市総合計画後期基本計画を上位計画とし、結城市教育大綱が示す方針を具現化する計画として、国の第2期教育振興基本計画や県の第5次生涯学習推進計画といった、国・県の動きを踏まえた上で、平成29年（2017）に策定した。

基本理念

【生涯学習をつむぎ織りなす“結”のまち】

基本目標

- 1 自ら学習する機会づくり
 - 2 生涯学習を支える場と人づくり
 - 3 生涯学習を生かす地域づくり
 - （1）協働のまちづくり
 - （2）文化の振興及び施設の整備・充実
 - ・文化芸術活動の振興
 - ・伝統文化の保存・継承
- No.62 結城廃寺跡整備事業
- ・史跡の公有化を行い、将来に安定的な保存を図る。
 - ・史跡公園として整備し、生涯学習や歴史教育の拠点として活用を図る。
- No.63 文化財保存事業
- ・市内の歴史的遺産や文化遺産の調査・収集及び公開・活用を図る。
 - ・指定文化財等を活用し、本市の歴史教育を推進する。
- No.64 歴史的建造物保存事業
- ・地域文化活動の促進
- （3）安全・安心な地域づくり

6 結城市商業観光振興計画〔平成31年（2019）3月策定〕

本市は、伝統的な観光資源を有しているものの、有効活用しきれていない部分があり、市外に対するPR等も不足している。

そこで、市民や事業者、商業・観光・まちづくり各関係者、国、県、市が連携・協力し、商業振興や観光振興へ取り組むことにより、まち全体でのシティプロモーション

第1章 計画策定の沿革と目的

へ取り組み、地域のPRや知名度の向上を通して、地域への市民の愛着、地域経済の活性化、市の発展を目指すものとして策定された。

基本理念

【『観光で稼げる』新・観光都市ゆうき 観光倍增計画】

基本目標

- ①観光客数の倍增を目指そう
- ②観光向け店舗・施設の倍增を目指そう
- ③観光客の滞在時間（単価）の倍增を目指そう

施策（１）まち歩きを楽しめる環境を作ろう

施策（２）食べ歩きやお土産等、お金の使いどころを作ろう

施策（３）観光を楽しめるエリアを広げよう

施策（４）結城に泊まり、夜を楽しめる環境を作ろう

事例 13 南部エリアの観光環境整備

南部エリアへ観光周遊を広げるために、既存の資源及び新規資源の創出等により、南部エリアの観光を充実する。

- ④観光客の受け皿の倍增を目指そう

7 結城市景観計画【平成29年（2017）3月策定】

景観計画は、景観法に基づき、良好な景観形成のための必要な事項を定める法定計画で、建築物や工作物等の建築等において、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行うものである。

景観形成方針

- 1 自然や筑波山と調和した水と緑あふれる景観づくり【自然景観】
- 2 地形や農地・山林を生かしたのびやかな景観づくり【田園景観】
- 3 歴史・文化を伝える風格ある景観づくり【歴史・文化景観】
- 4 まちなかの魅力とにぎわいある景観づくり【中心商業地景観】
- 5 ゆとりある心地よい市街地景観づくり【市街地景観】
- 6 人の営みを感じ・継承する景観づくり【集落景観】
- 7 メリハリのある景観づくり【シンボル景観】
- 8 みんなで守り・つくり・育てる景観づくり【市民協働】

景観区分

面的景観

・田園集落部

9) 畑地系集団集落ゾーン【畑地に形成された集団的な集落】

拠点景観

9) 結城廃寺跡周辺

8 結城市農業振興地域整備計画 [平成 27 年 (2015) 3 月改定]

結城市農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、長期に亘り農業の総合的な振興を図るべき土地を明らかにし、その地域に必要な農業施策を計画的に実施し、土地の有効活用と農業の健全な発展を図るための計画である。本計画は定期的に内容の見直しを行い、設定区域の変更を行うほか、年3回（5月・9月・1月）市民による個人所有地の農用地区域からの除外申請を受け付けている。

本史跡は、追加指定地を除く指定範囲について、平成20年度(2008)に地区除外の申請を行い、現在除外されている。



図1-7 結城市農業振興地域整備計画図

9 第2期小山地区定住自立圏共生ビジョン〔令和3年（2021）3月改定〕

「小山地区定住自立圏」とは、栃木県小山市が中心市となり、隣接する栃木県下野市、野木町、本市の3市1町で構成された圏域である。

小山地区定住自立圏構想は、圏域全体で経済発展や定住環境を整備し、人口流出を防ぐとともに、圏域への新たな人の流れを創出することを目的とする。

本ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏形成協定（平成28年（2016）4月7日締結）に基づき、小山地区が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取り組みを明らかにするものである。

圏域の将来像

【豊かな自然・歴史・文化・産業とともに

つながり支え合う 安全・安心 定住自立圏】

目標像

- ・豊かな地域資源（自然・歴史・文化）を生かした魅力溢れるまち
- ・充実した地域医療体制に守られた健康で安全・安心な「暮らし」
- ・利便性の高い立地条件を生かして呼び込む活力ある「ひと・産業」

政策分野別具体的な取り組み

1）生活機能の強化

A 健康・医療

B 福祉

C 教育

a 生涯学習の推進

b 小中学生の交流促進

c 歴史・文化的資源の活用

12 史跡・文化財施設の広域連携活用

担当課間で検討会・情報交換会を開催し、パンフレット刊行、スタンプラリー等現況化で可能な取組を検討する。また、関係市町の施設の情報等を共有し相互に周知する取組を継続する。

d 公共施設の相互利用

D 産業振興

E その他〔災害対策・環境共生〕

2）結びつきやネットワークの強化

3）圏域マネジメント能力の強化

第 6 節 計画の実施

本計画は、令和 3 年（2021）3 月 31 日に策定、同年 4 月 1 日から実施するものとし、以後 15 年間ほどを実施期間の目安とする。

なお、今後の調査・研究の進展や環境の変化等が発生し、本史跡に係る状況が変化した場合、計画の見直しについて柔軟な対応に努める。



第2章

史跡の概要

第1節 史跡をとりまく環境

1 結城市の概況

本市は、茨城県西部に位置し、東は鬼怒川を挟み筑西市、南は古河市及び八千代町、北と西は西仁連川（江川）・田川を隔てて栃木県小山市と接し、東経 139 度 52 分、北緯 36 度 18 分、海拔 38.6m に立地する。市域は東西約 6.3 km、南北約 13.5 km と南北に長く、総面積は約 65.76 m² である。

市域北端の市街地は、中世から近世にかけて形成された城下町原形をとどめる都市であり、その町割りをもとに市街地が形成され発展してきた。近年は、交通網の発達により東京への通勤圏となり、国道 50 号バイパス周辺を中心に宅地化や都市開発が進んでいる。市域の南部は農業地域に指定されており、田園風景や雑木林が広く残る。

栃木県に接し、茨城県の他市町村とは鬼怒川によって隔てられるという立地のため、方言といった文化や交通面、経済面において栃木県との係わりが深く、特に小山市とは「小山都市圏」に属する。

本市の交通網は、前述したように栃木県と密接に係わる。市北部には東西方向に国道 50 号、西部は南北に新 4 号国道が通る。市北部には鉄道が通り、JR 水戸線が筑西市と栃木県小山市方面を繋ぐ。

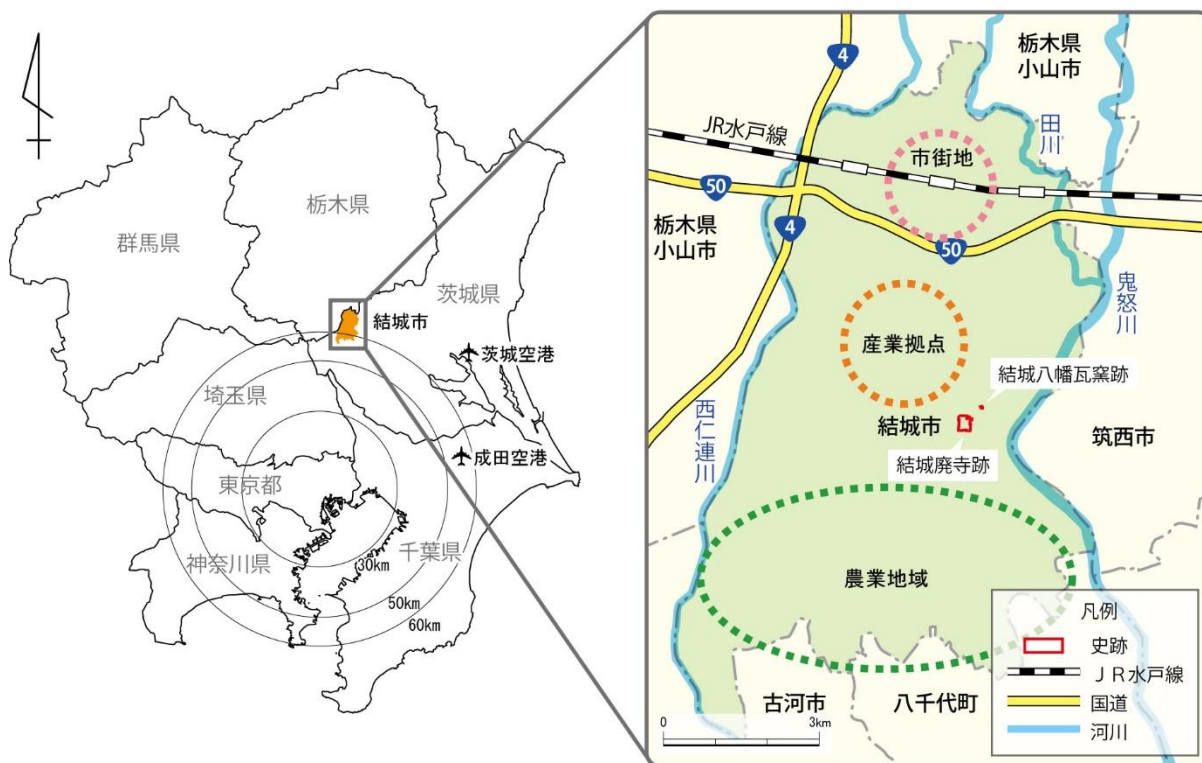


図 2 - 1 結城市の位置図

2 自然環境

(1) 地形・地質

本市の地形はおおむね平坦で、関東ローム層に覆われており、利根川の支流である鬼怒川・田川と西仁連川（江川）の河川にはさまれた、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる海拔 20～45m の標高をもつ比較的高いゆるやかな低丘陵地帯である。

関東ローム層の主な土壌は、(a) 黒色火山灰土、(b) 黒褐色火山灰土、(c) 褐色火山灰土、(d) 黄褐色火山灰土など 4 種類に分かれる。市域は (b) 及び (c) が圧倒的に多く、(b) は上山川地区以北に分布し、(c) は山川沼周辺地域に集中している。また、鬼怒川・田川流域には河川氾濫による沖積土の堆積が見られる。田川右岸の小森・宮崎周辺の広大な水田地帯は灰褐色土壌、市南東部の芳賀崎・浜野辺周辺の水田地帯は灰色土壌である。その他の畑地帯では砂層混じりの暗褐色沖積土が見られる。

本史跡周辺は、鬼怒川流域で最も安定した肥沃な沖積層の水田地帯と、洪積層の畑地に分かれる。多くの谷頭が樹枝状に台地の中に入り込んでおり、その谷頭を望む台地の縁辺を中心に多くの遺跡が残る。谷頭とは、洪積台地が自然の水流によって掘り割られ、形成された沖積層の開析地のことを指しており、その土壌は水の条件や植生などの差により黒泥土壌や黒色土壌となる。

地質は、台地上では関東ローム層より下層は砂礫層・砂層・粘土層などが交互に堆積するが、鬼怒川沿いにおいては砂礫層と砂層のみの埋積となる。

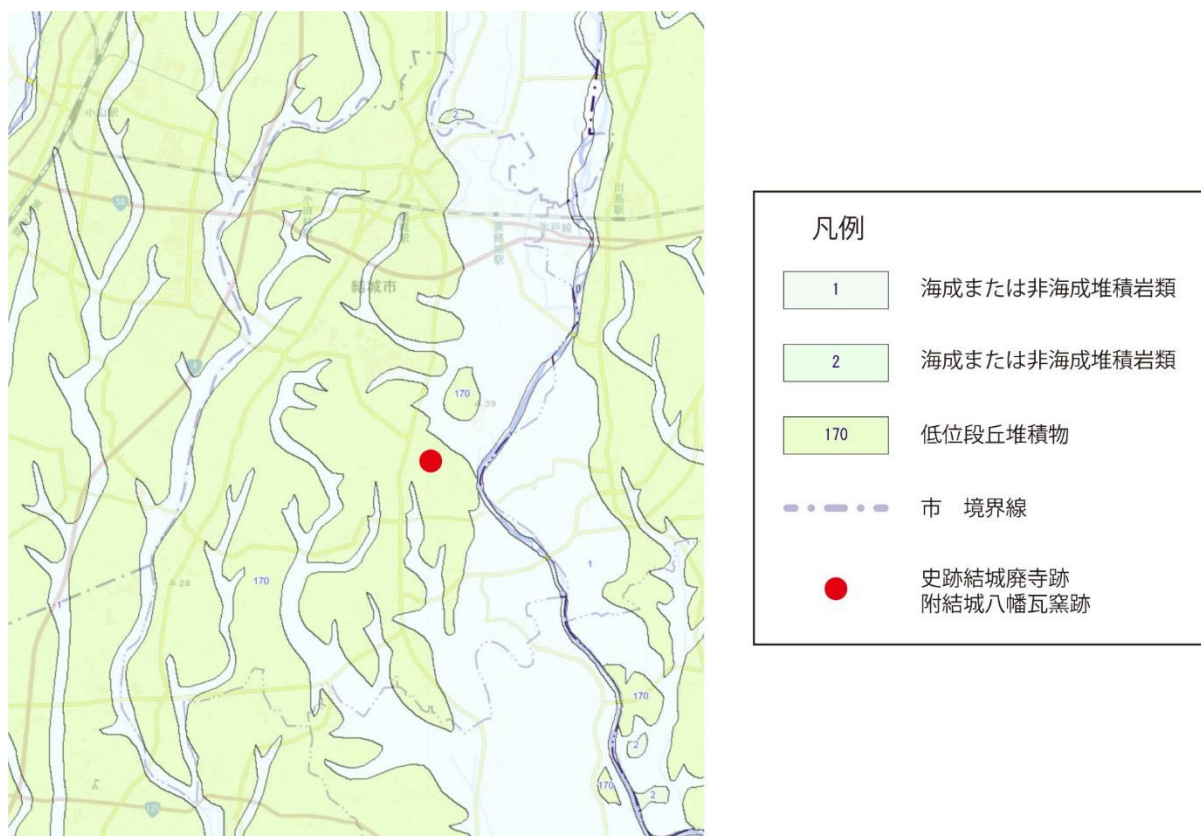


図 2 - 2 地質図（出典：国土地理院）

(2) 気 候

本市の気候は比較的温暖であり、年間平均気温は 13.2℃、年間の降水量は平均で 1,341.3 mm、冬季は月に約 50 mm 程度、初夏から秋にかけては 120～200 mm 程度である。

東京に比べやや内陸性を帯びてはいるものの、典型的な太平洋岸式気候である。

夏季には湿度が高く降雨量も多いが、冬季には三国山脈を越えてくる「日光おろし」といわれる乾燥した

強い北北西の季節風が吹き、おおむね 11 月下旬には初霜をみるが降雪は極めて少なく、四季を通じて晴天の日が続くなど気象条件には恵まれている。

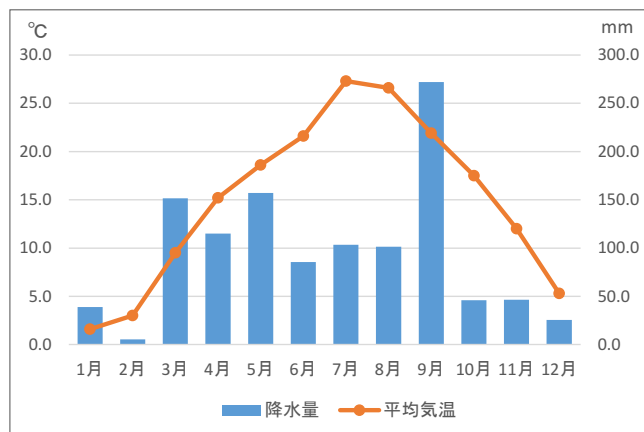


図 2 - 3 結城市の月別平均気温及び降水量

(3) 水 系

本市を流れる河川は市域東部に鬼怒川・田川が、西部には西仁連川があり、北から南に向かって流れている。これらの河川では、特に鬼怒川・田川流域を中心として水運業が展開する。中世以降に河岸が形成され、江戸時代には久保田河岸に会津松平藩の蔵が並ぶなど、隆盛を誇った。しかし、これら河川の流域では常に洪水被害に悩まされており、豊かな恵みをもたらす存在であるとともに生活や生産を脅かす存在でもあった。

特に鬼怒川は被害が大きく、古代においては、『続日本紀』神護景雲二年条に「下総国結城郡小塩郷小島村から常陸国新治郡川曲郷受津村まで鬼怒川の改修が行われた」との記述が残り、古くから河川改修が行われていたことが明らかとなっている。



図 2 - 4 水系図

(4) 植 生

茨城県県西地区においては、開発の影響等により自然植生による森林は社寺等にわずかに残されるのみとなっており、スダジイ、タブノキ、シカラシ、ヤブツバキ、シキミなどを中心とした森林が形成されている。一方、台地斜面や屋敷林などにはスギ、ヒノキ、モウソウチクが植林されており、多く見ることができる（環境庁 1987『第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書（茨城県）』）。

本市の植生は、雑木林を中心として構成されている。高木層ではコナラが優占し、アオハダ、ウワズミザクラ、エゴノキ、コブシ、ヤマザクラなどがある。低木層ではアオキ、イヌツゲ、ウメモドキ、ヒサカキ、ヤマウルシなどが見られる。草本層には、アズマネザサ、アケビ、イヌツゲ、タラノキ、マンリョウなどが生育する。

また、準絶滅危惧種であるコイヌガラシやホソバイヌタデ、ミゾコウジュが確認されている。さらに、県内では希少なキチジョウソウ、ズミ、シュンラン、カスミザクラ、オトギリソウなども確認されている（茨城県自然博物館 2011『茨城県自然博物館総合調査報告書 茨城県西部及び筑波山の維管束植物（2006-2008）』）。

3 歴史環境

(1) 旧石器時代から弥生時代

旧石器時代 市内の旧石器時代遺跡は非常に少ない。才光寺遺跡からは、頁岩製のナイフ形石器と槍先形尖頭器とがそれぞれ1点、峯崎遺跡では頁岩製の剥片が表採されている。また須久保塚古墳では、発掘調査で槍先形尖頭器が出土している。

縄文時代 縄文時代は、早期～晩期の遺跡が確認されている。基本的には鬼怒川や田川、西仁連川流域に広がる低地を望む台地の縁辺に多く見られ、それらの低地から台地の中に延びる谷頭の周辺でも、あまり台地の中に入り込まず、河川の流域付近に多く残されている。

これらの遺跡のうち、発掘調査が実施された鹿窪坂の上遺跡は、中期から晩期にかけての集落で、土製耳飾りや土偶、亀形土製品といった豊富な遺物が出土した。

弥生時代 弥生時代になると遺跡の数は減少し、いずれも後期の小規模な集落である。遺跡の分布は市西部の西仁連川流域に多くみられ、鬼怒川流域には広く展開しない。これは、鬼怒川は西仁連川に比べ、川幅も広く水量も豊富であったが、その分、氾濫もたびたび起こり、安定して集落を営むのが難しかったためであろう。ただし、鬼怒川流域では、対岸の筑西市に再葬墓群や人面付壺形土器が出土したことで知られる女方遺跡があり、本市の弥生時代を考える上でも重要な遺跡である。

24

表2-1 結城市埋蔵文化財包蔵地

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
001	松木合A遺跡	結城字松木合 12381 外	包蔵地、 古墳	宅地、畑、山林		○	○	○			
002	曾我殿台遺跡	結城字曾我殿台	包蔵地、 古墳	畑、宅地		○		○	○		
003	和尚塚古墳	結城字公達 9879	古墳	山林				○			
004	天神山塚古墳	結城字下山 7945	古墳	学校敷地				○			
005	繁昌塚古墳	結城字繁昌塚 9148 外	古墳	境内地				○			
006	小田林遺跡	小田林字南原 351 外	古墳、 集落跡	宅地、畑、 山林、境内地		○		○	○		○
007	保戸塚古墳	鹿窪字香取下 834 外	古墳	山林				○			
008	向原富士浅間塚古墳	鹿窪字向原 1384	古墳	宅地				○			
009	林古墳群	林字中林 653-2 外	古墳	宅地、畑、山林				○			
010	須久保塚古墳	上山川字須久保塚 236-5	古墳	工場敷地	○	○		○	○	○	○
011	天神遺跡	上山川字天神 2174 外	古墳、 包蔵地	畑		○		○	○		
012	堂塚古墳	田間字屋敷尻 1247-1	古墳	宅地				○			
013	北南茂呂稲荷塚古墳	北南茂呂字稲荷前 472～ 476	古墳	山林、畑				○			
014	結城城跡	結城字城跡 2278-1 外	城跡	宅地、水田、公 園、山林、畑		○		○	○	○	○
015	山川綾戸城跡	山川新宿字古城跡 5 外	城跡	宅地、畑						○	○
016	東持寺境内遺跡	上山川字我里内 3223-3228	館跡	山林、境内地						○	
017	城の内遺跡	結城字城ノ内 8717～8718	館跡	山林		○			○	○	○
018	結城廃寺跡	矢畑字結城寺前 141 外	寺院跡	畑、宅地					○	○	
019	結城八幡瓦窯跡群	上山川字八幡 3589 外	窯跡	山林、畑、宅地		○			○		
020	慈眼院結城家御廟	結城字大谷瀬 2709 外	墓地	墓地						○	
021	沼尻向遺跡	鹿窪字沼尻向 1466 外	包蔵地	畑、工場敷地		○					
022	北茂呂遺跡	北南茂呂字北坪 430 外	包蔵地	宅地、畑						○	
023	水野家歴代の墓	山川新宿字山の神 1653-1 外	墓地	墓地							○
024	御朱印堀	結城字立町 459 外	その他	堀、境内地						○	○
025	松木合B遺跡	結城字松木合 12353 外	包蔵地	畑、宅地				○			
026	松木合C遺跡	結城字松木合 12285 外	包蔵地	畑、宅地				○			
027	柳下C遺跡	結城字柳下 12081 外	集落跡	畑、陸田、 宅地、山林				○	○		
028	柳下A遺跡	結城字柳下 12228 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○		○	○		

第2章 史跡の概要

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
029	柳下B遺跡	結城字柳下 12166 外	包蔵地	畑、宅地					○		
030	砂窪A遺跡	結城字砂窪 11990 外	包蔵地	畑、宅地					○		
031	永正塚遺跡	結城字永正塚 1880 外	包蔵地	畑、宅地		○				○	
032	鷹部屋遺跡	結城字鷹部屋 1210 外	包蔵地	宅地、学校		○					
033	本田B遺跡	小田林字本田 1999 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
034	観音台遺跡	結城字観音台 5947 外	包蔵地	宅地、畑		○					
035	下り松遺跡	結城字下り松 6267 外	集落跡	宅地、畑		○		○	○	○	
036	峯崎遺跡	結城字峯崎 6650 外	集落跡	畑、公園	○	○		○	○		
037	西原遺跡	鹿窪字西原 16 外	包蔵地	畑、宅地、公園		○		○	○		
038	鹿窪坂の上遺跡	鹿窪字坂の上 459 外	集落跡	畑、宅地、山林		○			○		
039	坂の上東遺跡	鹿窪字坂の上 498 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地		○		○			
040	向原遺跡	鹿窪字向原 1328 外	包蔵地	畑、山林		○			○		
041	中遺跡	中字後免前 12 外	包蔵地	畑、宅地							
042	才光寺遺跡	上山川字備中 4135 外	包蔵地	畑、宅地	○	○		○	○		
043	北坪遺跡	矢畑字北坪 288 外	包蔵地	畑、宅地、山林		○		○	○		
044	西耕地遺跡	上山川字西耕地 312 外	包蔵地	畑、宅地、陸田				○	○		
045	前法内遺跡	上山川字前法内 774 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地				○			
046	戸崎遺跡	粕礼字戸崎 942 外	包蔵地、 古墳	畑、宅地、陸田		○	○	○			
047	鷲神社遺跡	粕礼字下宿 987 外	包蔵地、 古墳	畑、陸田、 宅地、竹林、 境内地		○		○		○	
048	塚越遺跡	小田林字塚越 922 外	包蔵地	畑、山林		○					
049	大日山遺跡	結城字西繁昌塚 9511-4 外	包蔵地	工場用地				○			
050	作野谷遺跡	結城作字作野谷 9381-4 外	包蔵地	山林				○			
051	中曽根遺跡	上成字中曽根 34 外	包蔵地	山林、畑、団地		○		○	○		
052	諏訪東遺跡	田間字諏訪東 838 外	包蔵地	山林、畑、宅地							
053	三蔵神社遺跡	田間字権現東 758-1 外	包蔵地	山林		○	○	○	○		
054	香取前遺跡	田間字神明前 428 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地		○	○	○	○	○	
055	南茂呂遺跡	北南茂呂字本田坪 205 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地					○	○	
056	七五三場遺跡	七五三場字屋敷付 205 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地、 工場敷地		○			○	○	

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
057	房山南遺跡	結城字房山 8688 外	包蔵地	畑					○	○	
058	水深遺跡	小田林字水深 81 外	包蔵地	畑、宅地		○		○			
059	下原南遺跡	小田林字下原 515 外	包蔵地	畑、山林		○		○			
060	下原中遺跡	小田林字下原 477 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地				○			
061	善長寺遺跡	小田林字善長寺 443 外	集落跡	畑				○	○	○	○
062	南原遺跡	小田林字南原 203 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地		○		○			
063	六反田遺跡	小田林字六反田 306 外	包蔵地	畑				○			
064	下原北遺跡	小田林字下原 441 外	包蔵地	神社、境内地		○					
065	新田東遺跡	小田林字新田東 1170 外	包蔵地	畑、陸田、山林		○	○	○		○	
066	黒田前遺跡	小田林字黒田前 790 外	包蔵地	畑、宅地		○		○			
067	本郷遺跡	上成字本郷 1 外	包蔵地	畑、陸田、山林				○			
068	小蓋山南遺跡	上山川字小蓋山 5022 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地				○			
069	小蓋山北遺跡	上山川字片蓋 4966 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
070	上成東浦遺跡	結城字境木 239 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
071	久保遺跡	結城字久保 500 外	包蔵地	畑、陸田						○	
072	西繁昌塚南遺跡	結城字西繁昌塚 364 外	包蔵地			○					
073	西繁昌塚北遺跡	結城字西繁昌塚 9594 外	包蔵地	畑、山林							
074	黒田向遺跡	小田林字仁軒地 654 外	包蔵地	畑、陸田				○			
075	仁軒地遺跡	小田林字仁軒地 635 外	包蔵地	陸田、宅地		○		○			
076	西繁昌塚遺跡	結城字西繁昌塚 9630 外	包蔵地	畑、山林、宅地							
077	田間東浦遺跡	田間字東浦 1564 外	包蔵地	畑、宅地					○		
078	井筋向遺跡	大木字上成境 2378 外	包蔵地	畑、陸田、 山林、宅地					○		
079	石堂北遺跡	上山川字石堂 5312 外	包蔵地	畑		○					
080	石堂西遺跡	上山川字石堂 5281 外	包蔵地	畑、山林				○			
081	石堂東遺跡	上山川字石堂 5373 外	包蔵地	畑			○	○			
082	谷向遺跡	上山川字谷向 5138 外	包蔵地	畑、宅地		○					
083	根本原遺跡	結城字砂窪 11905 外	包蔵地	畑、宅地					○		
084	逆井遺跡	結城字逆井 11413 外	包蔵地	畑、宅地、 工場敷地					○	○	
085	四ツ京遺跡	結城字四ツ京 11497 外	包蔵地	畑、宅地、 工場敷地						○	

第2章 史跡の概要

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
086	五本木遺跡	結城字五本木 10572 外	包蔵地	畑、宅地						○	
087	長塚東遺跡	結城字長塚 10489 外	包蔵地	畑、宅地					○	○	
088	長塚西遺跡	結城字長塚 10688 外	包蔵地	畑、宅地					○	○	
089	上ノ宮遺跡	結城字上ノ宮 10751 外	包蔵地	畑、陸田、宅地					○	○	
090	上海道遺跡	小田林字上海道 2248 外	包蔵地	畑、陸田、宅地					○		
091	本田北遺跡	小田林字東浦 1932 外	包蔵地	畑、山林、宅地						○	
092	城の内南遺跡	結城字城ノ内 8681 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○					
093	房山北遺跡	結城字房山 8626 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○					
094	繁昌塚東遺跡	結城字繁昌塚 9084 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
095	下山遺跡	結城字下山 7974-2 外	包蔵地	畑、宅地				○	○		
096	貉塚遺跡	結城字貉塚 7771 外	包蔵地	畑、宅地					○	○	
097	公達遺跡	結城字公達 9802 外	包蔵地	畑、宅地						○	
098	立の山遺跡	小田林字立の山 2520 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
099	浜野辺香取前遺跡	浜野辺字香取前 131 外	包蔵地	畑、陸田、宅地		○					
100	浜野辺薬師遺跡	浜野辺字観音 232 外	包蔵地	畑、陸田、宅地、境内地					○	○	
101	水門台遺跡	水海道字水門台 187 外	包蔵地	畑、山林、陸田、宅地		○			○	○	
102	株木遺跡	水海道字株木 11 外	包蔵地	畑、山林、陸田、宅地					○		
103	二本木遺跡	浜野辺字二本木 556 外	包蔵地	畑、陸田、宅地					○	○	
104	前坪南遺跡	芳賀崎字前坪 287-2 外	包蔵地	畑		○	○	○	○		
105	前坪東遺跡	芳賀崎字前坪 336 外	包蔵地	畑		○					
106	大角壺前遺跡	芳賀崎字大角壺前 343 外	包蔵地	畑、宅地		○					
107	前坪西遺跡	芳賀崎字前坪 311 外	包蔵地	畑		○			○		
108	前坪遺跡	芳賀崎字北浦 359 外	包蔵地	畑、宅地					○		
109	芋保遺跡	山王字芋保 230 外	包蔵地	畑、宅地、墓地		○					
110	上下山遺跡	今宿字上下山 681 外	包蔵地	畑		○		○		○	
111	大山遺跡	今宿字大山 210 外	包蔵地	畑、宅地、墓地				○	○	○	
112	門前東遺跡	今宿字門前 62 外	包蔵地	畑、陸田		○		○	○		
113	不動小屋遺跡	今宿字不動小屋 1-1 外	包蔵地	畑、山林、陸田、宅地		○			○	○	
114	門前西遺跡	今宿字宿 35-1 外	包蔵地	畑、山林、陸田、宅地		○			○		

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
115	綾戸遺跡	山川新宿字綾戸東通 101 外	包蔵地	畑、陸田、宅地					○	○	
116	古城跡南遺跡	山川新宿字古城跡 1-1 外	包蔵地	畑、陸田、 境内地、宅地					○	○	
117	古城跡北遺跡	山川新宿字古城跡 13-20 外	包蔵地	畑、陸田		○			○	○	
118	南洞貝遺跡	山川新宿字南洞貝 455 外	包蔵地	畑、宅地		○		○			
119	新町西遺跡	山川新宿字新町西 1473 外	包蔵地	畑、宅地						○	
120	蓮縄田遺跡	東茂呂字蓮縄田 1522 外	包蔵地	畑、陸田		○					
121	南小路遺跡	東茂呂字南小路 1613 外	包蔵地	畑、陸田、宅地				○			
122	小刀島南遺跡	東茂呂字小刀島 1817 外	包蔵地	畑、宅地				○			
123	小刀島北遺跡	東茂呂字中橋 1521 外	包蔵地	畑、宅地				○			
124	児ヶ墓遺跡	大木字児ヶ墓 1902 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○		○			
125	江川大町遺跡	江川大町字中篠 389 外	包蔵地	畑、宅地、 境内地		○	○	○			
126	中篠遺跡	江川大町字細野 28 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地		○		○	○		
127	下原遺跡	田間字下原 55 外	包蔵地	畑		○	○	○		○	
128	権現東遺跡	田間字権現東 756 外	包蔵地	畑		○				○	
129	花市山遺跡	田間字花市山 1386 外	包蔵地	畑				○			
130	薬師堂山遺跡	田間字薬師堂山 1747 外	包蔵地	畑、宅地				○			
131	武井東浦遺跡	武井字東浦 235 外	包蔵地	畑、宅地					○		
132	一ツ木南遺跡	東茂呂字一ツ木 1057 外	包蔵地	畑、陸田		○			○		
133	一ツ木北遺跡	東茂呂字一ツ木 977 外	包蔵地	畑、陸田、宅地				○			
134	街道西遺跡	北南茂呂字街道西 230 外	包蔵地	畑		○		○			
135	北原南遺跡	江川新宿字北原 671 外	包蔵地	畑、宅地						○	
136	北原北遺跡	江川新宿字北原 348 外	包蔵地	畑		○					
137	中篠北遺跡	江川新宿字細野 76 外	包蔵地	畑、宅地					○	○	
138	中篠南遺跡	江川新宿字中篠 2031 外	包蔵地	畑				○	○		
139	中村東遺跡	東茂呂字本郷 324 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地		○			○		
140	中村西遺跡	東茂呂字中村 495 外	包蔵地	畑、陸田				○			
141	東茂呂北原遺跡	東茂呂字北原 221 外	包蔵地	畑、山林、 陸田、宅地		○		○	○	○	
142	狐塚遺跡	大木字狐塚 2163 外	包蔵地、古 墳	畑				○			
143	百野遺跡	上山川字百野 6142 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○					

第2章 史跡の概要

遺跡 番号	遺 跡 名	所 在 地	種 類	現 況	時代・時期						
					旧 石	縄 文	弥 生	古 墳	奈 平	中 世	近 世
144	立出遺跡	大木字立出 1523 外	包蔵地	畑、宅地					○		
145	松山下東遺跡	大木字松山下 1556 外	包蔵地	畑		○			○		
146	松山下西遺跡	大木字松山下 1631 外	包蔵地	畑					○		
147	星ノ宮遺跡	大木字星ノ宮 1721 外	包蔵地	畑							
148	舂ノ谷遺跡	大木字舂ノ谷 354 外	包蔵地	畑		○			○	○	
149	古屋敷遺跡	大木字古屋敷 277 外	包蔵地	畑、宅地					○	○	
150	諏訪神社前遺跡	北南茂呂字金挾 1210 外	包蔵地	畑		○	○	○	○	○	
151	屋敷内遺跡	北南茂呂字屋敷内 477 外	包蔵地	畑、山林		○		○			
152	並木西遺跡	北南茂呂字並木西 416 外	包蔵地	畑							
153	中篠西遺跡	武井字海道割 1256 外	包蔵地	畑、陸田		○		○	○		
154	戸井橋遺跡	大木字戸井橋 17 外	包蔵地	畑							
155	君島遺跡	大木字山王下 1175 外	包蔵地	畑							
156	馬明遺跡	大木字馬明 1183 外	包蔵地	畑							
157	中台遺跡	上山川字中台 2605 外	包蔵地	畑、山林、宅地					○		
158	上山川舂谷遺跡	上山川字舂谷 2453 外	包蔵地	畑					○		
159	西方遺跡	上山川字久保 3231 外	包蔵地	畑、宅地					○		
160	谷原遺跡	上山川字谷原 1789 外	包蔵地	畑、宅地					○		
161	光国寺遺跡	上山川字光国寺 3113-5	包蔵地	畑					○		
162	台山北遺跡	上山川字台山 1286 外	包蔵地	畑、宅地、陸田		○			○		
163	台山南遺跡	上山川字台山 967	包蔵地	畑、宅地		○			○	○	
164	東原遺跡	上山川字東原 1387 外	包蔵地	畑					○		
165	多畑遺跡	古宿字多畑 220 外	包蔵地	畑、山林、宅地		○			○		
166	繁昌塚西遺跡	結城字繁昌塚 9224 外	包蔵地	畑、山林、宅地							
167	本田遺跡	小田林字西浦 1642 外	集落跡	畑、山林		○		○			○
168	大野原遺跡	北南茂呂字大野原 1727 外	包蔵地	畑、山林	○	○					
169	油内遺跡	結城字油内 7123 外	集落跡	畑、宅地					○		
市(1)	結城朝光の墓	結城 152								○	
市(2)	玉日姫の墓	結城 2102									○
市(3)	砂岡雁宕の墓	結城 1359									○
市(4)	源翁和尚の墓	結城 1977								○	
市(5)	健田神社旧跡	結城 5607							○	○	○
市(6)	増田遷晁文人の碑	結城 312									○
市(7)	早見晋我の墓	結城 1570									○
市(8)	山川家歴代霊廟	今宿 45								○	
市(9)	大桑神社の櫓群	小森 1									○

(2) 古墳時代

集 落 古墳時代は、本市西部を流れる西仁連川流域と、本市東部を流れる鬼怒川・田川流域に遺跡が多く分布する。

古墳時代前期には、西仁連川流域に集落が展開する。善長寺遺跡・小田林遺跡があげられ、両遺跡は300m程しか離れておらず、隣接する2つの集落に前期だけで77軒の住居跡が確認されている。対岸の栃木県小山市では、西仁連川流域に前期から中期にかけての古墳が展開する横倉戸館古墳群、豪族居館と推定される下犬塚遺跡などが位置しており、関連性の高さがうかがえる。

中期から後期においては、西仁連川流域及び鬼怒川・田川流域それぞれに集落が展開し、古墳は鬼怒川・田川流域に多く造られる。本田遺跡・善長寺遺跡・峯崎遺跡・下り松遺跡などに集落が形成され、特に中期には善長寺遺跡・下り松遺跡で石製模造品工房が確認されている。

古 墳 市内で古墳が造られるのは中期から確認されている。西仁連川流域では、小田林古墳群など4基であるのに対し、田川・鬼怒川流域では松木合古墳群や曾我殿台古墳群、林古墳群、山王古墳群などが所在している。松木合古墳群は栃木県小山市と県境を接しており、小山市の寺野東遺跡や西高椅遺跡、絹古墳群、築古墳群と同じ古墳群として捉えることができる。

結城廃寺の北約1.5kmに造られた林古墳群は、備中塚古墳（径約67mの円墳、周溝を含めると直径約115m）をはじめ、古山八幡塚古墳（全長約50mの前方後円墳）、瓢箪塚古墳（全長約48mの前方後円墳）、林八幡塚古墳（全長約30mの前方後円墳）、小備中塚古墳（径約24mの円墳）、林八幡塚東古墳（径約18mの円墳）など前方後円墳5基、円墳3基を含め少なくとも10基の古墳が存在した、市内最大規模の古墳群である。これらの古墳は、5世紀末から6世紀にかけて造られたと考えられている。

結城廃寺跡の北西約1.2kmに位置する須久保塚古墳（長軸約75m・短軸約53mの長方墳）は、本市唯一の終末期古墳である。主体部は破壊されていたが、掘込地業を伴う、凝灰岩切石の横穴式石室であったと考えられる。

(3) 古 代

古代結城郡 古代の結城郡域は、本市の全域及び古河市・八千代町・栃木県小山市の一部を含む。下総国の北端に位置し、北は下野国都賀郡と、東は鬼怒川を境として常陸国新治郡と接し、西は下野国寒川郡・下総国猿島郡、南は下総国豊田郡（岡田郡）と接していた。下総国は11郡からなり、『延喜式』による国の等級では大国に属し、7世紀末に成立したと考えられており、結城郡もほぼ同じ時期に成立したと思われる。また、『和名類聚抄』によれば、結城郡には高椅・結城・茂侶・小塙（小塩カ）・余戸の5つの郷があり、郡の等級では下郡に相当する。

結城郡の5つの郷の位置ははっきりとは判っていないが、高椅郷は市の北部から

栃木県小山市高椅にかけての鬼怒川と田川に挟まれた地域と考えられる。結城郷は市のほぼ中央にあたる鹿窪から矢畑、上山川の一帯と考えられる。結城郡の中心となる郷で、結城廃寺や結城郡衙推定地である峯崎遺跡、市内最大の集落跡である下り松遺跡や油内遺跡が位置する。茂侶郷は、市南西部の東茂呂や北南茂呂一帯と考えられる。小埞郷については、「埞」も「塙」も「ハナワ」と読むことから、小埞＝小塙として現在の小塙一帯とする説もあるが、『続日本紀』神護景雲二年条に、下総国結城郡小塩郷小島村から常陸国新治郡川曲郷受津村まで鬼怒川の河修が行われたとの記述があり、その場所は現在の山王、水海道付近から下妻市桐瀬にいたる部分と考えられるため、小塩郷とは小埞郷のことで、市の南東部の山王・浜野辺・水海道一帯と推定されている。余戸郷とは、特定の地域を表すものではなく、50戸で一郷とする郷の編成上、余った戸(家)によって構成された郷である。

大同2年(807)に斎部広成が編纂した『古語拾遺』には、結城という地名の起りについて、「穀木(カジノキ)の生ずる所、故に之を結城郡と謂ふ」と記載される。この穀木の皮を削ぎ、繊維を蒸して水に浸し、細かく裂いて糸としたものを木綿(ユウ)といい、主に神事に用いられていた。つまり、結城とは穀木=木綿の木がたくさん生えている所という意味である。

天平勝宝7年(755)、筑紫に派遣された結城郡出身の防人であった矢作真長・忍海部五百麿・雀部広嶋の3名の歌が『万葉集』に収載されている。

10世紀初頭には、『延喜式』巻九の神名帳に健田神社並びに高椅神社が記載されている。これらはそれぞれ、健田神社は結城郷、高椅神社は高椅郷の所在であったと考えられる。

考古資料においては、北下遺跡(千葉県市川市)から「結城郡浄」と墨書された8世紀の須恵器坏が出土している。北下遺跡は、下総国分僧寺東側の台地下に位置する旧河道で、この河道で祭祀を行っており、結城郡が自国の祭祀行為に参画していたことが分かる資料である。

結城廃寺跡 結城廃寺跡は、鬼怒川右岸の台地上に8世紀初頭に建立され、室町時代の中頃まで約700年間存続していた。地名として「結城寺前」「結城寺北」「寺山」といった小字名が残り、畑の表面には数多くの瓦片が散布する。本格的な発掘調査は昭和63年(1988)から平成7年(1995)まで実施され、「法起寺式伽藍配置」であることや塑像、埴仏(図2-6)、極先瓦、塔心礎舍利孔石蓋(図2-7)といった貴重な遺物が出土し、畿内色が強い寺院であったこと、文字瓦から法号が「法成寺」であることが判明した。

結城廃寺跡に関する文献はほとんど残されていないが、10世紀中頃に起こった平将門の乱(936～940年)を記した『将門記』によると、平将門の敵方である平良兼が八十余騎を率いて下野国府



図2-6
埴仏



図2-7
塔心礎舍利孔
石蓋

(栃木県栃木市)を出立し、下総国猿島郡石井(茨城県坂東市)にある平将門の石井営所を夜襲に行く際、結城郡法城寺の脇から鵝鴨橋(山川新宿釜橋付近)を通過する記述がある。この「法城寺」について、結城寺の誤記である説と、法城寺という寺院が存在した説があったが、文字瓦「法成寺」が出土したことにより、結城廃寺跡が法城寺(法成寺)であることが判明した(図2-14)。

結城八幡瓦窯跡 結城廃寺跡の北東約500mのところにある結城八幡瓦窯跡は、鬼怒川から延びる谷頭に面する台地の東斜面に造られており、所在する土地の小字名は「瓦塚」であり、古来より瓦の散布する地として知られていた。

昭和28年(1953)、高井悌三郎氏を中心に上山川村教育委員会及び常総古文化研究会が、平成12年度(2000)・13年度(2001)には結城市教育委員会が主体となり確認調査を実施した。これらの調査で、窯跡はすべて半地下式の登窯であったこと、結城廃寺跡創建期の瓦を供給していることが判明している。また、以前は谷の反対斜面などに窯壁片や焼土が見られたこともあり、このあたり一帯に窯跡群があったことが推定されている。

関連遺跡 結城郡衙は、現在発見されておらず不明である。本史跡の北方約3kmに位置する峯崎遺跡では、奈良時代から平安時代にかけて、153軒の竪穴建物跡と49棟の掘立柱建物跡などが検出された(図2-8)。なかでも注目されるのは49棟検出された掘立柱建物跡で、郡衙正倉の可能性が指摘され、「公人」の墨書土器が出土するなどから官衙の様相が見られるが、「□寺」や「□佛申□」といった文字資料や土製螺髪などからは寺院の様相が、白磁や奈良三彩、緑釉陶器、灰釉陶器などからは有力者居宅なども想定される(図2-9)。また、皇朝十二銭の長年大寶も出土している。

峯崎遺跡の北方200mに位置する下り松遺跡からは、227軒の竪穴建物跡や鍛冶工房跡、掘立柱建物跡、井戸跡などが検出され、緑釉陶器や灰釉陶器、小型銅造仏(図2-10)、皇朝十二銭の萬年通寶・隆平永寶・寛平大寶、刀装具(鞘尻)などが出土している。下り松遺跡の西約300mに位置する油内遺跡も古代の集落で、主に平安時代を中心とする。

この3遺跡は中心となる時期がほぼ同じであることから同一遺跡と想定され、結城郡の中心集落であるとともに、本史跡との関連が注目される。

これらの遺跡の北東約3.7km、台地下に延喜式内社である健田神社の旧跡が残る。健田神社は、鬼怒川の度重なる氾濫により社殿が流失し、宝暦10年(1764)に小塙の乗国寺境内に移されている。その後は、明治3年(1870)の神仏分離令によって須賀神社に合祀され、健田須賀神社となっている。



図2-8
峯崎遺跡掘立柱建物群



図2-9
峯崎遺跡出土遺物
白磁・三彩・緑釉陶器

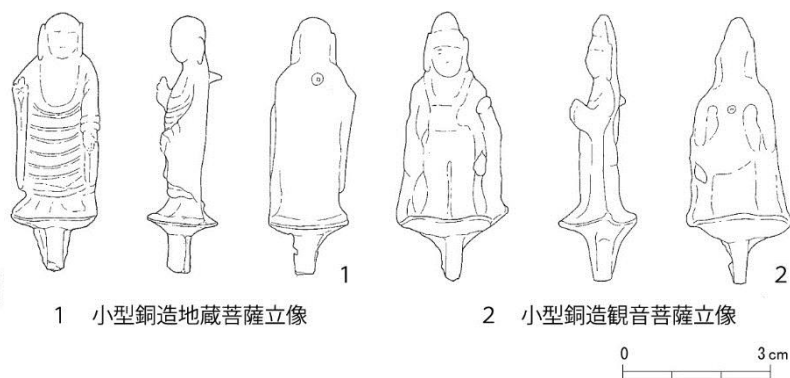


図2-10 下り松遺跡出土遺物 小型銅造仏

(4) 中世

中世の結城は、結城氏と山河（山川）氏が支配した。結城氏は鎌倉幕府の御家人として活躍し、結城郡の北半分を本拠地として鎌倉時代から室町時代にかけて結城地方を治めた。山川氏は、結城氏初代の朝光（図2-11・12）の四男であった重光が分家し、上山川地域を拠点として本家である結城氏に並ぶほどの勢力を拡大させた武家であった。



図2-11
木造結城朝光像

本史跡の南東700mに位置する東持寺は、山河（山川）氏の居館跡と伝えられている。この居館跡は、堀及び土塁が遺存しており、当時の館の規模を彷彿とさせる。また、南の出入口を館の「大手門」とし、南に真直ぐに伸びる道は「馬場」と考えられており、「馬場」は現在も小字名として残っている。館の存続時期は鎌倉時代から戦国時代までと考えられており、境内にある正和6年（1317）2月15日の記年銘が刻まれた大板碑をはじめ、一帯には中世の石造物も多い。



図2-12
紙本著色結城朝光肖像画

その他にも、市内には中世城館跡が残されている。結城氏の本拠地である結城城跡（図2-13）は、永享12年（1440）～嘉吉元年（1441）に起こった結城合戦の主戦場となっており、この合戦で結城氏は一時滅亡する。城の内遺跡は、現在も堀と土塁が遺存するが、遺跡内部から14世紀後半～15世紀の遺構・遺物が確認されており、結城氏の出城的な役割を担っていたと考えられる。山河（山川）氏は、戦国時代頃に本拠地を南方約3.5kmに位置する山川綾戸城跡へ移動したと伝わる。



図2-13
結城城跡
（北東から）



図2-14 『将門記』における石井宮所夜襲関連地図（出典：梶原正昭『将門記』1975 平凡社東洋文庫「『将門記』関係地図2」を一部加筆修正）

(5) 近 世

近世には、本史跡周辺は結城寺村と呼ばれており、村名の由来が本史跡に因ったものと考えられる。

結城寺村の初出は、慶長10年（1605）の鈴木誠一郎家文書にみられる。また、寛永17年（1640）の同家文書には「結城村」ともある。延享2年（1745）の寺百姓等口上書上案（山中倉松文書）には、「寺跡境内東西貳百廿間程、南北貳百廿五間程、其殿堂伽藍鬼瓦布目瓦破損シ、畑廻リ塚築置、結城寺跡ニ明鏡紛無御座候」と記されており、江戸時代には本史跡の存在は知られていたことになる。

結城寺村は、慶長6年（1601）に幕府御領となり、代官の伊奈備前守忠次の支配下に置かれた。その後、慶長9年（1604）に松平定綱（下総山川藩）領、元和2年（1616）からは京極主膳正高通（丹後峰山藩）の領地となり、正保4年（1647）に京極主膳正高通の領分と結城寺の領分に分村され、結城寺領で幕末を迎える。

結城寺は、本史跡の南方約3.5kmに位置する。江戸時代頃に編纂された寺伝である『下総国結城郡山川郷清浄蓮華山来由』によると、永享12年（1440）～嘉吉元年（1441）に起こった結城合戦で焼失した結城廃寺を、永禄年間（1558～1570）に現在地に再建した寺であると伝わる。

(6) 近現代

明治維新後の結城寺村は、明治4年（1871）の廃藩置県時には結城寺村として残っていた。しかし、明治15年（1882）の連合村制によって矢畑村・矢畑新田・上山川村と合併し上山川村連合となり、結城寺村の名称は行政上消滅した。しかし、史跡地及び周囲には結城寺前、結城寺北、寺山といった結城廃寺跡を連想される小字名が現代まで残る。

4 社会環境

(1) 市の沿革

本市は、明治4年（1871）の廃藩置県以前は下総国に属し、市域一帯は結城郡と呼ばれていた。市域には、廃藩置県当時36の町・宿・村があり、結城藩・壬生藩・幕府御領・一橋領・旗本領が錯綜していた。明治4年7月の廃藩置県によって、結城県・壬生県・若森県にそれぞれ所属したが、同年10月には印旛県に統一され、さらに明治6年（1873）6月に千葉県へ所属した。翌年茨城県と千葉県の間で境界変更が行われ、利根川以北の郡は茨城県に所属することとなり、結城郡も千葉県から茨城県へと所属した。明治10年代の連合村制により、本市の行政制度はめまぐるしく改変されたが、明治22年（1889）の町村制により結城町・絹川村・上山川村・山川村・江川村の1町4村が成立した。その後、昭和29年（1954）3月に1町4村が合併して結城市が誕生し、現在に至る。

(2) アクセス

市の北部には主要な交通網が整備されている。鉄道としてJR水戸線が東西に通じ、市内には東結城・結城・小田林の3駅が設けられている。主要な道路としては、市北部を東西方向に国道50号、市北西部を南北方向に通る新4号バイパス、市を南北に通る県道17号結城野田線や県道20号結城坂東線などがある。

本史跡は、市南部の上山川地区・矢畑地区に位置し、西方450mには県道20号結城坂東線が、南方550mには県道54号明野間々田線が通る。結城駅から直線で4.5km、国道50号バイパスからは直線で3.3kmに位置する（図2-15）。



図2-15 道路・交通現況図

(3) 土地利用

本市においては、畑が4割近くを占めているが、宅地造成の増加によって山林と共に減少傾向が見られている。その宅地は全体の2割ほどで、田や雑種地とほぼ同じ割合となっている。本史跡周辺は北側に住宅地、東側には畑地が広がり、西側及び南側は畑地や宅地、工場などが混在する（図2-16）。



図2-16 土地利用現況図（平成23年度都市計画基礎調査）
（出典：結城市都市計画マスタープラン、一部加筆修正）

(4) 公共施設 (図2-17)**①集会施設**

公民館及びコミュニティセンターが該当する。公民館は、結城市立公民館と北部分館があり、両施設とも結城地区に位置しており、生涯学習の中核を担う建物である。コミュニティセンターは各地区に建てられており、結城地区に4施設、絹川地区に1施設、上山川地区に2施設、山川地区に4施設、江川地区に1施設が整備されている。

②文化施設

結城市民情報センター及び結城市民文化センターが該当する。情報センターは、本市の様々な情報を収集蓄積・提供し、市民の情報活用を支援するとともに、市民の学習活動や交流の場を提供する目的で整備され、同センター内にはゆうき図書館が設置されている。文化センターは大ホール（1,276席）と小ホール（363席）を有し、市内外から利用されている。

③スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設として、体育施設が4施設ある。結城市鹿窪運動公園は総合体育施設として、各種スポーツ大会の開催に利用されている。その他、川木谷野球場や紬の里結城パークゴルフ場など、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動、憩いの場などに利用されている。

④保健・福祉施設

保健センター、高齢福祉施設、障害福祉施設がそれぞれ1施設ある。保健センターは各種検診事業等で、高齢福祉施設は高齢者の介護予防・健康増進及び生きがいに、障害福祉施設は在宅障害者への就労支援や生活訓練など、各施設とも有効に活用されている。

保育施設として、公立の保育所が3ヵ所設置されている。また、子育て支援施設は4ヵ所設置されている。本史跡には、保育所が1ヵ所隣接する。

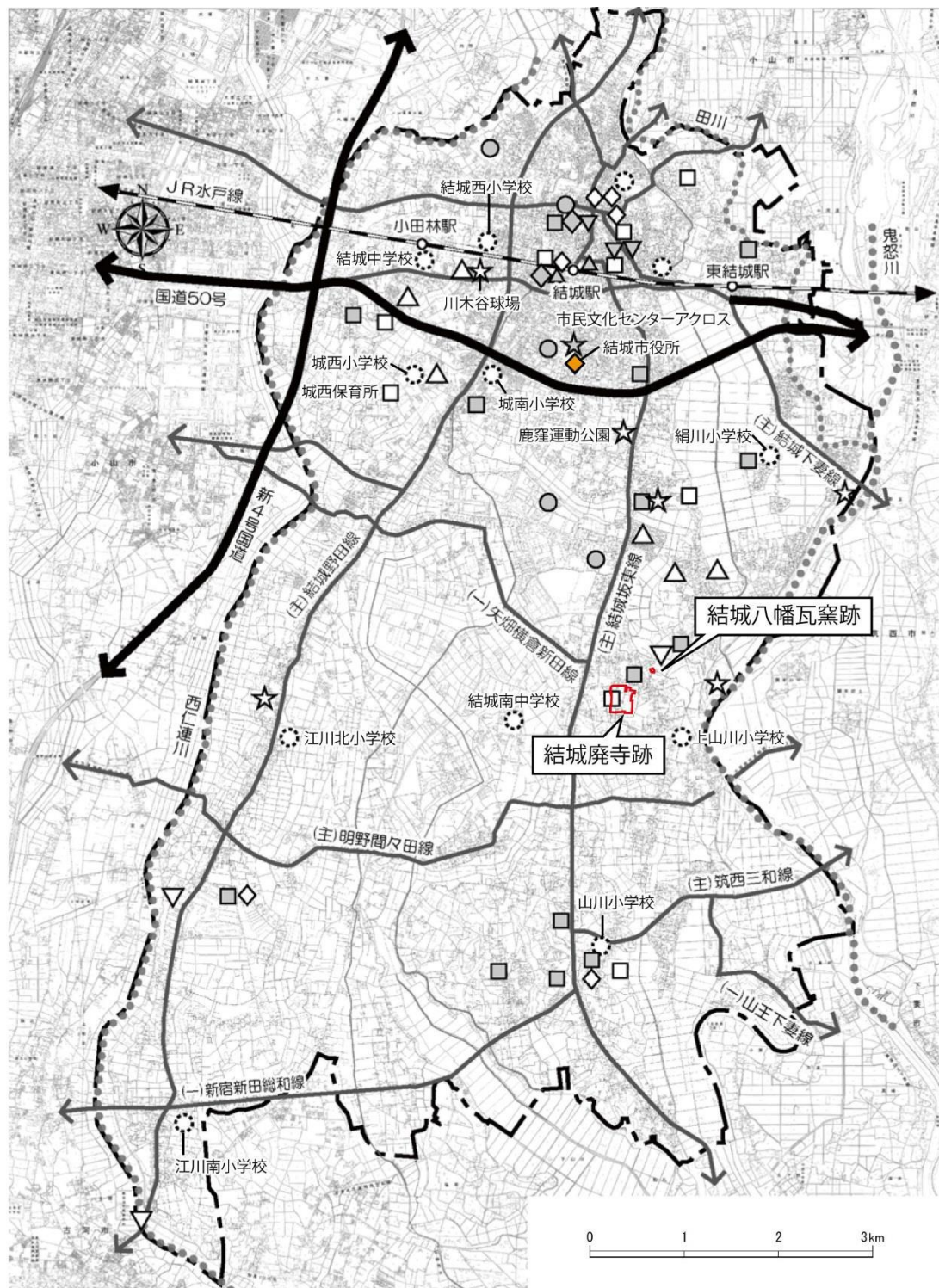
⑤学校教育施設

市内には、小学校は9校、中学校は3校となる。高等学校については、3校設置されている。また、県立の結城特別支援学校が設置されている。

本史跡の周辺には、小学校・中学校がそれぞれ1校配置されている。

⑥その他施設

観光施設として、明治期の土蔵（見世蔵）を平成21年度（2009）に展示施設として改修した、結城蔵美館が設置されている。



行政区境界	子育て・福祉施設	公営住宅	鉄道・駅
市庁舎・付属庁舎	学校	農業集落排水	河川
駐車場	生涯学習施設	公園	
駐輪場	スポーツ施設	国道	(主)：主要地方道
集会・交流施設	芸術文化施設	県道、主要地方道	(一)：一般県道

※市役所駅前分庁舎は、庁舎移転のため、現在使用していない。

図2-17 公共公益施設現況図
(出典：結城市都市計画マスタープラン、一部加筆修正)

(5) 結城市の指定文化財

本市の指定・登録文化財等は、国指定2件、県指定18件、市指定88件、国登録有形文化財31件の計139件である（表2-2～4、図2-18）。

国指定文化財は、本史跡と重要無形文化財の結城紬（平織）がある。結城紬は、昭和31年（1956）4月24日付けで重要無形文化財に指定された。指定要件として、①使用する糸は、すべて真綿より手つむぎしたものとし、強撚糸を使用しないこと、②緋模様をつける場合は、手くびり（緋くくり）によること、③いざり機（地機）で織ることの3工程が挙げられている。さらに、平成22年（2010）11月16日付けでユネスコ無形文化遺産に登録された。

国登録有形文化財は、土蔵造りの店舗である見世蔵を主体とし、酒蔵や住宅、レンガ造りの煙突などがある。建築年代は明治初期から昭和初期まで、特に明治中期の建造物が主体的で、商業で栄えた旧市街地の象徴的存在となっている。

県指定文化財は、結城氏17代目の結城晴朝の肖像画や与謝蕪村の描いた襖絵、平将門の伝説が残る不動明王坐像、殺生石の伝説を持つ源翁和尚の愛用品と伝わる払子・数珠、南北朝時代から戦国時代までの結城氏に関する古文書群である健田須賀神社文書、横糸に強撚糸を使用した結城紬の縮織、天保の改革を主導した水野越前守忠邦の墓などがある。

市指定文化財は、結城家の菩提寺である孝顕寺や乗国寺の山門をはじめとして、結城氏に関わる肖像画や仏像、結城氏・山河（山川）氏の城館跡や墓所、近世結城町の様子を伝える赤荻家所蔵文書、市内各所に残る古墳、大杉囃子の系譜をたどるお囃子、樹齢350年以上の大桑神社の櫓などがある。

指定・登録文化財一覧

表2-2 1 国指定・登録

No.	種 類	名 称	時代	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
1	無形文化財	結城紬（平織）	—	—	本場結城紬技術保持会	昭和31年4月24日
2	史跡	結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡	奈良～室町	大字上山川ほか	結城市ほか	平成14年9月20日
3	登録有形	結城酒造株式会社安政蔵	江戸	大字結城（西町）	個人	平成12年4月28日
4	登録有形	結城酒造株式会社新蔵	江戸	大字結城（西町）	個人	平成12年4月28日
5	登録有形	結城酒造株式会社レンガ煙突	明治	大字結城（西町）	個人	平成12年4月28日
6	登録有形	奥順見世蔵	明治	大字結城（大町）	個人	平成17年2月9日
7	登録有形	奥順店舗	大正	大字結城（大町）	個人	平成17年2月9日
8	登録有形	奥順離れ	明治	大字結城（大町）	個人	平成17年2月9日
9	登録有形	奥順土蔵	明治	大字結城（大町）	個人	平成17年2月9日

第2章 史跡の概要

No.	種 類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
10	登録有形	結真袖見世蔵	明治	大字結城（大町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
11	登録有形	結真袖主屋	明治	大字結城（大町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
12	登録有形	小西見世蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
13	登録有形	赤荻本店見世蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
14	登録有形	秋葉糍味噌醸造見世蔵	大正	大字結城（浦町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
15	登録有形	鈴木紡績見世蔵	明治	大字結城（西の宮）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
16	登録有形	鈴木紡績主屋	明治	大字結城（西の宮）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
17	登録有形	中澤商店見世蔵及び主屋	明治	大字結城（穀町）	個人	平成 17 年 2 月 9 日
18	登録有形	旧黒川米穀店店舗	明治	大字結城（西の宮）	個人	平成 18 年 10 月 18 日
19	登録有形	キヌヤ薬舗店舗	明治	大字結城（大町）	個人	平成 18 年 10 月 18 日
20	登録有形	奥順老の蔵	明治	大字結城（大町）	奥順株式会社	平成 18 年 10 月 18 日
21	登録有形	小倉商店店舗兼主屋	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 20 年 3 月 7 日
22	登録有形	奥庄店舗兼主屋	昭和	大字結城（大町）	個人	平成 21 年 1 月 8 日
23	登録有形	保坂家住宅主屋	大正	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
24	登録有形	保坂家住宅土蔵	大正	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
25	登録有形	武勇見世蔵	江戸	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
26	登録有形	武勇脇蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
27	登録有形	武勇製品蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
28	登録有形	武勇仕込蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
29	登録有形	武勇旧釜蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
30	登録有形	武勇煙突	大正	大字結城（浦町）	個人	平成 23 年 7 月 25 日
31	登録有形	鈴木新平商店見世蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 26 年 12 月 19 日
32	登録有形	鈴木新平商店文庫蔵	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 26 年 12 月 19 日
33	登録有形	鈴木新平商店座敷棟	明治	大字結城（浦町）	個人	平成 26 年 12 月 19 日

表 2－3 2 県指定

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
34	絵画	絹本著色当麻曼陀羅	室町	大字結城（西町）	宗教法人弘経寺	昭和 32 年 1 月 25 日
35	絵画	紙本著色襖絵	江戸	大字結城（西町）	宗教法人弘経寺	昭和 32 年 1 月 25 日
36	絵画	紙本著色武者肖像画	安土桃山	大字結城（立町）	宗教法人孝顕寺	昭和 32 年 1 月 25 日
37	絵画	紙本著色結城晴朝肖像画	江戸	大字結城（立町）	宗教法人孝顕寺	昭和 32 年 6 月 26 日
38	絵画	紙本著色結城政朝夫人肖像画	安土桃山	大字結城（立町）	宗教法人孝顕寺	昭和 32 年 6 月 26 日
39	彫刻	木造不動明王坐像	室町	大字山川新宿	宗教法人大栄寺	昭和 33 年 3 月 12 日

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
40	彫刻	木造観音菩薩立像	室町	大字結城（戸野町）	宗教法人大輪寺	平成7年1月23日
41	工芸品	払子	室町	大字結城（鍛冶町）	宗教法人安穩寺	昭和32年1月25日
42	工芸品	数珠	室町	大字結城（鍛冶町）	宗教法人安穩寺	昭和32年1月25日
43	工芸品	古鏡	—	大字結城（番匠町）	個人	昭和32年6月26日
44	工芸品	百万塔	奈良	大字結城（西の宮）	個人	昭和33年3月12日
45	工芸品	太刀（葵くずし紋）	江戸	大字結城（塔の下）	個人	昭和38年8月23日
46	書跡	往生要集	鎌倉	大字結城（浦町）	宗教法人称名寺	昭和33年3月12日
47	古文書	健田須賀神社文書	室町	大字結城（浦町）	宗教法人健田須賀神社	平成8年1月25日
48	無形文化財	結城紬（縮織）	—	—	（公財）重要無形文化財結城紬技術保存会	昭和28年11月14日
49	無形民俗	上山川諏訪神社太々神楽	江戸？	大字上山川	宗教法人諏訪神社	平成17年11月25日
50	史跡	水野越前守忠邦の墓	江戸	大字山川新宿	個人・結城市	昭和33年3月12日
51	史跡	結城御朱印堀（附．地図2・証文1・由来帳1）	江戸	大字結城（立町）	宗教法人孝顕寺ほか	昭和33年3月12日

表2-4 3 市指定

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
52	建造物	石幢	室町	大字結城（塔の下）	宗教法人華蔵寺	昭和42年2月9日
53	建造物	石幢	室町	大字結城（白銀町）	宗教法人常光寺	昭和42年2月9日
54	建造物	宝篋印塔	江戸	大字結城（宮の下）	宮の下	昭和43年9月10日
55	建造物	上山川諏訪神社本殿	室町	大字上山川	宗教法人諏訪神社	昭和49年12月27日
56	建造物	孝顕寺三門	江戸	大字結城（立町）	宗教法人孝顕寺	昭和52年3月4日
57	建造物	称名寺御霊屋門	室町	大字結城（浦町）	宗教法人称名寺	昭和52年12月6日
58	建造物	称名寺二条門	江戸	大字結城（浦町）	宗教法人称名寺	昭和52年12月6日
59	建造物	乗国寺四脚門	江戸	大字結城（小塙）	宗教法人乗国寺	昭和52年12月6日
60	建造物	乗国寺楼門	江戸	大字結城（小塙）	宗教法人乗国寺	昭和52年12月6日
61	建造物	諏訪神社本殿	江戸	大字北南茂呂	宗教法人諏訪神社	昭和54年7月13日
62	建造物	小森大桑神社本殿	江戸	大字小森	大桑神社	平成4年3月31日
63	建造物	中世五輪塔	鎌倉～ 室町	大字上山川	宗教法人東持寺	平成7年6月12日
64	建造物	安穩寺山門	江戸	大字結城（鍛冶町）	宗教法人安穩寺	平成21年11月30日

第2章 史跡の概要

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
65	絵画	紙本著色結城朝光肖像画	安土桃山頃	大字結城（浦町）	宗教法人称名寺	昭和38年10月1日
66	絵画	絹本著色復庵和尚頂相	室町	大字結城（塔の下）	宗教法人華蔵寺	昭和48年3月12日
67	絵画	紙本著色不動明王像	—	大字結城（永横町）	宗教法人釈迦堂	昭和49年4月26日
68	絵画	源翁禅師頂相	室町	大字結城（鍛冶町）	宗教法人安穏寺	昭和51年4月1日
69	絵画	紙本山川綾戸城古図	室町	東京都日野市	個人	昭和52年12月6日
70	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	—	大字結城（白銀町）	宗教法人常光寺	昭和38年10月1日
71	彫刻	木造結城政勝像	明治	大字結城（観音町）	宗教法人華蔵寺	昭和39年9月1日
72	彫刻	木造大黒天像	江戸	大字結城（戸野町）	宗教法人大輪寺	昭和43年9月9日
73	彫刻	貴船神社本殿彫刻	江戸	大字結城（宮の下）	宗教法人貴船神社	昭和43年9月9日
74	彫刻	木造結城朝光像	—	大字結城（浦町）	宗教法人称名寺	昭和46年9月11日
75	彫刻	木造釈迦如来坐像	江戸	大字大木	宗教法人東光寺	昭和46年9月11日
76	彫刻	木造弁財天坐像	室町	大字結城（西の宮）	個人	昭和48年3月12日
77	彫刻	銅造虚空蔵菩薩坐像	室町	大字結城（永横町）	宗教法人釈迦堂	昭和49年4月26日
78	彫刻	狛犬	江戸	大字結城（浦町）	宗教法人健田須賀神社	昭和52年3月4日
79	彫刻	獅子頭	室町	大字結城（浦町）	宗教法人健田須賀神社	昭和52年3月4日
80	彫刻	木造毘沙門天立像	室町	大字結城（西の宮）	宗教法人光福寺	昭和52年3月4日
81	彫刻	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	大字武井	宗教法人西勝寺	昭和53年4月11日
82	彫刻	木造阿弥陀如来半跏像	平安	大字今宿	宗教法人長徳院	平成16年4月30日
83	彫刻	木造普賢菩薩像	江戸	大字大木	宗教法人東光寺	平成20年3月31日
84	彫刻	木造文殊菩薩像	江戸	大字大木	宗教法人東光寺	平成20年3月31日
85	彫刻	木造宝冠釈迦如来坐像	南北朝	大字結城（小塙）	宗教法人乗国寺	平成29年7月31日
86	彫刻	木造結城政勝坐像	室町	大字結城（小塙）	宗教法人乗国寺	平成29年7月31日
87	工芸品	経管	江戸	大字結城（戸野町）	宗教法人大輪寺	昭和43年9月9日
88	工芸品	石燈籠	江戸	大字結城（宮の下）	宗教法人貴船神社	昭和43年9月10日
89	工芸品	海獣葡萄鏡	唐？	大字結城	結城市教育委員会	昭和48年3月12日
90	工芸品	鉄鏝	—	大字上山川	宗教法人諏訪神社	昭和49年12月27日
91	工芸品	明治天皇御愛用品	明治	大字上山川	個人	昭和51年2月5日

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
92	工芸品	追分道標石燈籠	江戸	大字結城（木町）	宗教法人光福寺	昭和 59 年 2 月 20 日
93	工芸品	大町屋台	江戸	大字結城（大町）	大町町内会	平成 20 年 3 月 31 日
94	典籍	經典（大日経 7・金剛頂 経 3・蘇悉地経 3）	江戸	大字結城（戸野 町）	宗教法人大輪 寺	昭和 43 年 9 月 9 日
95	古文書	赤荻家所蔵文書	江戸	大字結城（浦町）	個人	昭和 48 年 3 月 12 日
96	古文書	将軍家政所下文	鎌倉	大字上山川	個人	昭和 51 年 2 月 5 日
97	古文書	将軍足利義政感状他	室町	大字上山川	個人	昭和 52 年 3 月 4 日
98	古文書	鎌倉公方持氏感状他	室町	大字上山川	個人	昭和 52 年 3 月 4 日
99	古文書	古河公方成氏契状案	室町	大字上山川	個人	昭和 52 年 3 月 4 日
100	紙本	山川氏系図	戦国	大字上山川	宗教法人東持 寺	平成 7 年 6 月 12 日
101	考古 資料	板碑	鎌倉	大字上山川	宗教法人東持 寺	昭和 38 年 10 月 1 日
102	考古 資料	板碑	鎌倉	大字結城（塔の 下）	宗教法人華蔵 寺	昭和 38 年 10 月 1 日
103	考古 資料	埴仏	奈良	大字結城	結城市教育委 員会	平成 16 年 4 月 30 日
104	考古 資料	塔心礎舍利孔石蓋	奈良	大字結城	結城市教育委 員会	平成 16 年 4 月 30 日
105	考古 資料	弘長二年銘板碑	鎌倉	大字結城	結城市教育委 員会	平成 29 年 7 月 31 日
106	考古 資料	結城作出土木棺	古墳	大字結城	結城市教育委 員会	令和 2 年 10 月 28 日
107	考古 資料	結城廃寺跡出土塑像	奈良	大字結城	結城市教育委 員会	令和 2 年 10 月 28 日
108	無形 民俗	結城ぎおんばやし（田 間）	—	大字田間	田間大杉囃子 保存会	昭和 42 年 4 月 24 日
109	無形 民俗	結城ぎおんばやし（大 木）	—	大字大木	大木おはやし 保存会	昭和 42 年 9 月 20 日
110	無形 民俗	結城ぎおんばやし（小 森）	—	大字小森	小森囃子連	昭和 42 年 9 月 20 日
111	無形 民俗	結城ぎおんばやし（本 田・寺内）	—	大字小田林	結城市小田林 本田寺内お囃 子会	昭和 42 年 9 月 20 日
112	無形 民俗	結城ぎおんばやし（古 新田・黒田）	—	大字小田林	古新田黒田お はやし保存会	昭和 42 年 9 月 20 日
113	史跡	結城朝光の墓	—	大字結城（浦町）	宗教法人称名 寺	昭和 38 年 10 月 1 日
114	史跡	慈眼院結城家御廟	室町	大字結城（小塙）	管理者：宗教法 人乗国寺	昭和 38 年 10 月 1 日
115	史跡	保戸塚	古墳	大字鹿窪	個人	昭和 38 年 10 月 1 日
116	史跡	林八幡塚	古墳	大字林	個人	昭和 38 年 10 月 1 日
117	史跡	林八幡塚陪塚	古墳	大字林	個人	昭和 38 年 10 月 1 日
118	史跡	備中塚	古墳	大字上山川	宗教法人慈眼 寺	昭和 38 年 10 月 1 日
119	史跡	古山八幡塚	古墳	大字上山川	結城市	昭和 38 年 10 月 1 日
120	史跡	愛宕山塚	古墳	大字上山川	南宿愛宕神社 総代	昭和 38 年 10 月 1 日

第2章 史跡の概要

No.	種類	名 称	時代	所 在 地	所有者・ 管理者	指定年月日
121	史跡	浅間塚	古墳	大字結城（松木合）	浅間神社	昭和38年10月1日
122	史跡	地の神塚	古墳	大字結城（松木合）	個人	昭和38年10月1日
123	史跡	山の神塚	古墳	大字結城（松木合）	個人	昭和38年10月1日
124	史跡	中世武家屋敷跡	鎌倉	大字上山川	宗教法人東持寺	昭和39年9月1日
125	史跡	玉日姫の墓	江戸	大字結城（玉岡町）	宗教法人称名寺	昭和39年9月1日
126	史跡	結城城跡	室町～江戸	大字結城（本町）	結城市ほか	昭和39年9月1日
127	史跡	砂岡雁宕の墓	江戸	大字結城（西町）	宗教法人弘経寺	昭和39年9月1日
128	史跡	源翁和尚の墓	江戸	大字結城（玉岡町）	宗教法人安穏寺	昭和39年9月1日
129	史跡	仙太郎稲荷塚	古墳	大字結城（曾我殿台）	宗教法人華蔵寺	昭和39年9月1日
130	史跡	庚申塚	古墳	大字結城（曾我殿台）	個人	昭和39年9月1日
131	史跡	稲荷塚	古墳	大字北南茂呂	個人	昭和39年9月1日
132	史跡	山川綾戸城跡	戦国	大字山川新宿	宗教法人結城寺	昭和42年2月9日
133	史跡	和尚塚	古墳	大字結城（公達）	宗教法人華蔵寺	昭和42年2月9日
134	史跡	健田神社旧跡	平安	大字結城（見晴町）	宗教法人健田須賀神社	昭和46年9月11日
135	史跡	増田遷晃文人の碑	明治	大字結城（永横町）	宗教法人釈迦堂	昭和52年3月4日
136	史跡	早見晋我の墓	江戸	大字結城（穀町）	宗教法人妙国寺	昭和52年3月4日
137	史跡	山川家歴代霊廟	戦国	大字今宿	宗教法人長徳院	昭和52年12月6日
138	史跡	山川水野家墓所	江戸	大字山川新宿	個人・結城市	平成25年1月28日
139	天然 記念物	大桑神社の櫓	—	大字小森	大桑神社	昭和51年2月5日

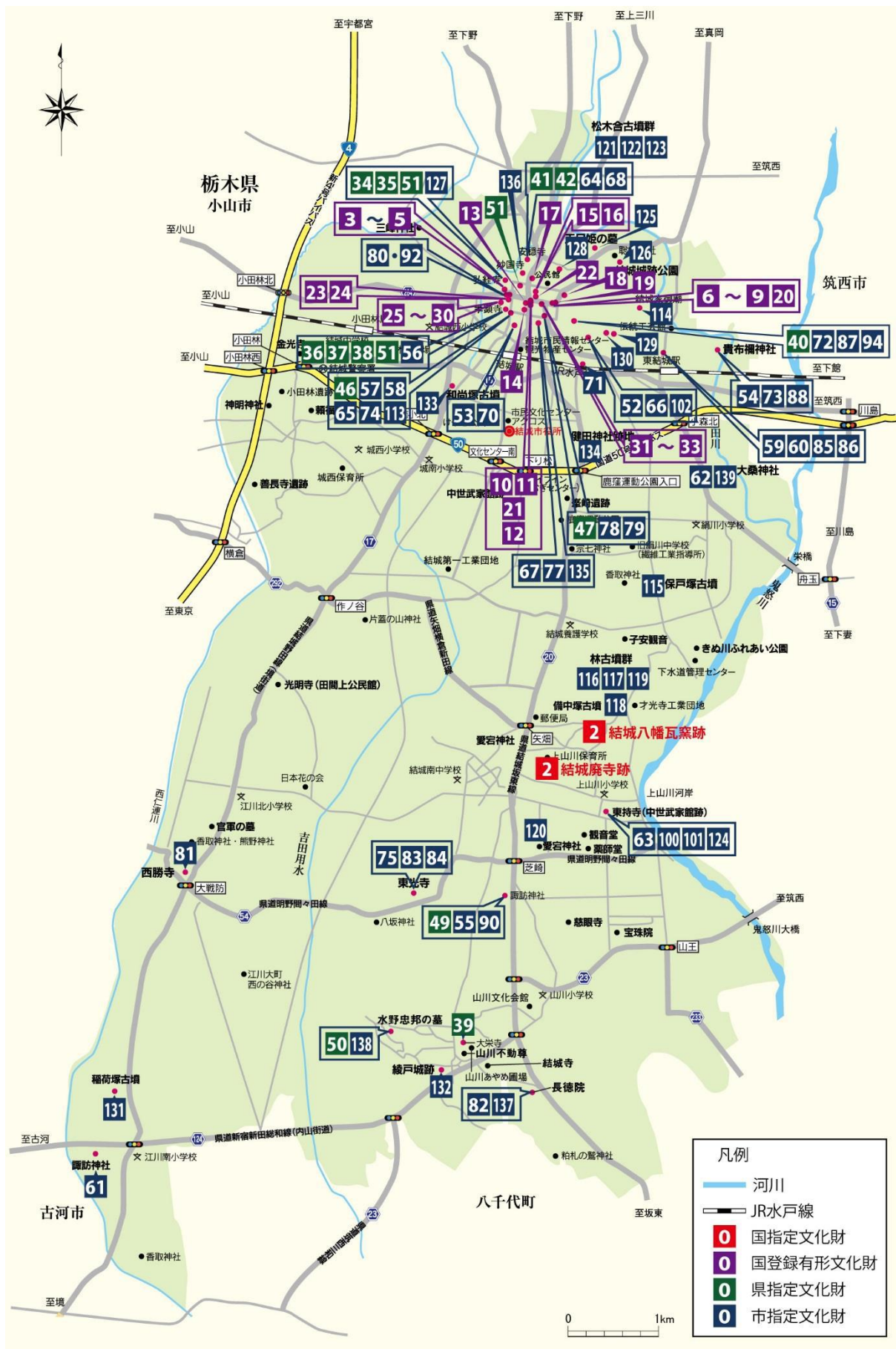


図 2-18 指定文化財分布図

文化財写真一覧

国登録有形文化財 【建造物】

結城酒造株式会社



安政蔵



新蔵



レンガ煙突

奥順



見世蔵



店舗



離れ



土蔵



壺の蔵

結真紬



見世蔵



主屋

小西見世蔵



【無形文化財】

国指定

結城紬(平織)



【無形民俗】

県指定

上山川諏訪神社太々神楽



市指定

結城ぎおんばやし(小森)



【絵画】

県指定

紙本著色襖絵(墨梅図)



紙本著色結城晴朝肖像画



市指定

絹本著色復庵和尚頂相



源翁禅師頂相



【彫刻】

県指定

木造不動明王坐像



木造観音菩薩立像



市指定

木造阿弥陀如来
半跏像



木造宝冠釈迦如来
坐像



【工芸品】

県指定

払子



数珠



市指定

経篋



追分道標石燈籠



大町屋台



【史 跡】

県指定

水野越前守忠邦の墓



結城御朱印堀

(下総州結城絵図)



市指定

結城朝光の墓



慈眼院結城家御廟



備中塚



中世武家屋敷跡



健田神社旧跡



山川家歴代霊廟



【天然記念物】

市指定

大桑神社の櫓



【書 籍】

県指定

往生要集



【典 籍】

市指定

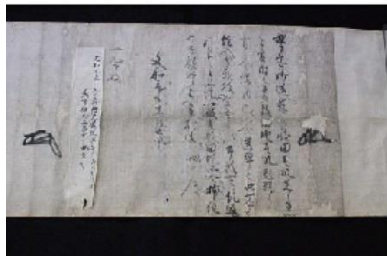
経典



【古文書】

県指定

健田須賀神社文書



市指定

赤荻家所蔵文書



将軍家政所下文



【紙 本】

市指定

山川氏系図



【考古資料】

市指定

板碑（東持寺）



市指定文化財 【建造物】

上山川諏訪神社本殿



孝頭寺三門



中世五輪塔



第2節 指定概要

1 指定に至る経過

本史跡の存在は、延享2年（1745）の寺百姓等口上書上案（山中倉松文書）に、「寺跡境内東西式百廿間程、南北式百廿五間程、其殿堂伽藍鬼瓦布目瓦破損シ、畑廻り塚築置、結城寺跡ニ明鏡紛無御座候」と記されており、江戸時代より寺院跡の存在が知られており、本史跡周辺は「結城寺村」と呼ばれていた。現在でも、史跡指定地内外には「結城寺前」「結城寺北」「寺山」といった、寺院跡を想起させる小字名が残る。また、結城廃寺跡には「大門先」、結城八幡瓦窯跡には「瓦塚」という地名があったとされるが、現在は失われている。ただし「瓦塚」については自治会名称として残る。

昭和28年（1953）、高井悌三郎氏を中心として上山川村教育委員会・常総古文化研究会によって、結城八幡瓦窯跡の発掘調査が実施され、推定全長5m以上の半地下式窯を1基検出し、結城廃寺跡より採取されている瓦と同様のものが出土した。このことから、当地が結城廃寺跡の創建期の瓦を生産した窯跡であることが確定した。

結城廃寺跡については、昭和56年（1981）に上山川就業改善センター建設に伴う確認調査及び礎石出土に伴う発掘調査が実施され、寺院跡の存在が確実となった。

このことから、結城市教育委員会では本史跡の重要性に鑑み、遺構の範囲及び残存状況を確認するため、昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）に範囲確認調査を実施した。

調査の結果、塔跡・金堂跡・講堂跡・僧坊跡・中門跡・回廊跡・区画溝・竪穴建物跡などを確認し、結城廃寺跡は法起寺式伽藍配置であることや、東西約180m、南北約250mの約45,000㎡もの広大な寺域を有する寺院であることが判明した。また、多量の土器や瓦、緑釉陶器や灰釉陶器などの高級な施釉陶器などのほかに、極先瓦や塑像、多量の埴仏、蓮華文が描かれた塔心礎舍利孔の石蓋といった特徴的な遺物が出土した。

このことから、結城廃寺跡が極めて色濃い畿内的特徴を持つことを示すとともに、東国への仏教文化の伝播と発展を考える上で極めて重要な遺跡であることが判明したため、本市では、結城廃寺跡の保存に係る法的処置を講ずることが可能となるよう、結城廃寺跡の史跡指定を目指すこととなった。さらに、結城八幡瓦窯跡は、平成12年度（2000）から13年度（2001）にわたって確認調査を実施し、半地下式の窯が3基確認され、結城廃寺跡における瓦の生産体制の一端が明らかとなった。

以上の調査成果によって、平成14年（2002）9月20日、結城廃寺跡と結城八幡瓦窯跡は史跡に指定された。また、平成29年（2017）10月13日付けで追加指定もされた。

なお、出土遺物のうち、平成16年（2004）4月30日付けで埴仏及び塔心礎舍利孔石蓋が、令和2年10月28日付けで塑像が結城市指定有形文化財（考古資料）に指定している。



図 2 - 19 結城郡矢畑村絵図

2 指定の内容

(1) 当初指定

① 指定告示

文部科学省告示 第 177 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成 14 年 9 月 20 日

文部科学大臣臨時代理 国務大臣 大木 浩

名 称	所在地	地 域
結城廃寺跡 附結城八幡 瓦窯跡	茨城県結城 市上山川字 古屋敷	乙 31 番、乙 32 番ノ 1、乙 32 番ノ 2、乙 34 番ノ 1、乙 34 番ノ 2、乙 34 番ノ 3、乙 34 番ノ 4、乙 35 番ノ 1、乙 35 番ノ 2、乙 35 番ノ 3、乙 35 番ノ 4、乙 35 番ノ 5、乙 35 番ノ 6、乙 35 番ノ 7、乙 35 番ノ 8、乙 35 番ノ 9、乙 35 番ノ 10

名 称	所在地	地 域
	同上山川字 寺山	乙 38 番ノ 2、乙 38 番ノ 3、乙 42 番ノ 1、乙 42 番ノ 3、 乙 42 番ノ 4、乙 42 番ノ 5、乙 43 番ノ 6
	同上山川字 結城寺北	乙 46 番ノ 1、乙 46 番ノ 2、乙 46 番ノ 4、乙 47 番ノ 1、 乙 47 番ノ 2、乙 47 番ノ 3、乙 47 番ノ 7、乙 48 番ノ 1、 乙 49 番、乙 50 番ノ 1、乙 50 番ノ 2、乙 50 番ノ 3、乙 50 番ノ 4、乙 51 番ノ 1、乙 51 番ノ 2、乙 51 番ノ 5、乙 52 番ノ 1、乙 52 番ノ 2、乙 52 番ノ 4、乙 52 番ノ 5、乙 53 番ノ 1、乙 53 番ノ 2、乙 62 番、乙 63 番ノ 1、乙 64 番ノ 1、乙 64 番ノ 3、乙 64 番ノ 4、乙 65 番、乙 66 番
	同上山川字 矢畑南	乙 61 番・乙 61 番ノ 1 合併
	同上山川字 結城寺前	188 番ノ 2、188 番ノ 3
	同上山川字 八幡	3589 番
	同矢畑字矢 畑南	140 番ノ 1
	同矢畑字結 城寺前	141 番、142 番ノ 1、142 番ノ 2、143 番、144 番、145 番 ノ 1、145 番ノ 2、146 番、146 番ノ 1、147 番ノ 1、147 番ノ 2、147 番ノ 3、148 番ノ 1、148 番ノ 2、148 番ノ 3、 148 番ノ 4、148 番ノ 5、149 番ノ 1、149 番ノ 2、149 番 ノ 3、150 番ノ 1、150 番ノ 2、150 番ノ 3、150 番ノ 4、 160 番ノ 2、163 番ノ 1、163 番ノ 2、164 番、165 番、166 番、167 番、169 番、172 番、181 番、182 番、183 番、 184 番、185 番、186 番、187 番、188 番ノ 1、189 番ノ 1、 189 番ノ 2、189 番ノ 3、195 番、196 番
		右の地域に介在する道路敷、茨城県結城市大字上山川字 古屋敷乙 32 番ノ 2 戸同乙 33 番ノ 2 に挟まれた道路敷、 同字結城寺北乙 64 番ノ 3 と同 64 番ノ 4 に接する道路 敷、同字結城寺北乙 64 番ノ 1 と大字矢畑結城寺前 172 番に南接する道路敷、同結城寺前 163 番ノ 1 と同 160 番 ノ 1 に挟まれた道路敷、同 169 番と同 170 番に挟まれる 道路敷から同 187 番と同 190 番ノ 1 に挟まれる道路敷ま でを含む。

② 指定説明

結城廃寺跡は、関東平野北部にあたる下総台地西北部の鬼怒川西岸に所在する。この地は下総国の北端に位置する古代の結城郡のほぼ中央にあたり、結城郷に比定されている。結城市教育委員会は、昭和56年度より確認調査等を行い、寺院跡の存在を確認した。そして、昭和63年度から平成7年度の8次にわたる発掘調査を行ない、その詳細を把握した。また、結城八幡瓦窯跡は、昭和28年に高井悌三郎により調査が行われたのを嚆矢に、平成12・13年度には結城市教育委員会が内容確認調査を行ない、合計4基の窯を確認している。

寺域は、溝により区画されており、南東角を欠く南北約250m前後、東西約180mの不規則な長方形である。中樞伽藍の配置は、中門、講堂に取り付く回廊に囲まれた範囲に、西に金堂、東に塔が並び建てられた法起寺式で、南北64m、東西74mの規模を持つ。講堂の北には僧坊と考えられる建物が配置されている。なお、南門等は確認されていない。

出土遺物は豊富で、下野薬師寺の系統を引く軒平・軒丸瓦のほか、極先瓦、多数の埴仏片、塑像片、風鐸、蓮華文が描かれた花崗岩製の舍利孔蓋などが検出された。このうち、東国ではまれな埴仏や極先瓦、舍利孔蓋の蓮華文は、この寺院が極めて色濃い畿内的な特徴をもつことを示している。また、創建期の瓦は、廃寺の北東約500mにある結城八幡瓦窯跡で生産されている。

土器や瓦から、結城廃寺は、8世紀前半に建立され、10世紀中頃から後半に焼失したと考えられる。「法成寺」とへら書きされた文字瓦があり、『将門記』にみえる結城郡法城寺にあたる可能性が高いことも指摘されている。なお、鎌倉時代に寺域の東西幅を約60m減じて、再興され、室町時代中頃に廃絶している。

結城廃寺跡は、いわゆる七堂伽藍を備えた大規模な地方寺院であるとともに、埴仏、蓮華文石蓋、極先瓦など、古代東国にあって極めて強い畿内的な特徴を持つ寺院跡であり、仏教文化の東国への伝播と東国での発展を考える上で極めて重要な遺跡である。よって、この寺に創建時の瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成14年7月号より)

(2) 追加指定

① 指定告示

平成29年10月13日 文部科学省告示第143号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年10月13日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名 称	関係告示	所在地	地 域
結城廃寺跡 附結城八幡瓦窯跡	平成 14 年文部科学省告示第 177 号	茨城県結城市大字 矢畑字結城寺前	160 番 1 のうち実測 1039.89 平方メートル、 168 番

備考 一筆の土地のうち一部を指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び結城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

② 指定説明

結城廃寺跡は、関東平野北部にあたる下総台地西北部の鬼怒川西岸に所在する古代寺院跡である。この地は下総国の北端に位置する古代の結城郡のほぼ中央にあたり、結城郷に比定されている。結城市教育委員会は、昭和 56 年度より確認調査等を行い、寺院跡の存在を確認した。そして、昭和 63 年度から平成 7 年度の 8 次にわたる発掘調査を行い、その詳細を把握した。また、結城八幡瓦窯跡は、昭和 28 年に高井悌二郎により調査が行われたのを嚆矢に、平成 12・13 年度には結城市教育委員会が内容確認調査を行い、合計 4 基の窯を確認した。

寺域は、溝により区画されており、南東角を欠く南北約 250m 前後、東西約 180m の不規則な長方形である。中軸伽藍の配置は、中門、講堂に取り付く回廊に囲まれた範囲に、西に金堂、東に塔が並び建てられた法起寺式で、南北 64m、東西 74m の規模をもつ。講堂の北には僧坊と考えられる建物が配置されている。なお、南門等は確認されていない。

出土遺物は豊富で、下野薬師寺出土瓦の系統を引く軒平・軒丸瓦のほか、極先瓦、多数の埴仏片、塑像片、風鐸、蓮華文が描かれた花崗岩製の舍利孔蓋などが検出された。このうち、東国ではまれな埴仏や極先瓦、舍利孔蓋の蓮華文は、この寺院が極めて色濃く畿内的な特徴をもつことを示している。また、創建期の瓦は、結城廃寺の北東約 500m にある結城八幡瓦窯跡で生産されている。

土器や瓦から、結城廃寺は、8 世紀前半に建立され、10 世紀中頃から後半に焼失したと考えられる。「法成寺」とへら書きされた文字瓦があり、『将門記』にみえる結城郡法城寺にあたると考えられる。なお、鎌倉時代に寺域の東西幅を約 60m 減じて、再興され、室町時代中頃に廃絶している。

結城廃寺跡は、いわゆる七堂伽藍を備えた大規模な地方寺院であるとともに、埴仏、蓮華文石蓋、極先瓦など、古代東国にあつて極めて強い畿内的な特徴をもつ寺院跡であり、仏教文化の東国への伝播と東国での発展を考えるうえで重要な遺跡であることから、この寺に創建時の瓦を供給した結城八幡瓦窯跡とともに平成 14 年に史跡に指定された。今回は既存指定地の東部と南部の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財』平成 29 年 9 月号より)

(3) 管理団体の指定

名 称	地方公共団体
結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡	結城市

3 指定範囲

指定面積 56,360.86 m²

(うち結城廃寺跡 55,162.86 m²、結城八幡瓦窯跡 1,198.00 m²)

※面積は、地籍調査後の実測面積

指定基準 三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

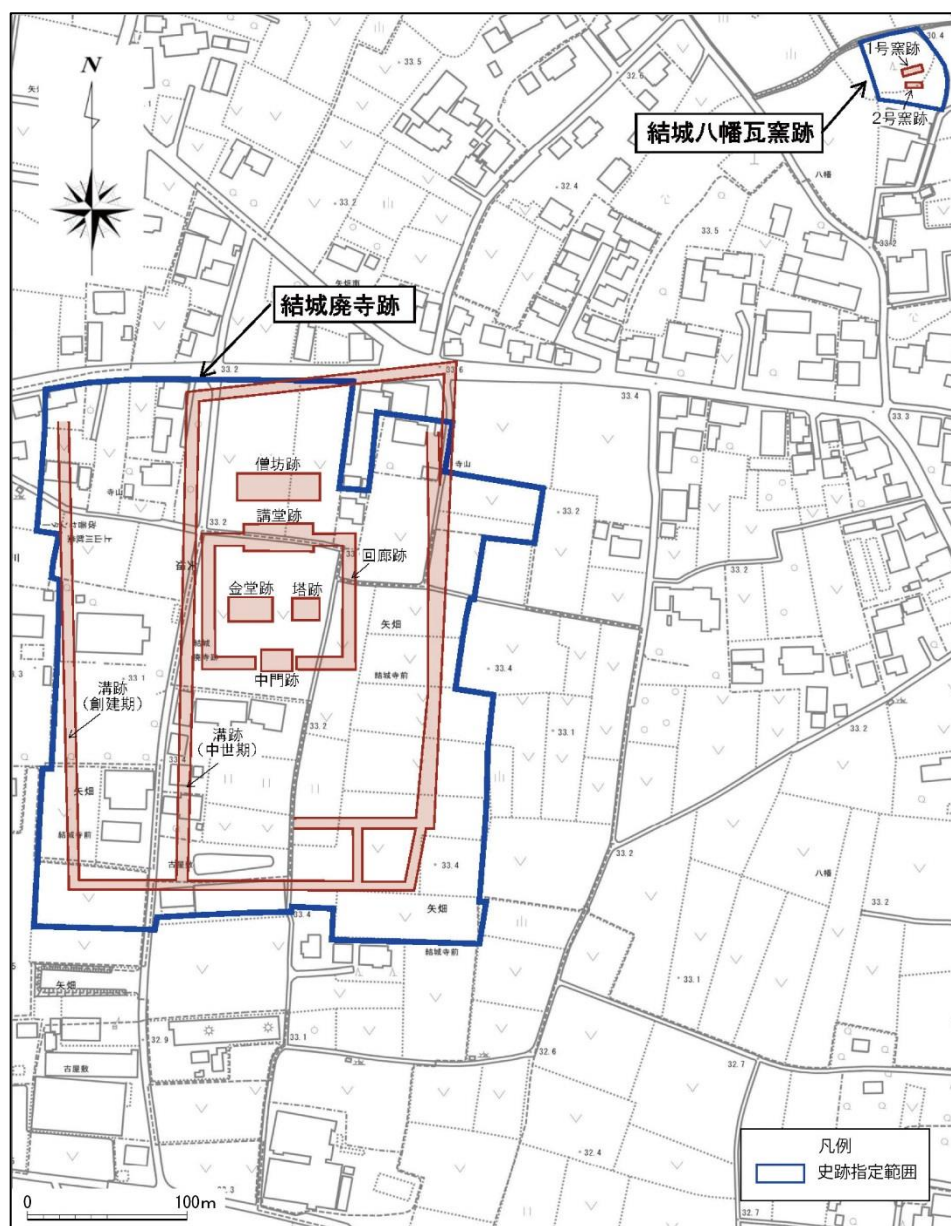
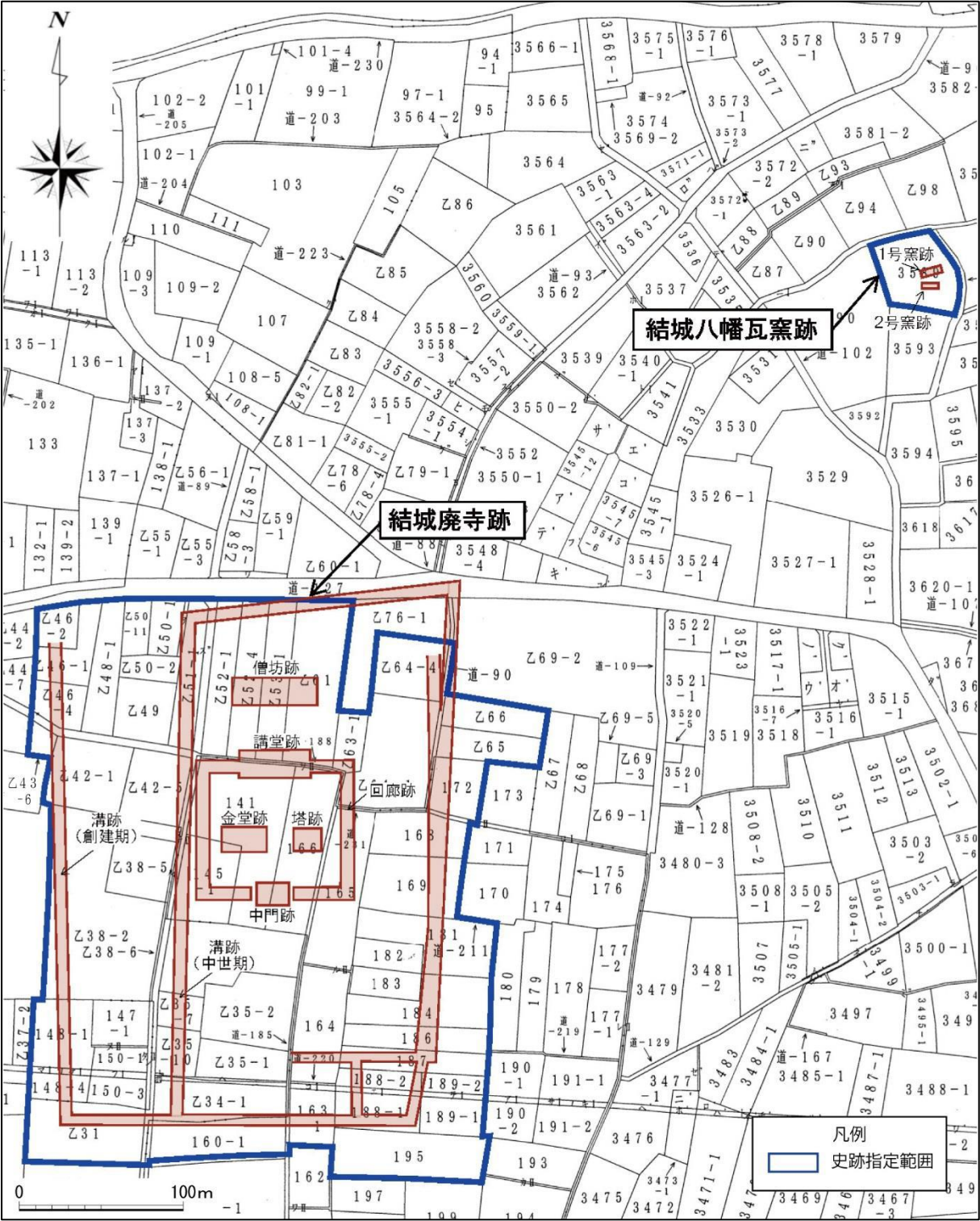


図2-20 史跡指定地範囲



住所表記凡例

図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9

図面表記	地番
へ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10

図 2 - 21 地籍図

4 土地所有の状況

指定地内は、平成20年度（2008）から平成30年度（2018）にかけて公有地化を実施し、指定地の大部分は市有地となっている（図2-24）。一部は民有地であるが、現在、公共施設の用地及び道路用地となっている（図2-23）。

なお、公有地化事業実施前の平成19年度（2007）に、指定地周囲の地籍調査を行った。その際、指定地内において合筆・分筆・住所変更等が行われた（表2-5、7）。

表2-5 指定地所有者一覧

No.	大字	小字	地番	面積（㎡）	地目	所有者
1	結城市上山川	古屋敷	乙 31	1,610.00	畑	結城市
2	〃	〃	乙 32-1	乙 31 に合筆		
3	〃	〃	乙 32-2	26.00	道路	結城市
4	〃	〃	乙 34-1	1,079.00	畑	〃
5	〃	〃	乙 34-2	19.00	畑	〃
6	〃	〃	乙 34-3	91.00	畑	〃
7	〃	〃	乙 34-4	9.76	用悪水路	農林水産省
8	〃	〃	乙 35-1	699.00	畑	結城市
9	〃	〃	乙 35-2	1,346.42	宅地	〃
10	〃	〃	乙 35-3	1,768.71	宅地	〃
11	〃	〃	乙 35-4	乙 35-3 に合筆		
12	〃	〃	乙 35-5	36.00	道路	結城市
13	〃	〃	乙 35-6	29.00	宅地	〃
14	〃	〃	乙 35-7	348.21	宅地	〃
15	〃	〃	乙 35-8	55.00	畑	〃
16	〃	〃	乙 35-9	4.90	用悪水路	農林水産省
17	〃	〃	乙 35-10	451.20	宅地	結城市
18	〃	寺山	乙 38-2	4,062.04	宅地	〃
19	〃	〃	乙 38-3	乙 38-2 に合筆		
20	〃	〃	乙 42-1	1,211.00	畑	結城市
21	〃	〃	乙 42-3	乙 38-2 に合筆		
22	〃	〃	乙 42-4	33.00	道路	結城市
23	〃	〃	乙 42-5	959.00	雑種地	〃
24	〃	〃	乙 43-6	188.00	畑	〃
25	〃	結城寺北	乙 46-1	683.00	畑	〃
26	〃	〃	乙 46-2	411.30	宅地	〃
27	〃	〃	乙 46-4	498.61	宅地	〃
28	〃	〃	乙 47-1	乙 46-1 に合筆		
29	〃	〃	乙 47-2	乙 46-2 に合筆		
30	〃	〃	乙 47-3	乙 46-4 に合筆		
31	〃	〃	乙 47-7	乙 46-4 に合筆		

No.	大字	小字	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
32	結城市上山川	結城寺北	乙 48-1	851.00	畑	結城市
33	〃	〃	乙 49	790.04	宅地	〃
34	〃	〃	乙 50-1	422.23	宅地	〃
35	〃	〃	乙 50-2	326.32	宅地	〃
36	〃		乙 50-3	乙 50-1 に合筆		
37	〃	〃	乙 50-4	50.87	宅地	結城市
38	〃	〃	乙 51-1	768.00	畑	〃
39	〃	〃	乙 51-2	62.00	道路	〃
40	〃	〃	乙 51-5	8.36	道路	結城市
41	〃	〃	乙 52-1	895.00	畑	〃
42	〃	〃	乙 52-2	66.00	道路	〃
43	〃	〃	乙 52-4	999.00	畑	〃
44	〃	〃	乙 52-5	0.68	道路	〃
45	〃	〃	乙 53-1	992.00	畑	〃
46	〃	〃	乙 53-2	乙 53-1 に合筆		
47	〃	〃	乙 62	乙 61 に合筆		
48	〃	〃	乙 63-1	385.48	宅地	結城市
49	〃	〃	乙 64-1	1,863.00	畑	〃
50	〃	〃	乙 64-3	乙 64-4 に合筆		
51	〃	〃	乙 64-4	970.93	宅地	結城市
52	〃	〃	乙 65	684.00	畑	〃
53	〃	〃	乙 66	711.00	畑	〃
54	〃	〃	乙 61	1,966.00	畑	〃
55	〃	八幡	3589	1,198.00	山林	〃
56	〃	結城寺北	乙 50-11	347.00	畑	〃
57	結城市矢畑	結城寺前	141	2,446.00	畑	〃
58	〃	〃	142-1	141 に合筆		
59	〃	〃	142-2	33.00	道路	結城市
60	〃	〃	143	乙 38-2 に合筆		
61	〃	〃	乙 38-5	840.97	宅地	個 人
62	〃	〃	145-1	1,063.00	畑	結城市
63	〃	〃	145-2	36.00	道路	〃
64	〃	〃	146	乙 38-2 に合筆		
65	〃	〃	146-1	乙 38-2 に合筆		
66	〃	〃	147-1	567.00	畑	結城市
67	〃	〃	147-2	乙 38-2 に合筆		
68	〃	〃	147-3	19.00	道路	結城市
69	〃	〃	148-1	942.00	畑	〃
70	〃	〃	148-2	乙 38-2 に合筆		
71	〃	〃	148-3	148-1 に合筆		
72	〃	〃	148-4	358.00	畑	結城市

第2章 史跡の概要

No.	大字	小字	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
73	結城市矢畑	結城寺前	148-5	43.00	畑	〃
74	〃	〃	149-1	148-1 に合筆		
75	〃	〃	149-2	148-4 に合筆		
76	〃	〃	149-3	41.00	畑	結城市
77	〃	〃	150-1	289.00	雑種地	〃
78	〃	〃	150-2	26.00	道路	〃
79	〃	〃	150-3	352.00	雑種地	〃
80	〃	〃	150-4	85.00	雑種地	〃
81	〃	〃	160-2	19.00	道路	〃
82	〃	〃	163-1	570.00	畑	〃
83	〃	〃	163-2	54.00	畑	結城市
84	〃	〃	164	1,229.00	畑	〃
85	〃	〃	165	1,535.00	畑	〃
86	〃	〃	166	1,588.00	畑	〃
87	〃	〃	167	165 に合筆		
88	〃	〃	169	1,269.00	畑	結城市
89	〃	〃	172	634.00	畑	〃
90	〃	〃	181	1,323.00	畑	〃
91	〃	〃	182	448.00	畑	〃
92	〃	〃	183	437.00	畑	〃
93	〃	〃	184	1,251.00	畑	〃
94	〃	〃	185	184 に合筆		
95	〃	〃	186	763.00	畑	結城市
96	〃	〃	187	728.00	畑	〃
97	〃	〃	188-1	701.00	畑	〃
98	〃	〃	188-2	350.00	畑	〃
99	〃	〃	188-3	101.00	畑	〃
100	〃	〃	189-1	519.00	畑	〃
101	〃	〃	189-2	274.00	畑	〃
102	〃	〃	189-3	77.00	畑	〃
103	〃	〃	195	1,649.00	畑	〃
104	〃	〃	196	195 に合筆		
	結城市上山川	寺山	乙 38-4	7.98	道路	結城市
	〃	〃	乙 38-6	52.00	道路	個人
	〃	〃	乙 38-10	31.00	道路	結城市
	矢畑・上山川地内道路			1,540.96	道路	〃
	矢畑地内里道			179.00	里道	〃
	総 計			54,446.97		

表2-6 追加指定

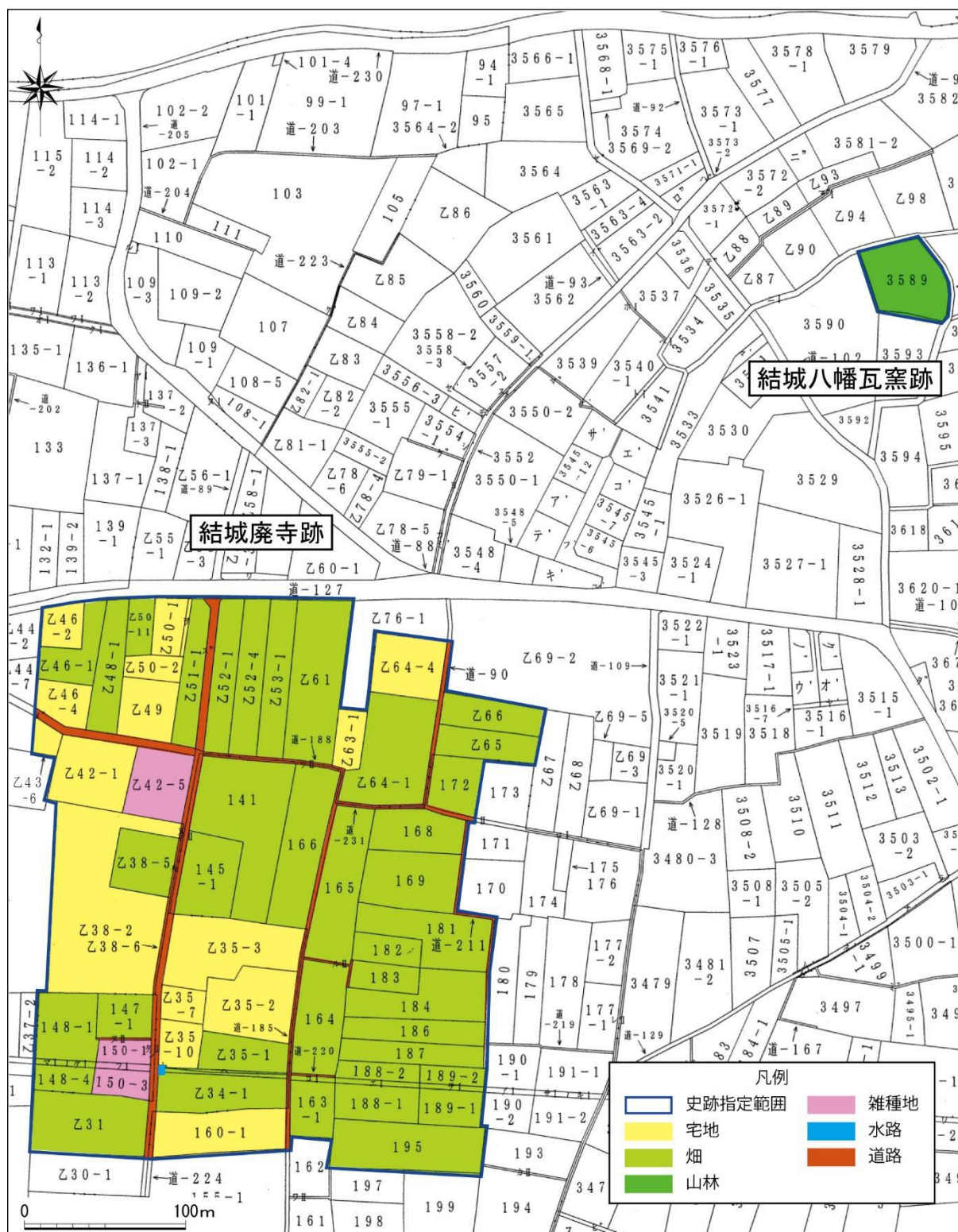
No.	大字	小字	地番	面積 (㎡)	地目	所有者
1	結城市矢畑	結城寺前	160-1	1,039.89	宅地	結城市
2	結城市矢畑	結城寺前	168	874.00	畑	結城市
	総 計			1,913.89		

※ 表中の面積は、地籍測量後の実測面積である。

表2-7 指定後異動地番一覧

官報告示 (旧)	異動後 (新)	理由
結城市上山川字結城寺前 188-2	結城市矢畑字結城寺前 188-2	官報記載誤り
同上山川字結城寺前 188-3	同矢畑字結城寺前 188-3	官報記載誤り
同上山川字矢畑南乙 61	同上山川字結城寺北乙 61	地籍調査後住所変更
同矢畑字矢畑南 140-1	同上山川字結城寺北乙 50-11	地籍調査後住所変更
同矢畑字結城寺前 144	同矢畑字結城寺前乙 38-5	地籍調査後住所変更
未記載	同上山川字寺山乙 38-4	道路用地として分筆
未記載	同上山川字寺山乙 38-6	道路用地として分筆
未記載	同上山川字寺山乙 38-10	道路用地として分筆

第2章 史跡の概要



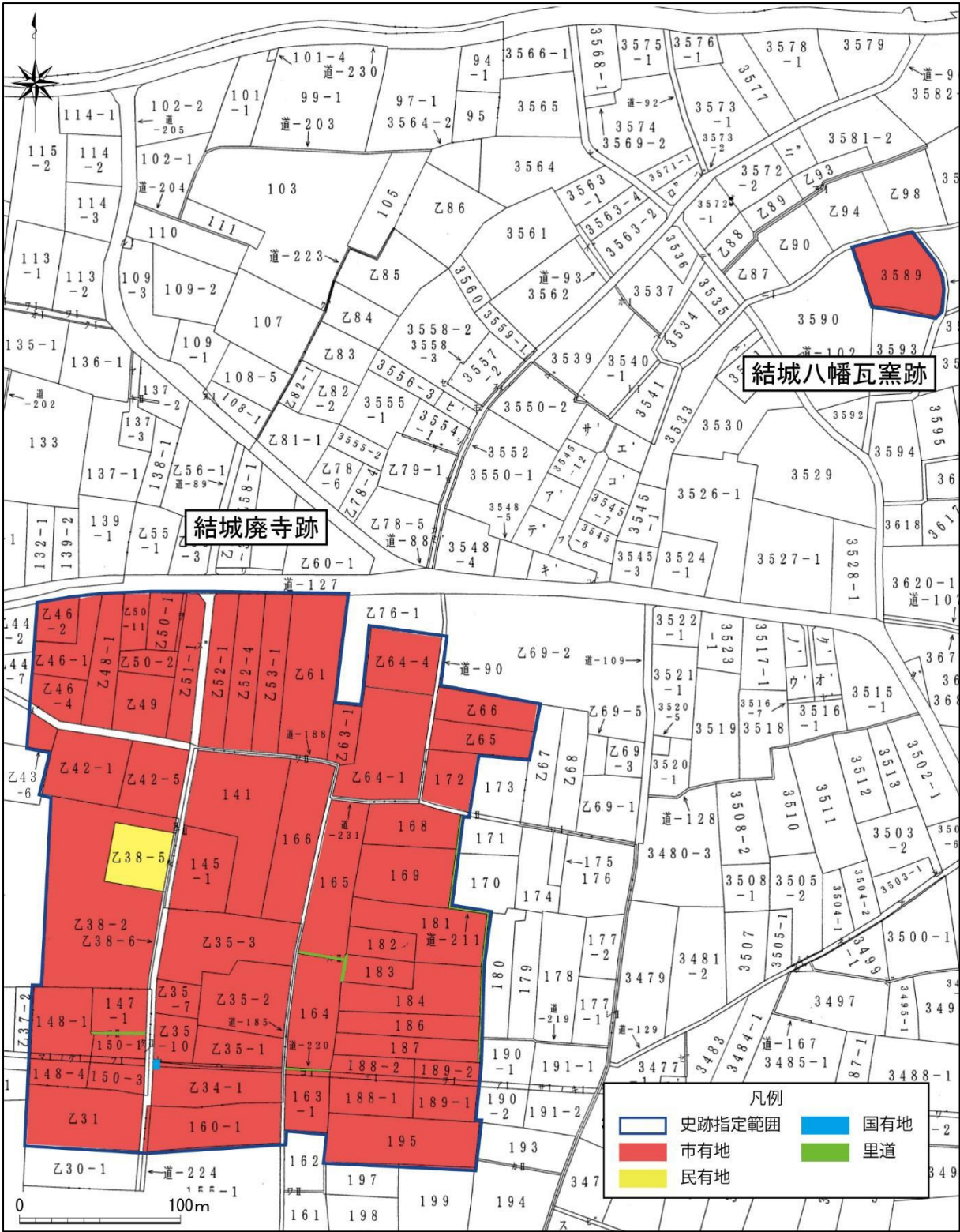
住所表記凡例

図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9

図面表記	地番
ヘ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10

図2-22 登記地目図



住所表記凡例

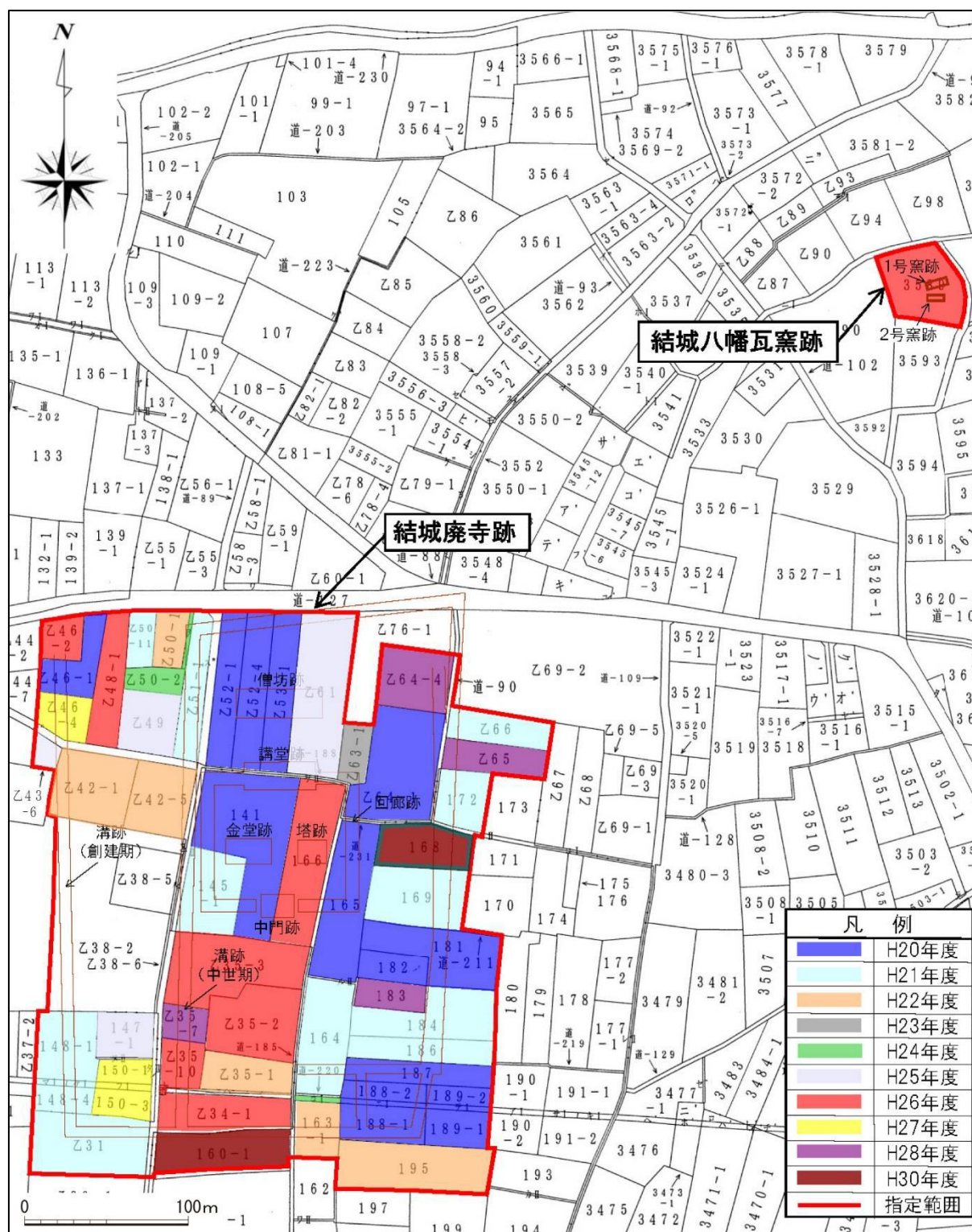
図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9

図面表記	地番
へ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10

図 2 - 23 所有者別地図

第2章 史跡の概要



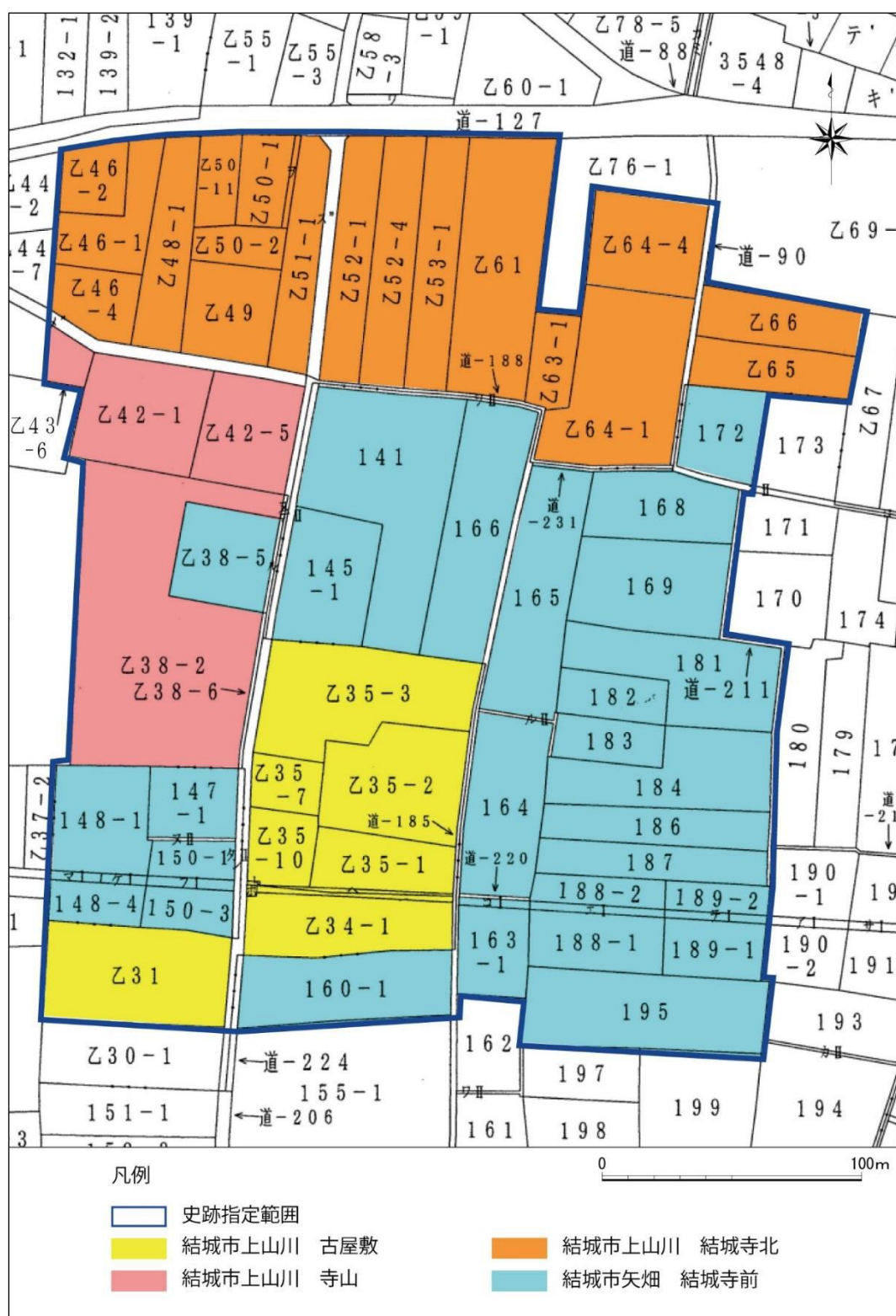
住所表記凡例

図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9

図面表記	地番
ヘ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10

図2-24 公有化状況図



住所表記凡例

図面表記	地番
マ I	148-5
ケ I	149-3
フ I	150-4

図面表記	地番
エ I	188-3
テ I	189-3
ト	乙 35-9

図面表記	地番
へ	乙 35-8
ヌ	乙 38-4
ル	乙 38-10

図 2-25 字による区分図

第3節 発掘調査の概要

結城市教育委員会では、遺構の残存状況と寺域の範囲を確認するために、昭和63年度（1988）から平成7年度（1995）まで発掘調査を実施し、平成元年度（1989）からは国庫補助事業として行った。調査にあたっては、奈文研の指導を受けている。調査区については、図2-26、27のとおりである。



図2-26 結城廃寺跡調査区位置図

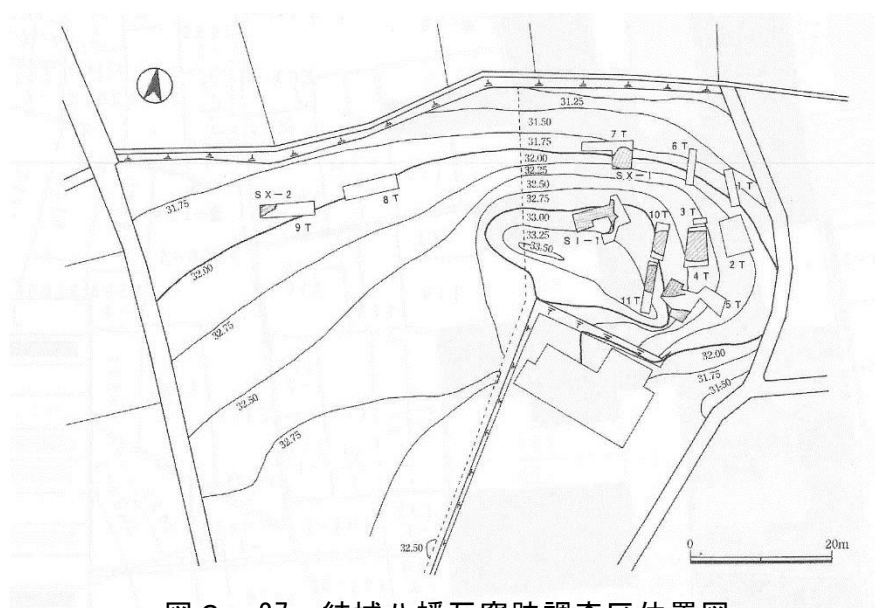


図2-27 結城八幡瓦窯跡調査区位置図

1 結城廃寺跡

(1) 調査概要

上山川就業改善センター建設工事に伴う確認調査（昭和 56 年度（1981）） もとは上山川公民館が建っていた場所である。攪乱がひどく、状況把握が困難であったが、竪穴建物状遺構、瓦溜、溝跡を確認している。この溝跡は、第1次調査で創建期の区画溝（SD-1）であることが判明した。また、五輪塔や宝篋印塔などの中世遺物も出土した。

礎石出土に伴う調査（昭和 56 年度（1981）） 地権者から、耕作中に礎石を発見したとの届出を受け、確認調査を実施した。礎石1基と版築遺構（回廊跡）、溝跡を確認。礎石は原位置を保っていなかった。

分布調査（昭和 58 年度（1983）） 寺域推定地一帯を、畑一筆ごとに細かく分布調査を行った。遺物の分布状況は、発掘調査によって判明した伽藍中心地で多く見られ、特に瓦片が顕著であった。寺域東側では、土師器や須恵器といった土器類が多く散布する状況であった。この地区は、後の発掘調査で竪穴建物跡が多数検出されている。

範囲確認調査（昭和 63 年度（1988）から平成 7 年度（1995）） 第1次調査から、寺院跡の範囲と伽藍配置、遺構の保存状態を確認するために、奈文研の指導の下に、本格的な学術調査を開始する。調査の結果、塔跡・金堂跡・講堂跡・回廊跡・僧坊跡・中門跡などが確認され、多量の土器や瓦類と共に、塑像や塙仏、極先瓦、塔心礎舍利孔石蓋といった多種多様の遺物が出土した。また、中世から近世にかけての土器や陶磁器、墓石なども出土している。

(2) 調査の成果

発掘調査によって検出された建物跡は、金堂跡、塔跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡であり、「法起寺式伽藍配置」であることが確認された。これらの建物は創建期に建立されたものであるが、現在、基壇部分は遺されておらず、検出したのは掘り込み地業の部分であるため、基壇の大きさは不明である。また、中世期の建物跡は検出されていない。その他の遺構では、創建期や中世期の区画溝や竪穴建物跡、掘立柱建物跡などを検出した。

金堂跡 掘り込み地業の規模は、東西 15.5m、南北 12.8m、深さ約 25 cm である。掘り込み地業の東・南・西縁部からは、20～30 cm 程の川原石が、北縁部からは、瓦片が一行に並べて置かれた状態で確認された。これらは基壇の一部と考えられ、これにより推定される基壇は、東西 13.7m、南北 11.6m となる（図 2-28）。

塔跡 塔跡の掘り込み地業は3重構造になっていることが確認された。最初に、塔跡の中央部分に、東西 8 m、南北 9 m、深さ 1.6m の第1の掘り込み地業が行われ、次に、その外側に、幅 1～1.5m、深さ 0.5m の溝状の第2の掘り込み地業が行われ

ている。さらにその外側にも、幅約1m、深さ0.3mの皿状の第3の掘り込み地業が行われており、3つを含んだ掘り込み地業の範囲は、1辺が約13mとなる。

掘り込み地業の中央からは塔心礎が検出された。塔心礎は花崗岩製で、直径約1.6mの隅丸方形で、中心部分の厚さは推定で約0.7～1mである。また、直径90cmの柱座が掘り込まれ、その中央には、直径17cm、深さ10cmの半球状の舍利孔が造られている。また、舍利孔には五弁の蓮華文が描かれた石蓋が残されていた（図2-29）。

講堂跡 掘り込み地業の規模は、東西約30m、南北約17m、深さ約60cmである。基壇の最下層には、数cmから20cm程の川原石や瓦片が敷き詰められていた。また、講堂跡の両側面のやや前方（南側）に回廊跡が取り付いており、回廊跡の掘り込み地業が後に造られていることが確認された（図2-30）。

中門跡 掘り込み地業の規模は、東西約16m、南北約12m、深さは約50cmである。回廊跡は中門跡の側面中央部に取り付いているが、中門跡と回廊跡の掘り込み地業は接していない。なお、中門跡の掘り込み地業の主軸がN-3°-Wとやや西に傾いているため、南面西回廊跡の掘り込み地業の位置は、南面東回廊跡の掘り込み地業より約1m、南側にずれている（図2-31）。

回廊跡 回廊跡は、南西隅部と東面回廊跡、北西隅部の一部、講堂跡と中門跡の取り付き部分を確認した。掘り込み地業の規模は、幅約6m、深さ約30cmである。

なお、基壇上には礎石は残されていなかったが、礎石の下に置かれた根石を南西隅部で15ヶ所、東面回廊跡で4ヶ所、北西隅部で1ヶ所の計20ヶ所確認した。根石の位置から復元できる回廊は単廊で、柱間寸法は、梁行・桁行ともに3.6mである。

また、東面回廊跡と西面回廊跡の外縁部間の距離は約74m、北面回廊跡と南面回廊跡の外縁部間の距離は約66mである（図2-32）。

僧坊跡 掘り込み地業の東端部のみを確認。規模は南北約14m、深さ約55cmである。西側は未確認であるが、伽藍中軸線によって復元すると東西約38mとなり、東西に細長い建物となるため、僧坊跡と考えられる（図2-33）。

区画溝 結城廃寺の四方は溝によって区画されており、創建期に掘られた溝（SD-1）と、中世期に掘られた溝（SD-4）が確認された。

SD-1の断面は、基本的に逆台形であり、規模は上幅1.3～2.9m、底幅0.5～1.7m、深さ0.5～1.4mと場所によって異なる。また、溝で区画されている寺域の範囲は、東西約180m、南北約250mで、推定寺域面積は45,000㎡である。

SD-4は断面V字型で、規模は上幅1.5～3.2m、底幅0.4～0.8m、深さ1.2～1.7mで、西溝がやや小さめであるが、ほぼ同規模である。各溝の主軸はやや振れているため、中世期の寺域は南北に長いややいびつな長方形となり、東西幅が南辺部で約111m、北辺部で約132m、南北幅が西辺部で約250m、東辺部で約266mとなり、寺域面積は31,000㎡である（図2-34）。

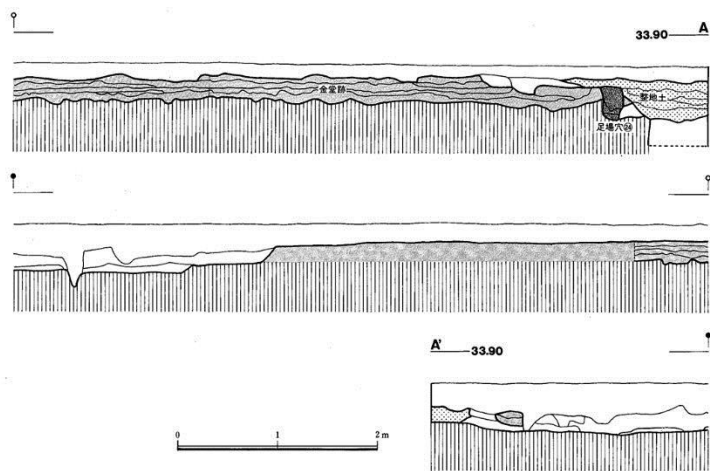
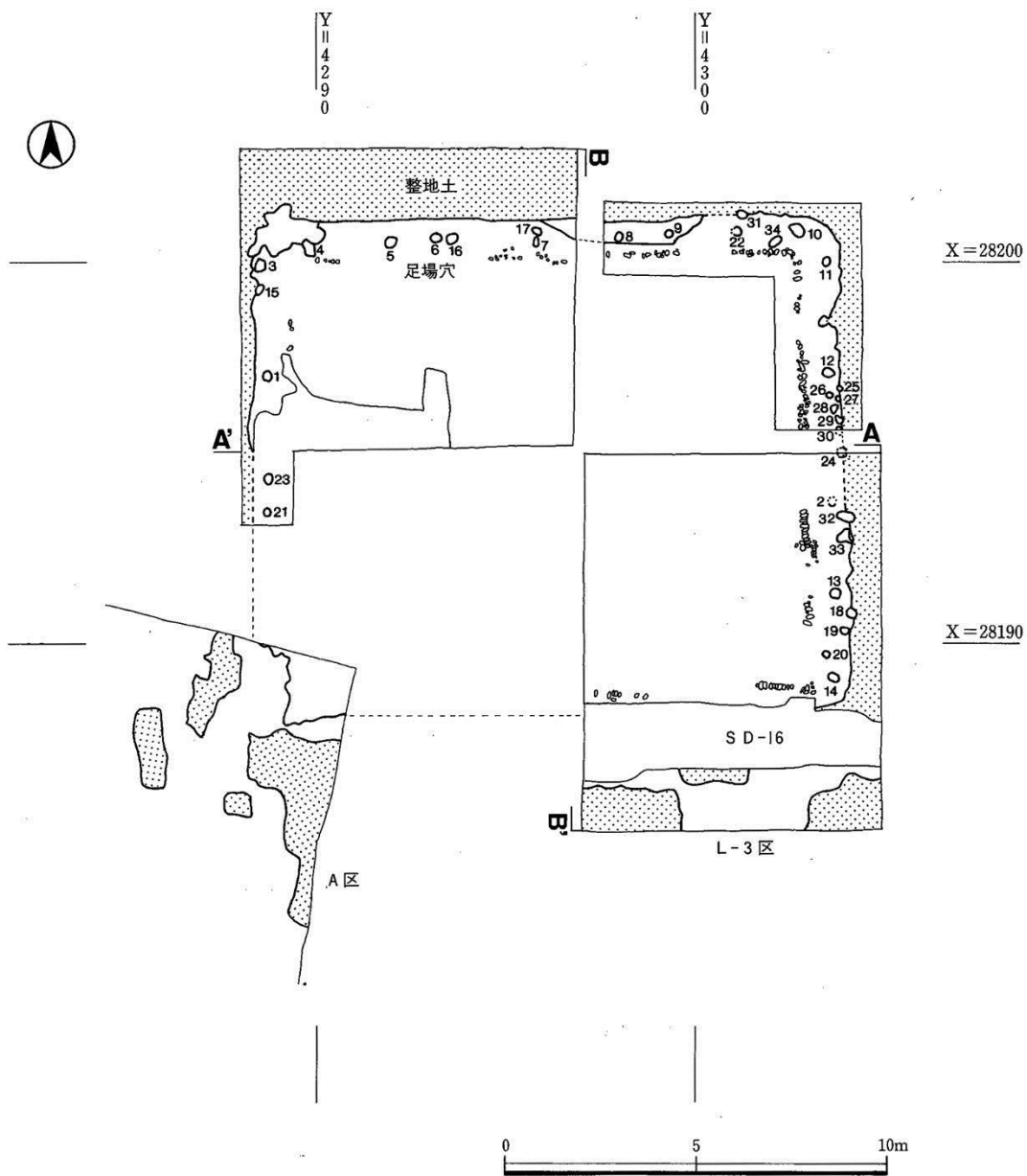


図2-28 金堂跡

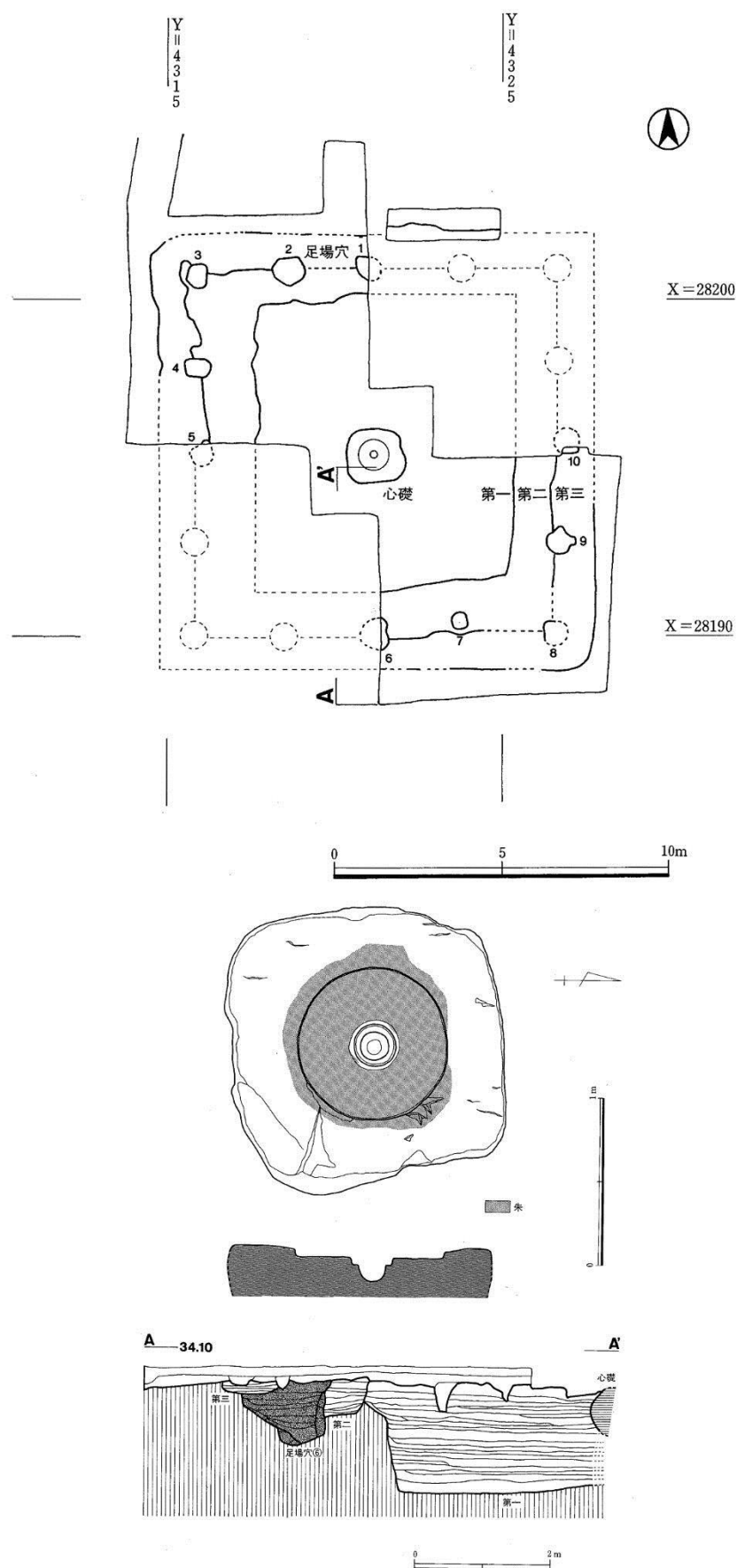


図2-29 塔跡



図 2 - 30 講堂跡

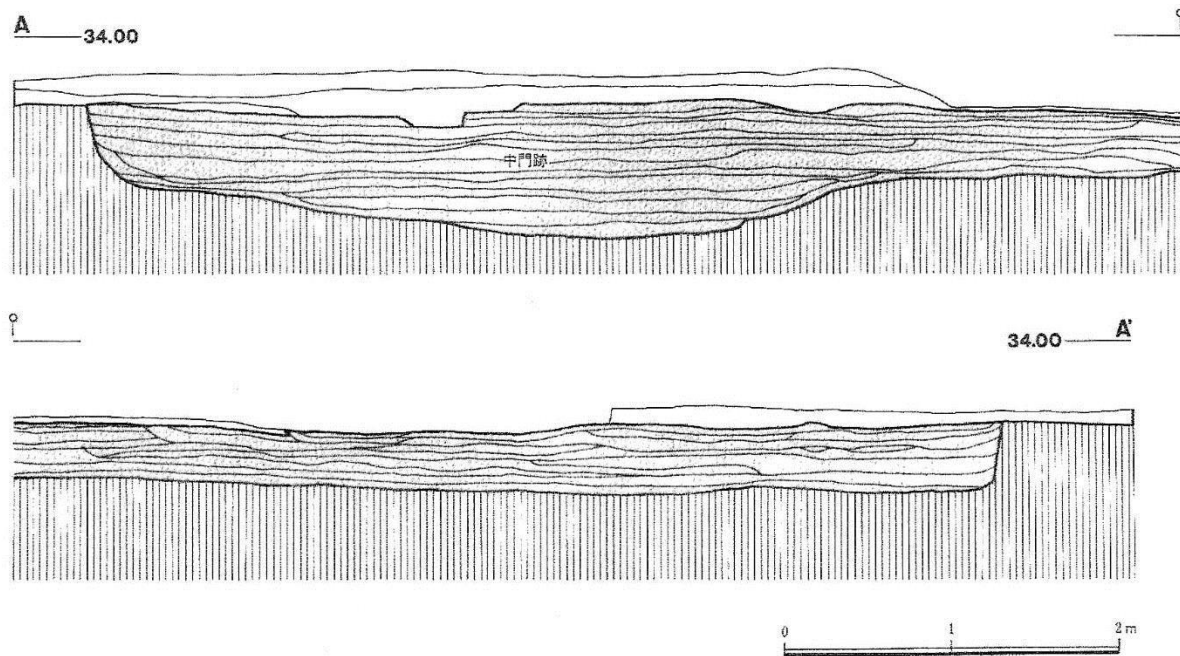
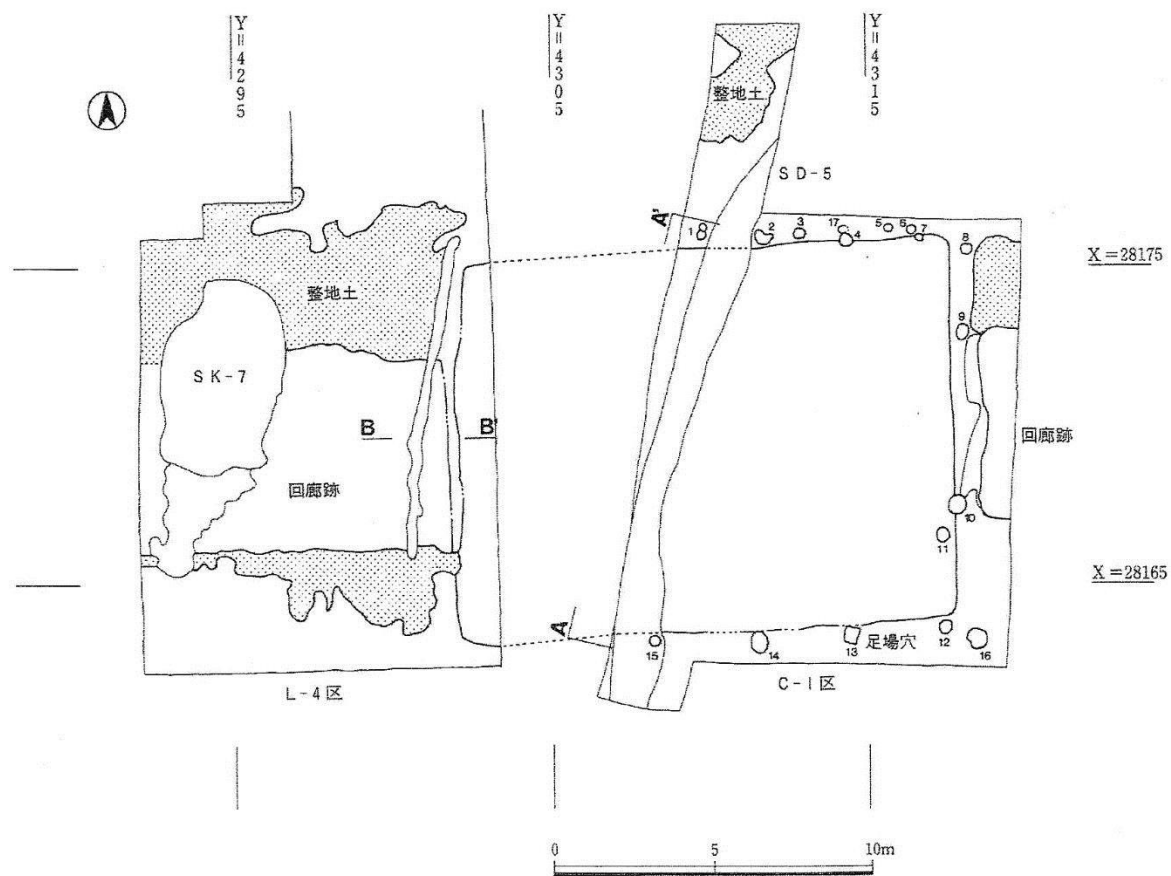


図2-31 中門跡

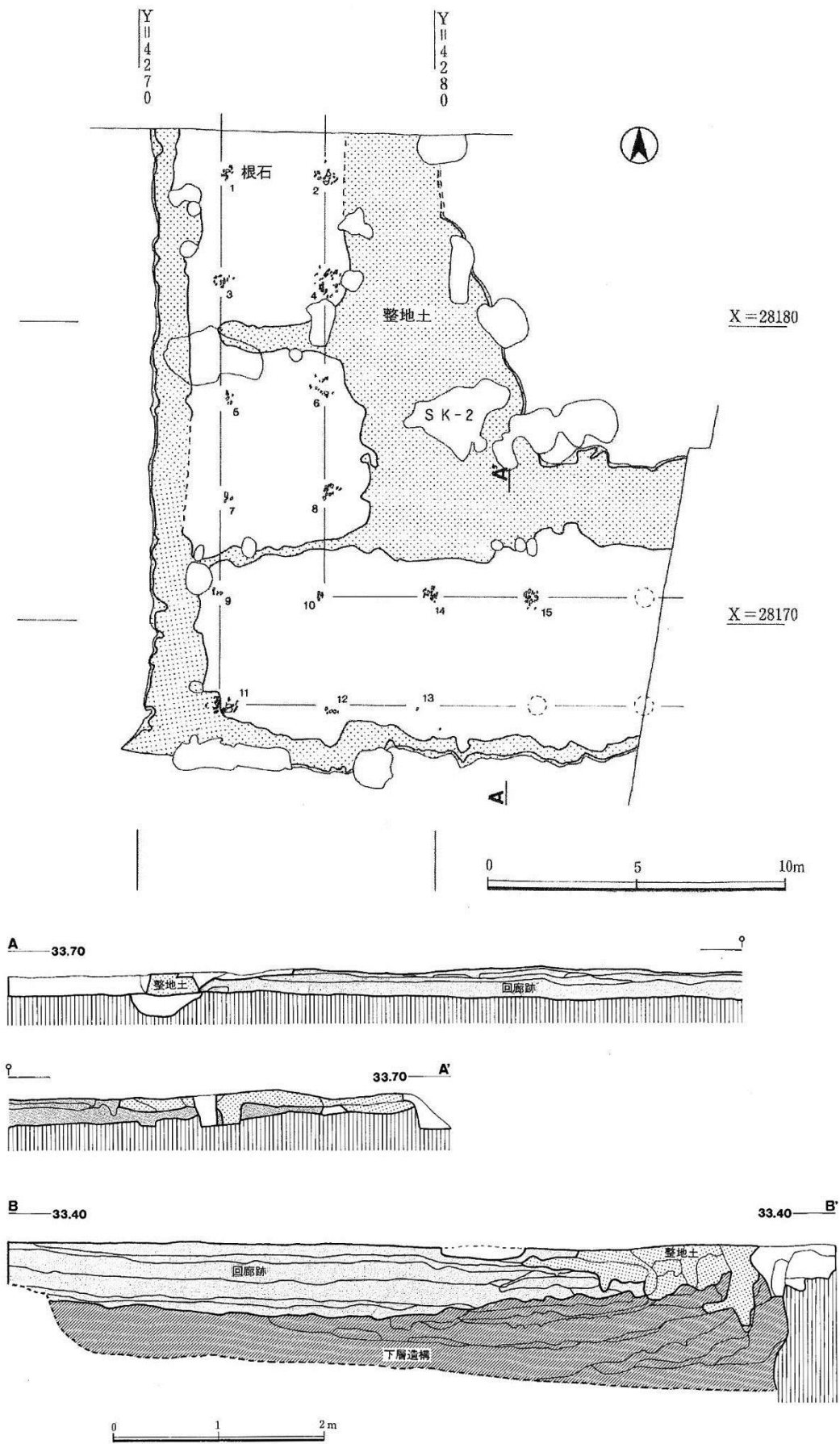


図 2 - 32 回廊跡南西隅

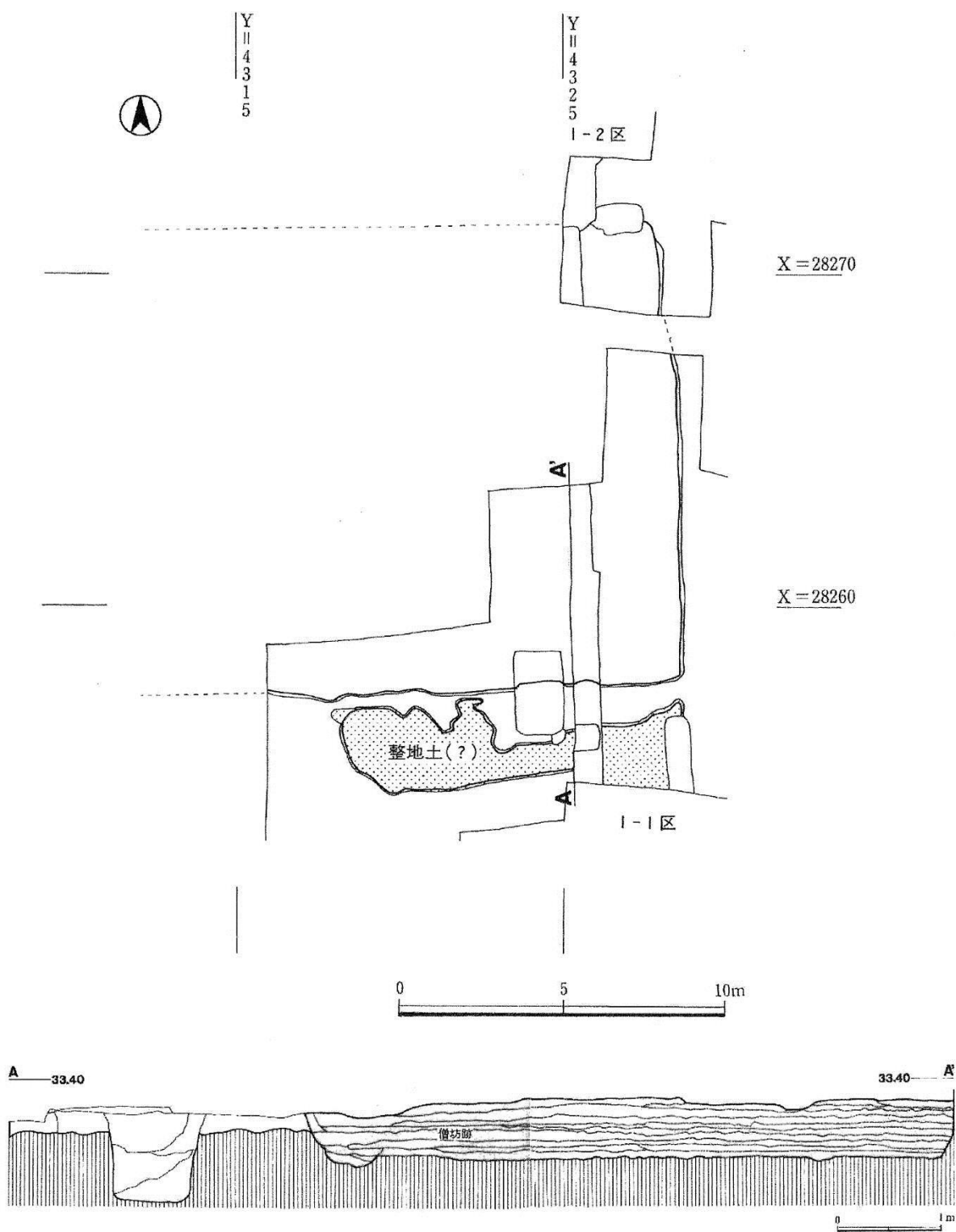


図2-33 僧坊跡

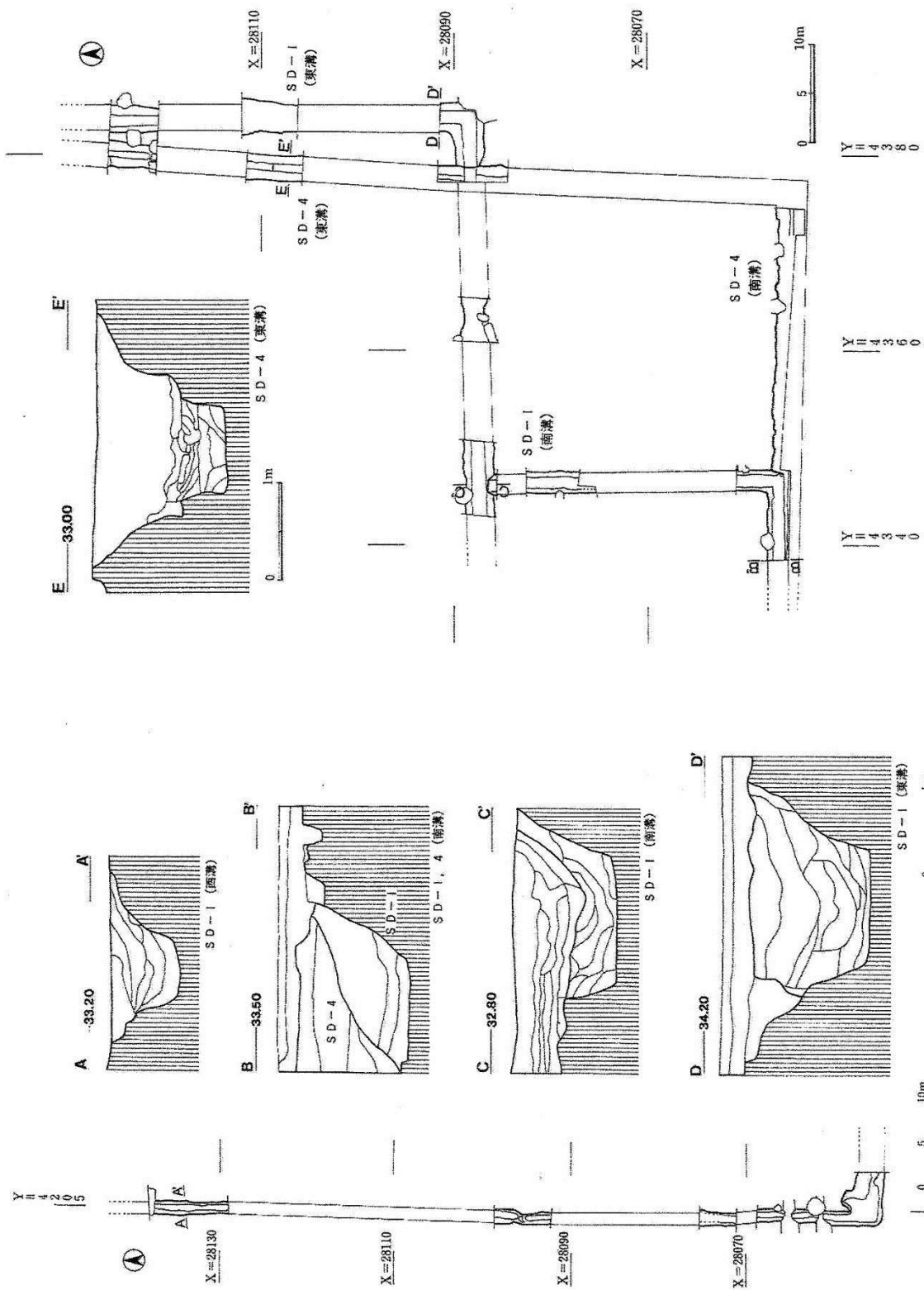


図 2-34 区画溝

(3) 主な出土遺物

発掘調査によって軒丸瓦、軒平瓦、極先瓦などの瓦埴類のほか、塑像や埴仏、塔心礎舍利孔石蓋、風鐸、水煙など貴重な遺物が多数出土した。

軒丸瓦 10種類が出土しており、ほとんどが蓮華文である。創建時に使用された軒丸瓦は、複弁8葉蓮華文軒丸瓦と単弁10葉蓮華文軒丸瓦で、やや遅れて単弁16葉蓮華文軒丸瓦が使用されたと考えられる。複弁8葉蓮華文軒丸瓦は、新治廃寺跡（茨城県筑西市）の軒丸瓦と文様が酷似している。また、下野国分寺跡（栃木県下野市）の影響を受けて作成された瓦や下総国分寺跡（千葉県市川市）と同じ文様の瓦が出土している。

軒平瓦 5種類出土している。創建期に重弧文軒平瓦（三重弧・四重弧・五重弧）、均整唐草文軒平瓦を用いていたと考えられる。特に、均整唐草文軒平瓦は下野薬師寺跡（栃木県下野市）と酷似する文様であり、単弁16葉蓮華文軒丸瓦と同時期に使用されたと考えられる。また、下総国分寺跡で出土した軒平瓦と同系統の瓦も出土している。

極先瓦 一辺13.2cmの正方形で、外区に連珠文、内区に8葉の蓮華文が配される。四隅には釘穴がつけられている。極先瓦が出土したのは、東日本初である。

文字瓦 SD-1の覆土中より「法成寺」とへう書きされた丸瓦片が出土し、結城廃寺の法号が明らかになった。さらに、平将門の乱を記した『将門記』に記される「結城郡法城寺」に比定される寺院であることが確認された。この他、「新治」や「有岐（うき）」などの文字瓦も出土している。

塑像 右脚部や蓮華座、頭髮、衣紋部が出土した。衣紋部は丈六仏と考えられ、伽藍地南東部から出土し、右脚部・蓮華座・頭髮は金堂跡南側の瓦溜（SK-1）から出土した。

埴仏 主にSK-1から廃棄された状態で出土した。出土したのは、阿弥陀如来坐像、観音菩薩立像、勢至菩薩立像、薬師如来立像など約10種類64点で、多量の埴仏が出土したのは東日本初である。

埴仏のデザインはほとんどがオリジナルであるが、如来倚像は法隆寺蔵の銅板如来三尊像と、如来坐像は法隆寺献納宝物（東京国立博物館蔵）の押出二観音及三如来像（国重要文化財）と同原型資料である。

塔心礎舍利孔石蓋 塔心礎の中心に造られている舍利孔に蓋をした状態で出土した。石蓋は、塔心礎と同質の花崗岩製で、直径24cm、厚さ約4cm、一方の面が平滑に磨き上げられ、そこに5弁の蓮華文が描かれている。蓮華文の輪郭線は黒色顔料、蓮実部分には黄色顔料（黄土）、蓮弁部分には赤色顔料（ベンガラ）、蓮弁の外側部分には緑色顔料（緑土）が使用されている。蓮華文の描かれた石蓋が出土したのは、全国初である。

金属製品 風鐸や水煙と考えられる青銅製品や角釘などが出土しており、創建当時の建物に使用されたと考えられる。

(4) 遺構の変遷

結城廃寺跡の遺構は、主に奈良時代（創建期）、平安時代、中世の3つの時期に分けられる。

奈良時代（創建期） 結城廃寺が創建されたのは、8世紀前半と考えられ、主要伽藍である金堂、塔、講堂、中門、回廊、僧坊が建てられ、寺域の区画溝もこの時期に掘られている。また、寺域の周辺には、竪穴建物（SI-2・3）が建てられている。

平安時代 結城廃寺は、平安時代にも存続していたが、次第に規模も縮小され、寺域の明確な区画も無くなっていったと考えられ、寺域内にも竪穴建物（SI-1・8）が建てられるようになった。

また、10世紀中頃から後半の間に、火災によって焼失しており、この時焼け落ちた瓦を集めて捨てられた場所がSK-1である。そこには金堂に存在したと考えられる塑像や多量の埴仏が廃棄されていた。なお、創建期の区画溝（SD-1）も、この時期に埋没したと考えられる。

中世 鎌倉時代に入ると、当地を治めた結城氏や山河（山川）氏の庇護を受け、修復されていったと考えられ、新たに四方の区画溝（SD-4）が掘り直されている。

しかし、中世期の建物跡や瓦は確認されていない。これは、中世の建物は、地面に直接礎石を設置し、その上に柱を立てて造られ、屋根には瓦を葺いていなかったためと考えられる。

(5) 未確定の遺構

これまでの発掘調査で確認できなかった遺構及び詳細が不明となっている遺構は次のとおりである。

主要伽藍 南門跡、経蔵跡、鐘楼跡が未確認である。また、僧坊跡も東端部分を検出したのみである。

区画溝 創建期に掘られた区画溝のうち、北溝は検出されていない。結城廃寺北側の道路を拡張する際に、西溝の延長線上において、道路の北側の畑を試掘調査した際には溝跡は検出されず、結城廃寺西側の谷頭が道路の北側に延びていることが確認されたことから、結城廃寺跡の北限も、北側の道路付近と推定される。

また、確認された区画溝が、どこまで延びているのか確認する必要性もある。

周辺施設 伽藍地東側のH区・N区・O区で、8世紀～10世紀にかけての竪穴建物跡群が確認されており、寺院の造営や運営に係わる施設が展開していると考えられるが、一部検出にとどまっており、詳細は不明である。

2 結城八幡瓦窯跡

(1) 調査概要

昭和28年度(1953)調査 高井悌三郎氏による調査が行われた。推定で全長5m以上の半地下式^{あな}窖窯を1基検出した。出土遺物から、結城廃寺跡の創建期に使用された瓦を生産していた瓦窯跡であることが判明した。

確認調査(平成12年度(2000)から平成13年度(2001)) 瓦窯跡の範囲確認及び遺構の保存状況確認の調査を実施し、台地の東斜面から半地下式の窖窯3基、台地北斜面と東斜面から土坑2基、台地上部から竪穴建物跡1軒を確認した。出土遺物から、結城廃寺跡創建期の瓦を生産していたことが判明した。

(2) 調査の成果

発掘調査によって、瓦窯跡4基、竪穴建物跡1軒、土坑2基が確認された。

昭和28年度(1953)調査瓦窯跡 台地斜面に位置する。抜根等による損壊が著しく詳細不明であるが、推定全長5m以上の半地下式窖窯である。燃烧部は長さ1.5m、焼成部は4m程残存していた。燃烧部の傾斜は 20° と急で、2m程で焼成部となる。なお、焼成部は平坦である。燃烧部から鴟尾や紡錘車が、焼成部からは軒丸瓦Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類や軒平瓦Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類、丸瓦、平瓦、塼、熨斗瓦、須恵器などが出土している。また、須恵器坏底部に「寺」とヘラ書きされた個体も出土している。

第1号瓦窯跡 台地斜面に造られた半地下式の窯で、一度造り替えが行われており、1次窯、2次窯の2つの窯体が検出された。

1次窯の全長は5.84mで、燃烧部が1.4m、焼成部が4.44mである。焼成面は、幅が1.4mで、床面は段差が無く平坦で、傾斜は約 7° である。また、燃烧部内に残された瓦の中で、平瓦の叩き板の文様をみると、無文と縄叩き文が大部分であるが、彫りの浅い斜格子文(斜格子Ⅰ類)も少数含まれている。

2次窯は、1次窯の上方約50cmに造られ、窯の先端部分が未検出であるが、全長は推定7mで、燃烧部が1.1m、焼成部が推定5.9mである。焼成面は、幅が1.2mで、床面は段差が無く平坦で、焼台として平瓦や熨斗瓦が敷き詰められており、傾斜は約 8° から 10° である。なお、焼成部内の平瓦の叩き板の文様は無文と縄叩き文のみであり、焼台に使用されていた平瓦の叩き板は、縄叩き文や無文が多く、斜格子Ⅰ類も少数含まれている。

また、両側壁の粘土内には瓦積みが施されていたが、これは窯の構築時に造られたものである。この瓦積に使用された平瓦の叩き板は、斜格子Ⅰ類がほとんどであるが、縄叩き文や無文も少数含まれている(図2-35)。

第2号瓦窯跡 第1号瓦窯跡の南側約2mの位置に、ほぼ平行して造られている。燃烧部が未検出なため全体の大きさは不明であるが、第1号瓦窯同様に一度造り替えが行われており、1次窯、2次窯の2つの窯体が検出された。

1次窯検出はごく一部であり、詳しい構造は不明であるが、焼成部の床面には段差がなく、約 6° の傾斜で緩やかに立ち上がっていると考えられる。

2次窯も全体的な構造は不明であるが、第1号瓦窯跡の2次窯とほぼ同じ構造と考えられる。検出された焼成部の長さは5.1mで、幅は1.2m、床面には段差が無く平坦で、傾斜は約 4° から 11° である。また、焼成部内の平瓦の叩き板の文様は、第1号瓦窯とは異なり、彫りの深い斜格子文（斜格子Ⅱ類）がほとんどであるが、無文と縄叩き文、斜格子Ⅰ類も少数含まれている。

また、左側壁の粘土内に瓦積みが施されていたが、使用されている平瓦の叩き板は、確認できたものは斜格子Ⅰ類のみであった（図2-36）。

第3号瓦窯跡 第2号瓦窯跡の南側約1.5mの位置に、ほぼ平行して造られている。一部のみの検出で調査は行っていないが、窯壁や側壁部の粘土が検出されたため、瓦窯跡と判断した（図2-36）。

竪穴建物跡（SI-1） SI-1は、第1号瓦窯跡の東側約5m地点の台地平坦面で確認した。約5m四方の方形と考えられ、東壁中央にはカマドが造られている。カマドの構築材として天井部に丸瓦、左袖部は奥から丸瓦、平瓦、四重弧文軒平瓦が、右袖部は奥から丸瓦、四重弧文軒平瓦が使用されていた。なお、平瓦と四重弧文軒平瓦の叩き板の文様は、斜格子Ⅰ類である。また、SI-1の覆土上層から瓦が多量に遺棄された状態で出土しており、軒丸瓦Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅳ類や丸瓦、平瓦が出土している。工房建物と考えられる。

土坑（SX-1・SX-2） SX-1は直径約3mの円形状で、底面に広い範囲にわたって白色粘土が確認され、底面から須恵器蓋が出土した。SX-2は詳細不明であるが、SX-1同様に底面から白色粘土が確認された。両土坑とも、粘土保管施設と考えられる。

第2章 史跡の概要

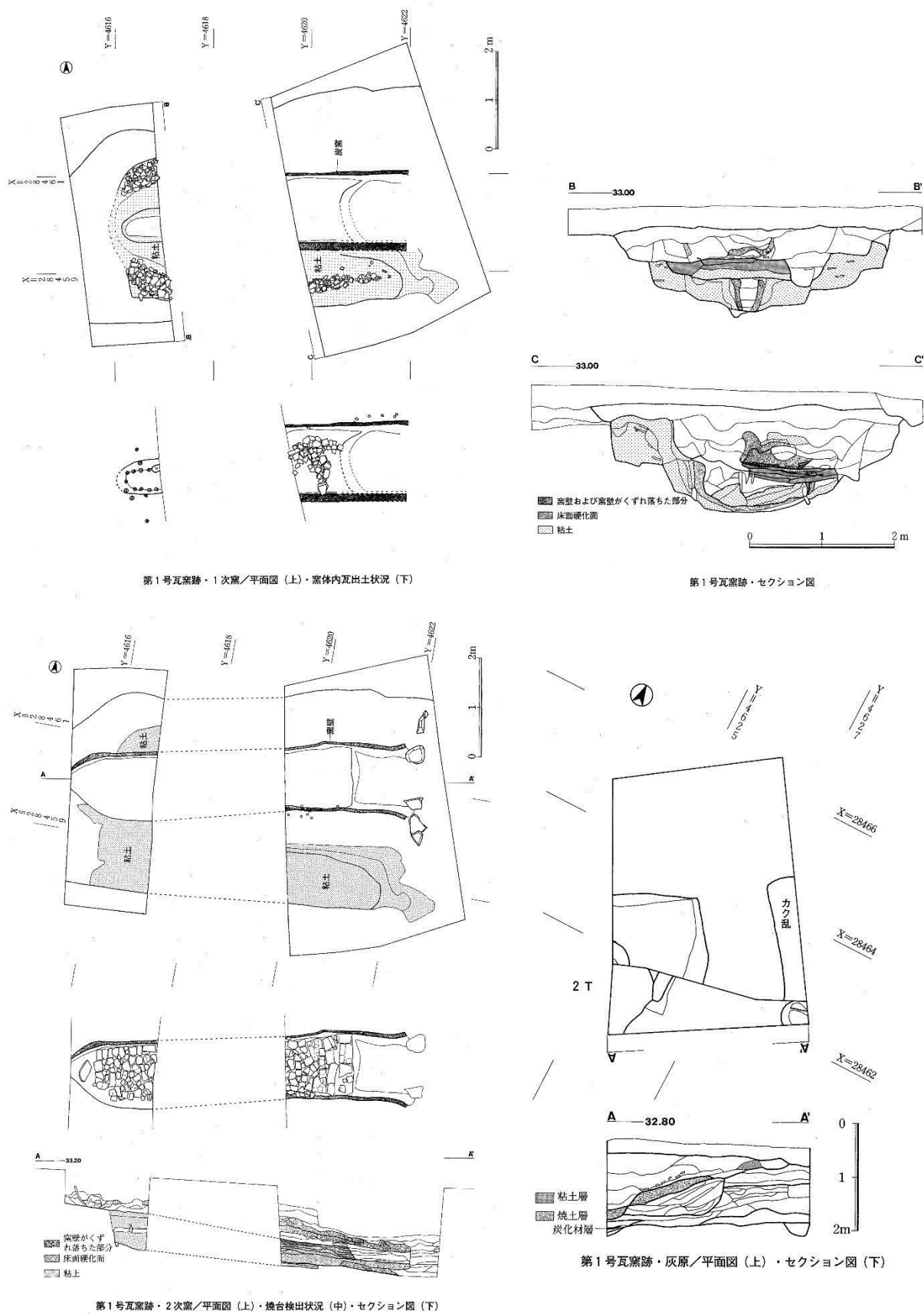
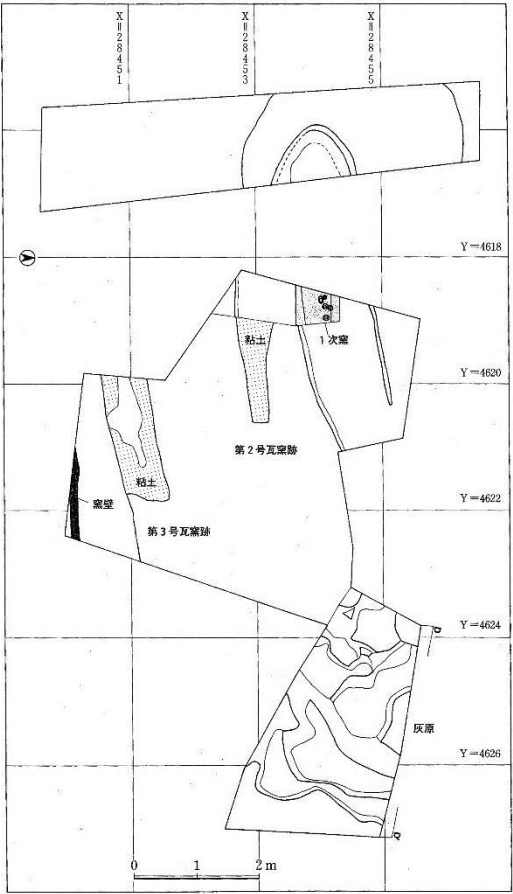
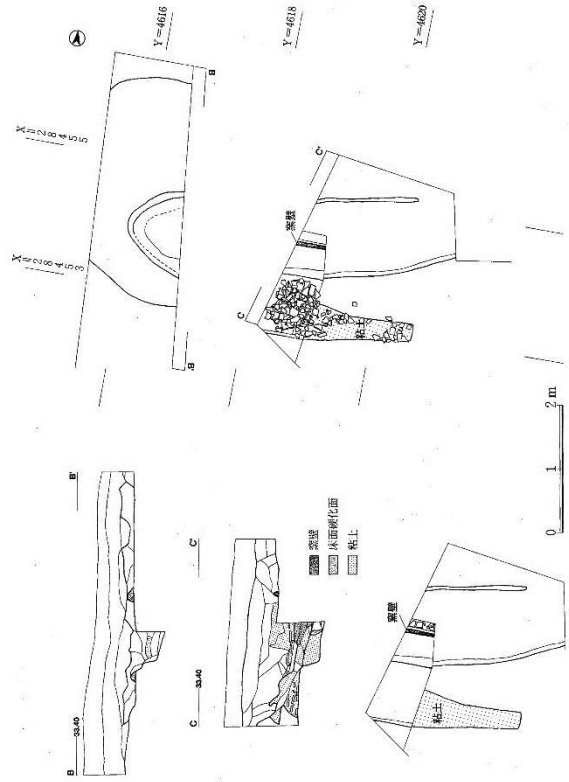


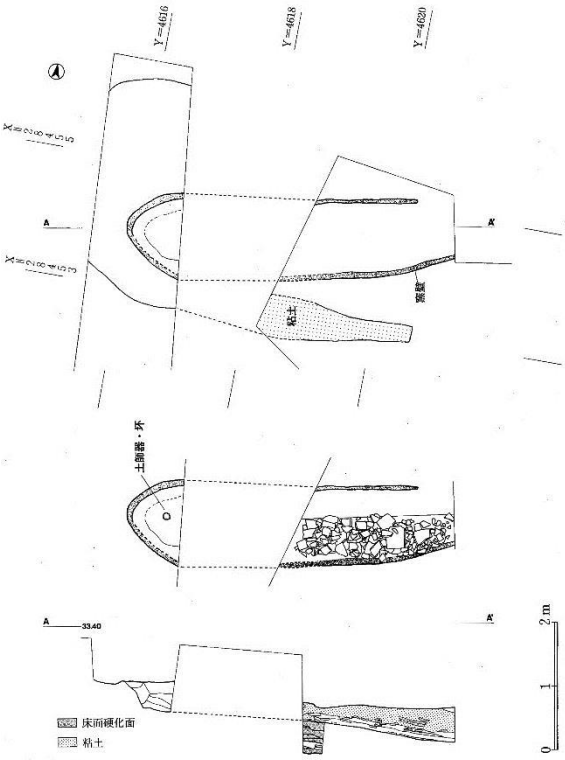
図2-35 結城八幡瓦窯跡 第1号瓦窯跡



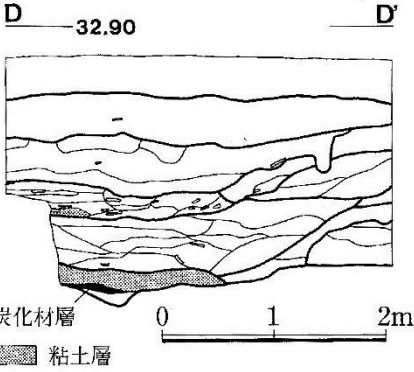
第2・3号瓦窯跡・平面図



第2号瓦窯跡・1次窯／平面図（上）・セクション図（左下）・瓦出土状況（右下）



第2号瓦窯跡・2次窯／平面図（上）・窯体内瓦出土状況（中）・セクション図（下）



第2号瓦窯跡・灰原・セクション図

図2-36 結城八幡瓦窯跡 第2・3号瓦窯跡

表2-8 調査一覧

結城廃寺跡

調 査	調査主体	調査年次	面積 (m ²)	内 容
—	結城市教育委員会 領域研究会	S56. 12. 19 ～ S56. 12. 21	74	上山川就業改善センター建設に伴う調査 ・ 竪穴建物状遺構、瓦溜1基、溝1条を確認 第1次調査で創建期の区画溝と判明
—	結城市教育委員会 領域研究会	S57. 1. 14 ～ S57. 1. 15	11	礎石出土に伴う調査 ・ 礎石1基と版築遺構（回廊跡）、溝状遺構を確認 礎石は原位置を保っていなかった
—	結城市教育委員会	S58	—	分布調査
第1次	結城市教育委員会	S63. 7. 4 ～ S63. 10. 27	700	範囲確認調査（第8次調査まで） A区 ・ 回廊跡の南西隅部を確認 ・ 回廊跡内側の瓦溜から、多量の埴仏が廃棄された状態で出土 ・ 回廊跡西側から、中世期の寺域を区画する溝（以下SD-4）の西辺を検出 B区 ・ 創建期の伽藍域を区画する溝（以下SD-1）の西辺を確認。伽藍域の西限が確定
第2次	結城市教育委員会	H1. 8. 7 ～ H1. 12. 9	510	C区 ・ 塔跡、中門跡、講堂跡を確認 ・ 塔跡塔心礎の中央から5弁の蓮華文が描かれた舍利孔石蓋が出土 D区 ・ SD-1が南方に延長することを確認
第3次	結城市教育委員会	H2. 7. 11 ～ H3. 3. 29	950	E区 ・ SD-1の南西隅部を検出し、創建期の伽藍域南限が確定 F区 ・ 回廊跡東面を確認、伽藍中軸線が確定 G区 ・ SD-4の北辺を確認 H区 ・ SD-4東辺、竪穴建物跡を確認

調 査	調査主体	調査年次	面積 (m ²)	内 容
第4次	結城市教育委員会	H3. 8. 5 ～ H4. 3. 27	670	I 区 ・ 講堂跡、僧坊跡を確認 J 区 ・ SD-1 及び SD-4 の南辺が重複して確認 ・ SD-1 から文字瓦『法成寺』が出土 K 区 ・ 南門跡の確認を試みたが、確認できず
第5次	結城市教育委員会	H4. 7. 15 ～ H5. 3. 26	510	L 区 ・ 金堂跡を確認。「法起寺式」伽藍配置であることが判明
第6次	結城市教育委員会	H5. 9. 13 ～ H6. 3. 25	430	M 区 ・ 竪穴建物跡と SD-4 東辺を確認 N 区 ・ 竪穴建物跡を4軒確認
第7次	結城市教育委員会	H6. 7. 11 ～ H7. 3. 16	660	O 区 ・ 竪穴建物跡を8軒、SD-4 東辺を確認
第8次	結城市教育委員会	H7. 11. 28 ～ H8. 3. 29	220	P 区 ・ SD-1 東辺を確認。結城廃寺跡の創建期の伽藍域が確定

結城八幡瓦窯跡

調 査	調査主体	調査年次	面積 (m ²)	内 容
—	高井悌三郎 上山川村教育委員会 常総古文化研究会	S28. 8. 5 ～ S28. 8. 22	—	・ 窯1基を発掘
第1次	結城市教育委員会	H12. 10. 11 ～ H13. 3. 9	140	範囲確認調査（第2次調査まで） ・ 1号・2号瓦窯跡及び土坑2基を確認
第2次	結城市教育委員会	H13. 11. 19 ～ H14. 3. 29	120	・ 1号・2号瓦窯跡の調査 ・ 3号瓦窯跡・竪穴建物跡を確認



図2-37 中門跡・塔跡・講堂跡（南から）

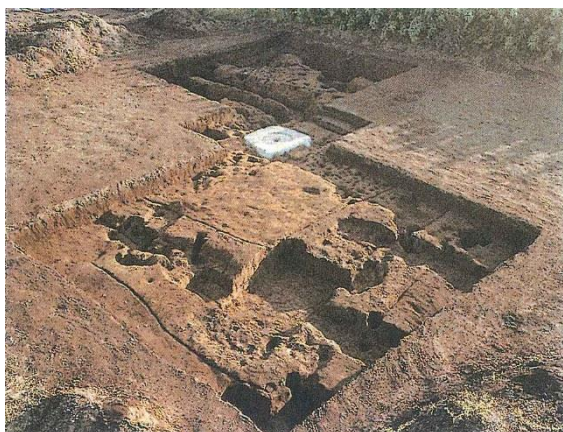


図2-38 塔跡（南東から）



図2-39 塔心礎（東から）



図2-40 金堂跡（西から）



図2-41 回廊跡南西隅（北から）



図2-42 講堂跡（西から）



図2-43 中門跡（南から）

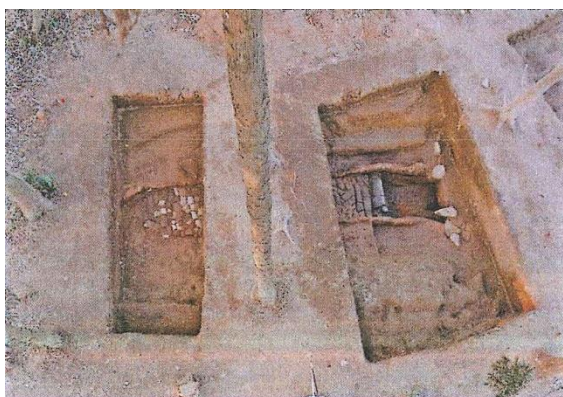


図2-44 第1号瓦窯跡（南から）



図2-45 第2瓦窯跡（東から）

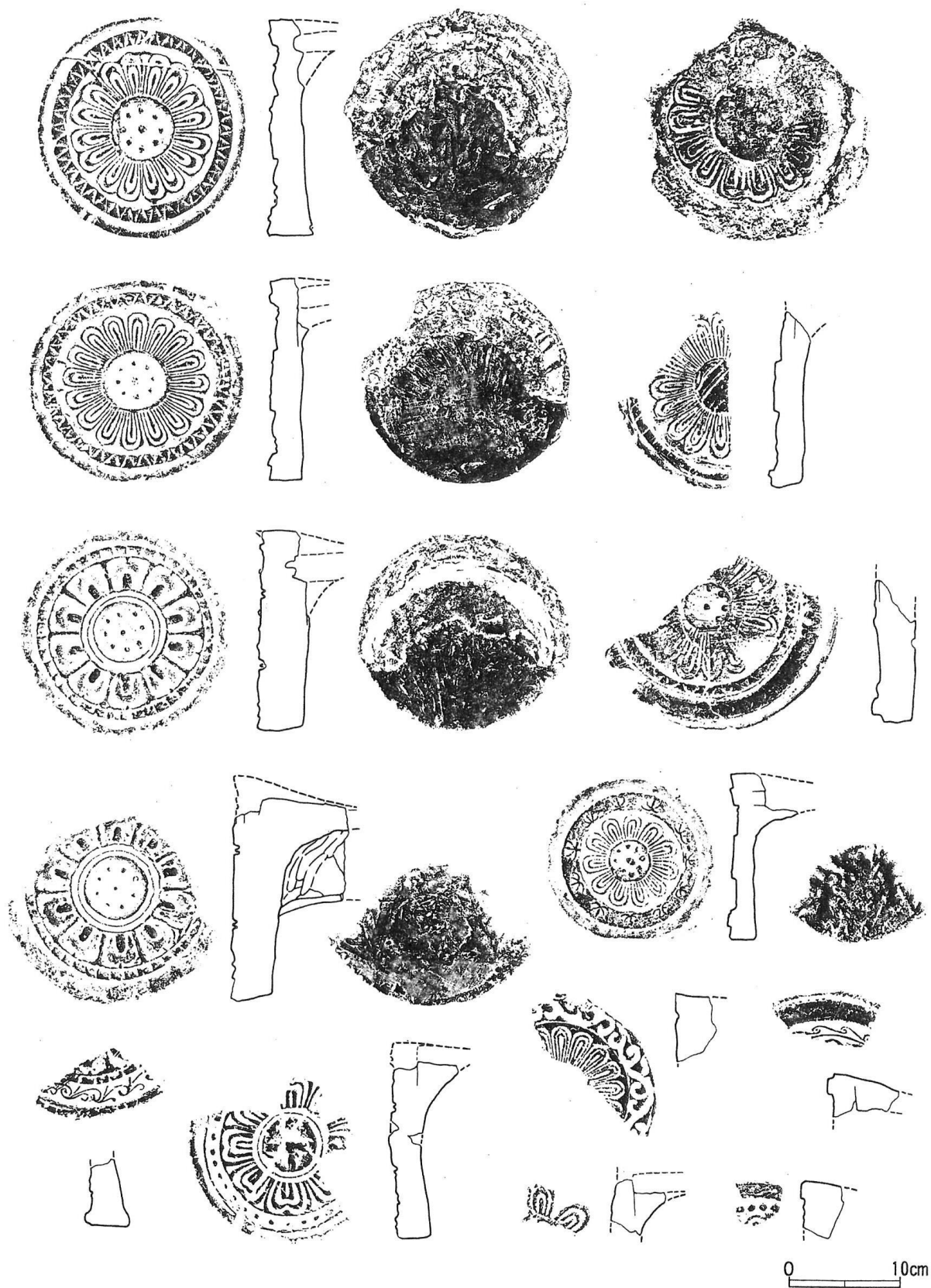


図2-46 結城廃寺跡出土遺物1 軒丸瓦拓影

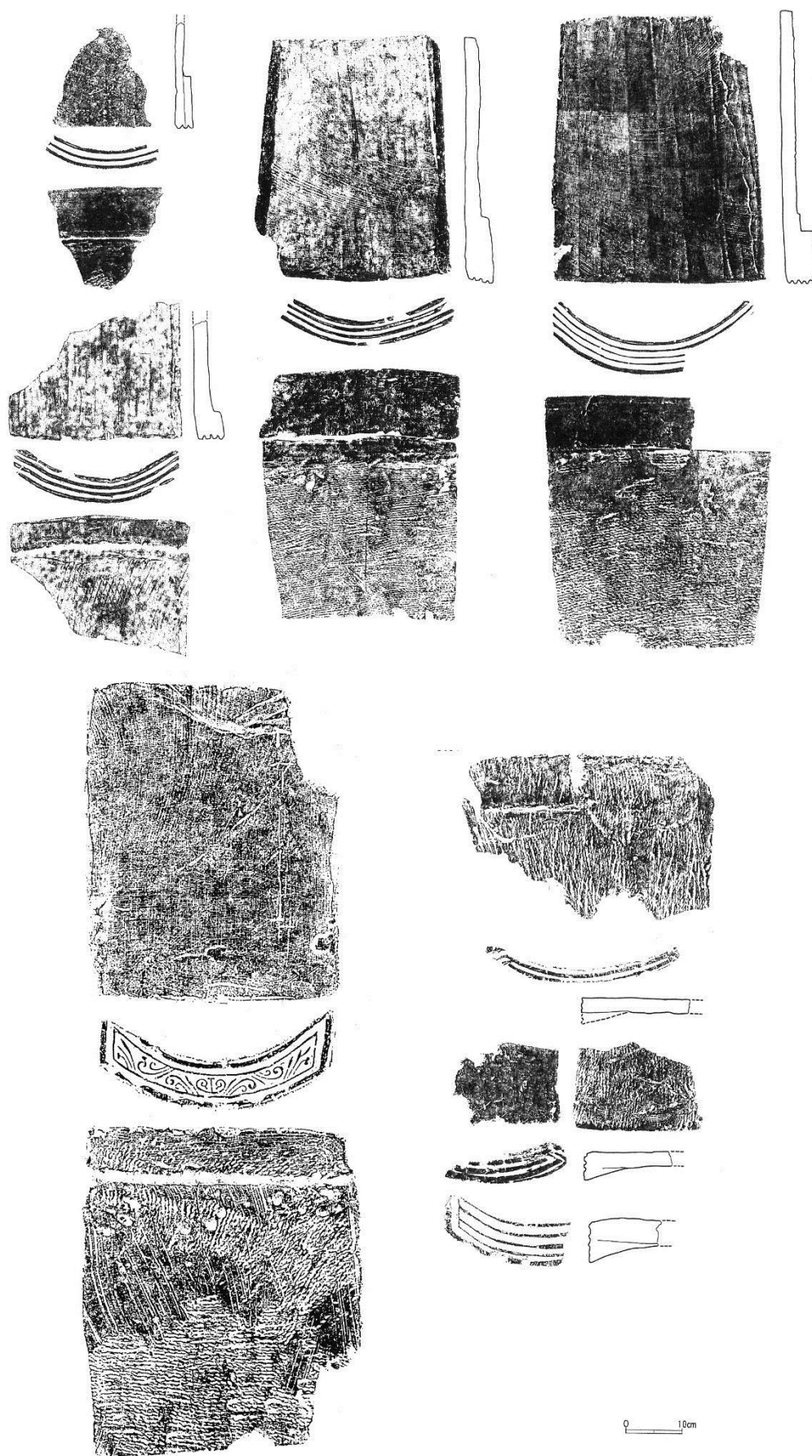
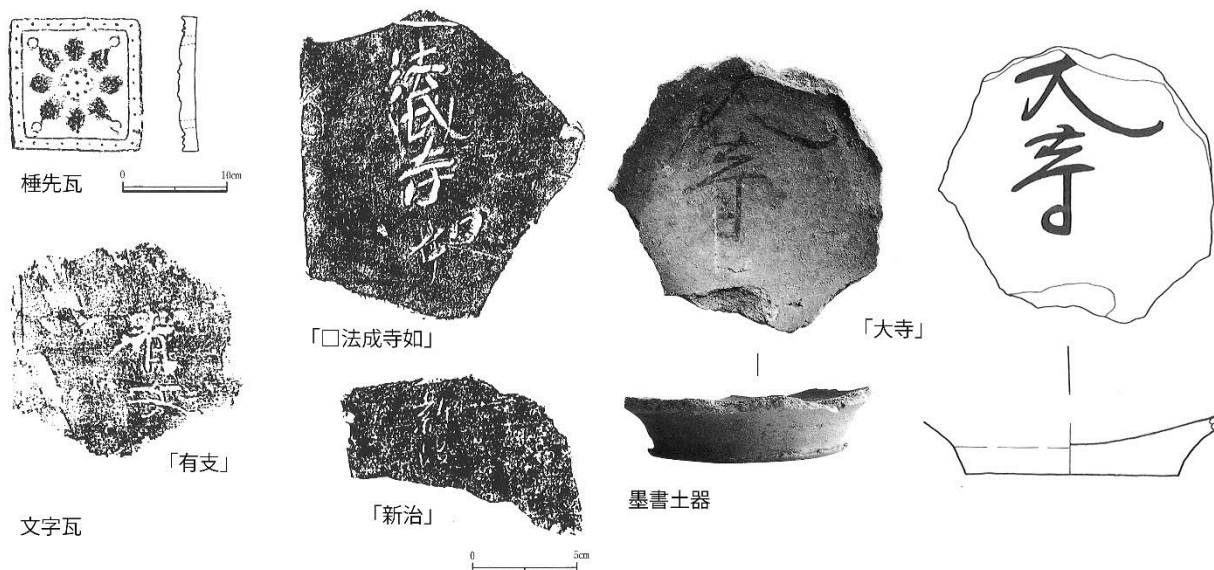


図2-47 結城廃寺跡出土遺物2 軒平瓦拓影



出土瓦磚類

図2-48 結城廃寺跡出土遺物3

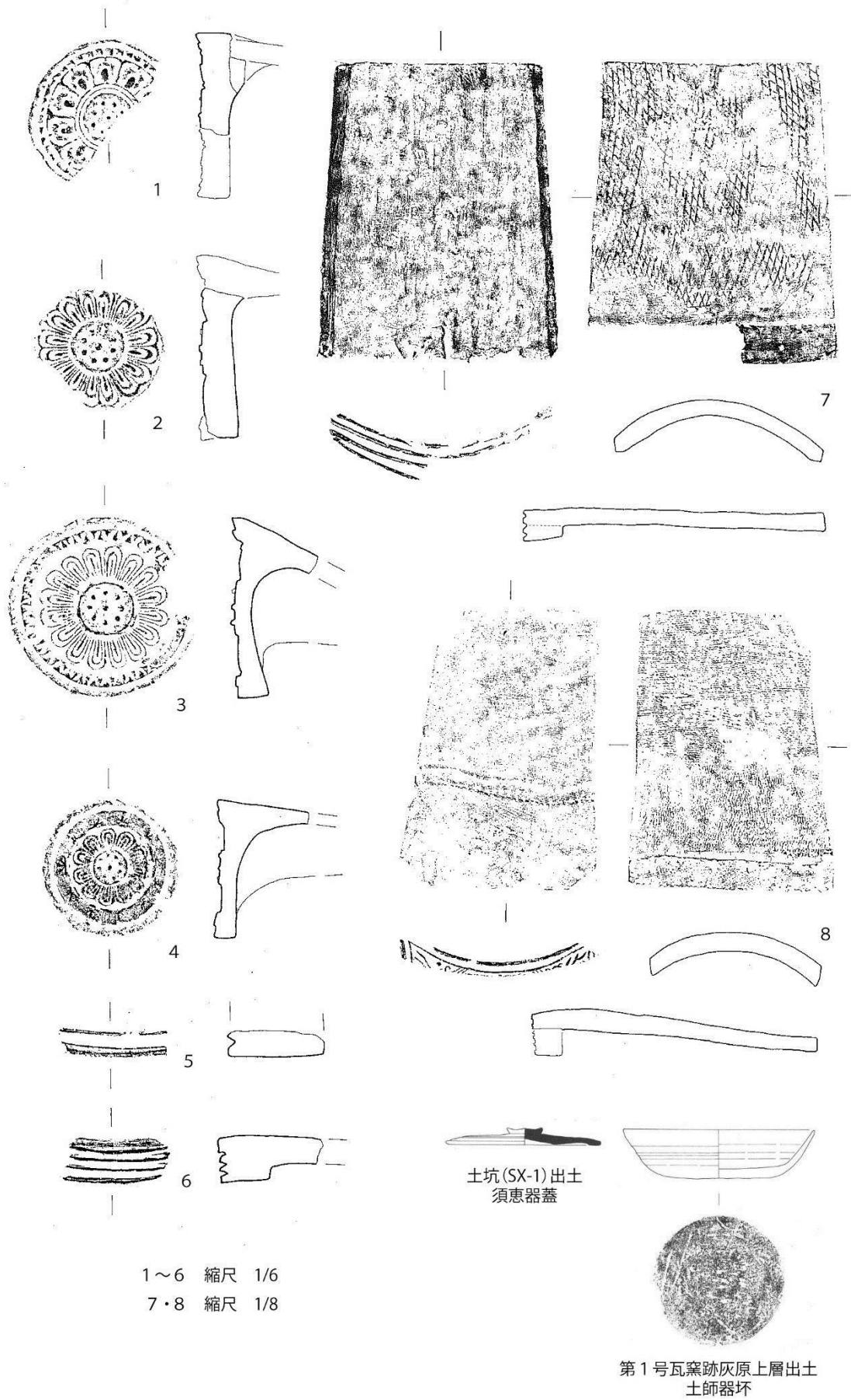


図2-49 結城八幡瓦窯跡出土遺物



第3章

史跡の価値

第1節 史跡の本質的価値

- ① 古代寺院の伽藍を構成する主要施設が確認され、さらに屋瓦の生産地である窯跡との関係性も判明し、古代地方寺院の実態を解明する上で、学術上貴重な価値を有する。
- ② 軒先瓦の文様や製作技法、文字瓦から、常陸国や下野国からの影響を強く受けて建立したことが判明しており、地域を超えた交流を示す考古資料として重要である。
- ③ 創建の経緯や建築物の荘厳などを伝える多種多様な遺物が出土し、東国への仏教文化の伝播・発展を考える上で重要である。
- ④ 古代寺院において、寺院の法号が明らかとなった数少ない事例であり、併せて『将門記』に記載された寺院であると判明し、文献資料との対比が可能である点で、貴重である。
- ⑤ 区画溝や土師質土器、古瀬戸や常滑など中世の遺物や遺構が確認されており、古代寺院が中世まで存続していた点において、稀有な価値を有する。

① 本史跡は、塔跡・金堂跡・講堂跡・僧坊跡・中門跡・回廊跡などの建物が確認されたことにより、いわゆる七堂伽藍を備えた大規模な地方寺院であることが判明したとともに、消費地である寺院と生産地である瓦窯跡との関係も判明しており、古代における寺院造営の一樣相が窺える。

② 本史跡から出土した軒先瓦のうち、複弁8葉蓮華文軒丸瓦は常陸国新治廃寺跡（茨城県筑西市）から、均整唐草文軒平瓦は下野薬師寺跡（栃木県下野市）からの影響を強く受けていることが判明した。また、創建期の軒丸瓦の製作技法には畿内の強い影響が認められる。さらに、「新治」や「有支」といった地名がヘラ書きされた瓦片は、造営に関わった人々や、地域の広がりを特定する上で特筆すべき資料である。

③ 本史跡は、塑像や埴仏、蓮華文が描かれた塔心礎舍利孔石蓋、極先瓦など、古代東国にあって極めて強い畿内的特徴を持つ遺物が出土した寺院跡であり、仏教文化の東国への伝播・発展を考える上で極めて重要な遺跡である。特に、埴仏は64点と多量に出土し、中には法隆寺や法隆寺献納宝物の押出仏と同原型資料が出土している。

④ 古代の区画溝（SD-1）から出土した文字瓦「法成寺」から、寺院の法号が明らかとなった数少ない事例であり、重要である。さらに、10世紀中頃に起こった平将門の乱（936～940年）を記した『将門記』にみえる「結城郡法城寺」であることが判明し、文献史料と考古資料の両面による歴史解明が可能である。

⑤ 発掘調査によって、本史跡は古代から中世まで存続していた寺院であることが判明した、貴重な事例である。中世伽藍は規模が古代より縮小しており、遺物は土師質土

器や陶器（古瀬戸や常滑）、瓦などが出土している。

第2節 構成要素の特定

本史跡の「本質的価値を構成する要素」として、廃寺跡では塔跡や金堂跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡等の掘込地業や塔心礎、瓦、土器、塑像、埴仏、塔心礎舍利孔石蓋などがあり、窯跡では窯跡や竪穴建物跡、土坑、瓦、土器など発掘調査で出土した遺構・遺物がある。また、本史跡の立地する地形や小字名もこれらに含めるべき要素と考えられる。

本史跡及び周囲には「本質的価値を構成する要素以外の要素」として、史跡の管理施設、取り扱いを検討すべきものが存在している。史跡説明板や上山川就業改善センターなどがこれらに相当する。その他として、本史跡周辺に存在する他の遺跡や遺物、誘導看板などは、整備と活用に係わるものとして「史跡の周辺地域を構成する要素」とする。詳細は、次表のとおりである。

表3-1 構成要素の分類

分類		内容	構成要素	
			結城廃寺跡	結城八幡瓦窯跡
史跡を構成する要素	本質的価値を構成する要素	遺構	塔跡、金堂跡、講堂跡、中門跡、回廊跡、僧坊跡、区画溝、瓦溜り、塔心礎、礎石など	窯跡、竪穴建物跡、土坑など
		遺物	軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、榎先瓦、文字瓦、埴、土師器、須恵器、墨書土器、塑像、埴仏、塔心礎舍利孔石蓋、角釘など	軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、熨斗瓦、埴、鴟尾、土師器、須恵器、「寺」銘須恵器など
		立地・環境	台地平坦面	谷頭に面する丘陵
		地名、名称	結城寺前、結城寺北、寺山	瓦塚

分類			内容	構成要素	
				結城廃寺跡	結城八幡瓦窯跡
史跡の周辺地域を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の要素	管理施設	標識、境界杭、囲柵、標柱、説明板	標識、境界杭、説明板	境界杭、説明板
	本質的価値を構成する要素以外の要素	取り扱いを検討	建築物、工作物（道路、水路含む）、地下埋設物、樹木	市道、上山川就業改善センター、同センター敷地内樹木、旧上山川中学校門柱、霞ヶ浦用水（暗渠）、電柱、建物基礎、柵、給水ポンプなど	切株、土留
史跡の周辺地域を構成する要素	史跡の歴史的背景を示す歴史文化遺産		史跡周辺の遺跡	林古墳群、中世武家屋敷跡、指定地周辺の埋蔵文化財包蔵地	
	その他の歴史文化遺産		歴史文化資源	古墳群、石造物、山川綾戸城跡、結城寺など	
	便益施設		公園、駐車場、道路、水路、看板	案内板	
	自然・景観・土地利用		河岸段丘、農地、樹林地、境内地、集落	田畑風景、集落	



第4章

史跡の現状と課題

第1節 保存管理

1 保存管理の現状

史跡指定時は、本史跡内は3割ほどが宅地で、残り7割ほどは畑地であった。平成20年度（2008）より買収可能であった民有地の公有地化を進め、大半が市有地となった。残りは国有地や一部民有地である。また、史跡指定地周辺には住宅や工場、保育園などが隣接している。

結城廃寺跡における史跡指定地内には、公共施設である上山川就業改善センター及び市道2291・2292・2294号線があり、将来的に除却対象となる物件である。

また、指定地内には公有地化の際、史跡地内にあった住宅及び倉庫の建物基礎が残存している。これらは、本史跡の遺構確認面が30cm前後であったことを鑑み、基礎部分をすべて残した状態で公有地化を実施してきた。そのため、基礎を撤去する際に、遺構の残存状況の確認調査を実施する必要がある。

結城八幡瓦窯跡における史跡指定地内は山林であり、倒木などによる史跡の損壊を防ぐため買収後は樹木の伐採を実施した。しかし、表土面が露出している部分があり、風雨によって遺構確認面が露出する恐れもある。

また、指定地となっている瓦窯跡はあくまでも一部に過ぎず、極先瓦や塙仏を生産した窯跡は未確認であり、さらに補修期の瓦窯跡を含む生産遺跡は確認できていない。結城八幡瓦窯跡群に関わる埋蔵文化財包蔵地は、史跡指定地外にも広がっており、周辺に瓦窯跡が存在する可能性がある。

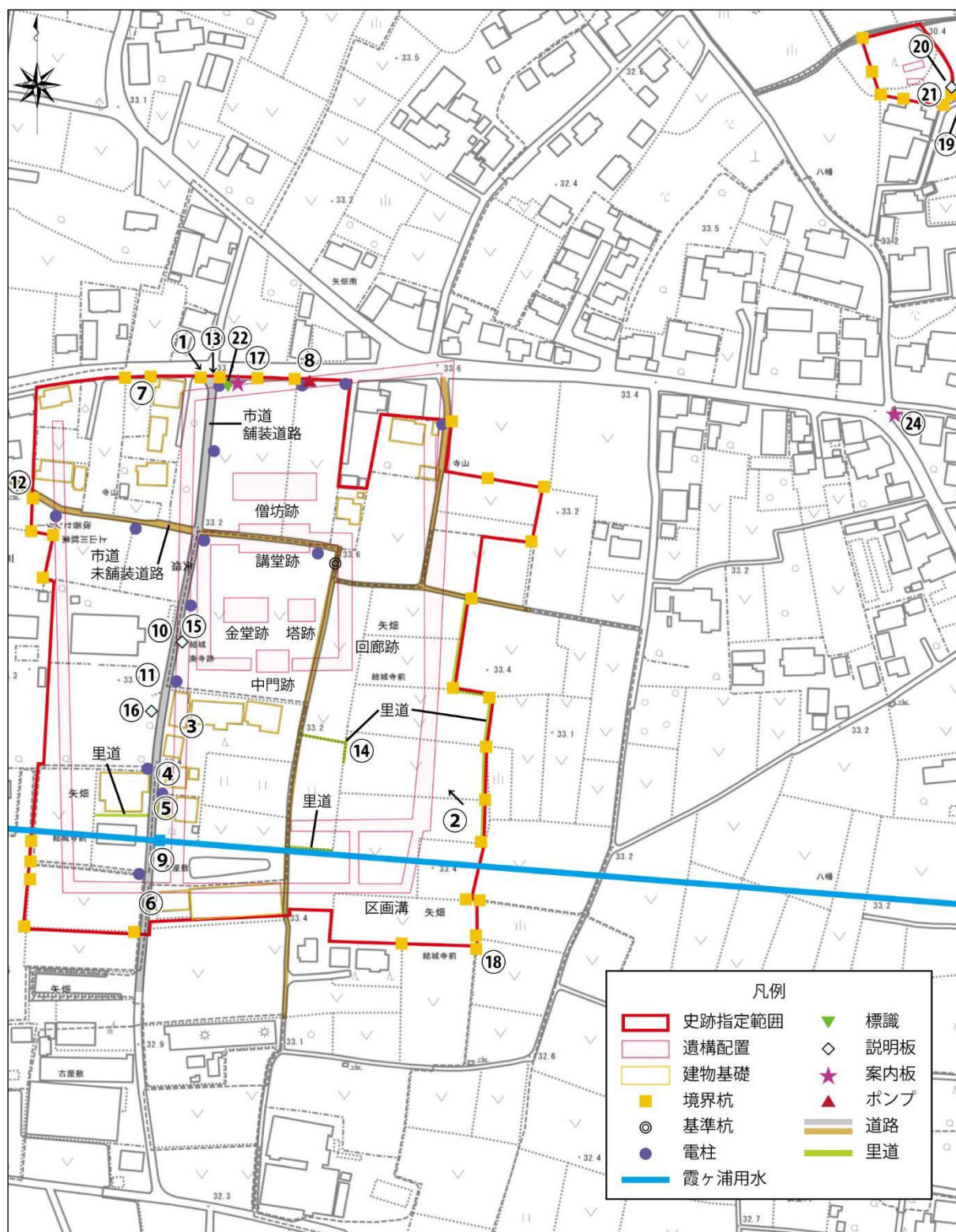


図4-1 史跡現況概要図

表4-1 現況調査写真一覧



① 結城廃寺跡現況(2) (北西から)



② 結城廃寺跡現況(1) (南東から)



③ 史跡内残留物 (建物基礎(1))



④ 史跡内残留物 (建物基礎(2))



⑤ 史跡内残留物 (建物基礎(3)井戸)



⑥ 史跡内残留物 (建物基礎(4))



⑦ 史跡内残留物 (建物基礎(5))



⑧ 史跡内残留物 (農業用ポンプ小屋)



⑨ 霞ヶ浦用水路



⑩ 上山川就業改善センター



⑪ 上山川就業改善センター東側樹木



⑫ 市道 2291 号線



⑬ 市道 2292 号線



⑭ 史跡内里道



⑮ 史跡説明板（結城廃寺跡(1)）



⑯ 史跡説明板（結城廃寺跡(2)）



⑰ 史跡境界杭（結城廃寺跡(1)）



⑱ 史跡境界杭（結城廃寺跡(2)）



⑲ 結城八幡瓦窯跡全景（東から）



⑳ 史跡説明板（結城八幡瓦窯跡）



㉑ 史跡境界杭（結城八幡瓦窯跡）



㉒ 史跡標識兼史跡案内板



㉓ 史跡案内板(1)（県道20号線沿い）



㉔ 史跡案内板(2)

2 保存（保存管理）の課題

前記で示したとおり、保存に関する現状などを踏まえ、今後の保存について下記のような課題が挙げられる。

(1) 計画的な調査（発掘調査・整理作業・文献調査・資料調査など）の実施

本史跡の主要遺構は確認されているが、発掘調査の結果、周辺にも関連遺構が分布することが判明している。しかし、奈良時代の伽藍を囲む区画溝の北限が未確認である点や南限の詳細、僧坊跡の詳細は不明である。また、史跡地内には公有地化を実施した際に、移転した建物の基礎が残存している。このことから、計画的な発掘調査を実施する必要がある。

さらに、上記の発掘調査成果とあわせて、過去に実施された発掘調査の成果についても、総括的な報告書を作成する必要がある。

(2) 現状変更への対応

史跡指定地は、公有地化可能であった民有地の公有地化は終了しているが、市道や公共施設が残るため、本計画で提示する現状変更の取り扱い基準などに基づきながら適切に対応する必要がある。

(3) 史跡指定地外の遺構等の保存

結城廃寺跡及び結城八幡瓦窯跡は、主要遺構について確認されているが、前述のとおり、これまでの発掘調査の成果で周辺にも関連遺構が分布することが判明していることから、必要に応じて追加指定をはじめとした保存方法を検討し、適切な対応を行うことが必要である。

(4) 追加指定や土地の公有地化

前記のとおり、史跡指定地以外にも、結城廃寺跡及び結城八幡瓦窯跡に関連する遺構が確認される可能性がある。遺構の状況や土地の利用状況、今後の史跡の保存・活用・整備の取り組みを踏まえ、追加指定及び公有地化を検討する必要がある。

(5) 出土品管理の適正化

昭和28年度（1953）に実施された結城八幡瓦窯跡の発掘調査に関する遺物は、当時の調査担当者であった高井悌三郎氏によって、公益財団法人辰馬考古資料館（兵庫

県西宮市)に保管されている。そのため、本史跡の出土遺物が分散しており、一元的な管理がなされていない。

第2節 活 用

1 活用の現状

(1) パンフレットの作成・配布

市民及び観光者向けに、「国指定史跡 結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡」(令和2年(2020)改定)のほか、市内の文化財マップ「時の旅人」(令和2年(2020)改定)を作成し、市内で配布している。

(2) 講演会の開催

本史跡では、昭和61年(1986)3月に坪井清足氏(当時奈文研所長)による社会教育講演会、昭和63年(1988)8月に高井悌三郎氏(当時辰馬考古資料館館長)による市民の理解啓発のための講演会、平成2年(1990)頃に大脇潔氏(当時奈文研飛鳥藤原宮跡発掘調査部主任研究官)による市民の理解啓発のため説明会など、国史跡指定前から、地域住民の理解啓発を主目的とした講演会を開催している。

国史跡指定後には、平成15年(2003)9月、阿久津久氏(当時茨城県陶芸美術館学芸嘱託)による国史跡指定記念講演会を開催した。

(3) 現地での活用

現地では、発掘調査に伴い現地説明会を開催してきた(表4-1)。現在は、史跡指定地内に位置する上山川就業改善センター内で、出土品を中心としたミニ展示を実施している。

表4-2 現地説明会開催一覧

結城廃寺跡

調査年次	開催日
第1次 昭和63年(1988)	8月13日
第2次 平成元年(1989)	10月7日
第3次 平成2年(1990)	12月15日
第4次 平成4年(1992)	3月7日
第5次 平成4年(1992)	11月28日

結城八幡瓦窯跡

調査年次	開催日
第1次 平成13年(2001)	1月13日

(4) 出前講座の実施

- ・小学校の郷土学習において、出土品や写真を中心とした出前講座を実施している（年1回）。

2 活用の課題

(1) 史跡のPR・情報発信

インターネット等を活用した本史跡のPRや情報発信を進める必要がある。PR・情報発信は、行政のみではなく、市民や関係団体等と連携して取り組むことが大切となる。

(2) 史跡を中心とした文化財を活かした学校教育・生涯学習の充実

本史跡を題材とした出前講座の実施回数は少なく、市民の理解度は低い状態である。そこで本史跡をはじめとした文化財を市民が学び体感し、文化財への理解や地域への親しみ・誇りを醸成していけるよう、学校教育や生涯学習において文化財をより一層活かした内容の充実を図る必要がある。

(3) 現地での活用

見学ルートが確保できていないため、遺構・遺物の見学ができない状態であり、見学者が本史跡の歴史的価値を理解できない状態である。本史跡への興味関心を高める機会を設けるよう、見学のための環境整備を行うことが重要である。

(4) 観光への活用

他の文化財や地域資源などと連携して活用することにより、活用の幅や効果が高まることが想定できる。このため、史跡指定地周辺を含めた一定の範囲において、多様な文化財やその周辺環境を活用し、観光資源として一体的に活用することが必要である。

また、古代寺院や瓦窯跡などをテーマに関係する市町村の文化財をつないで相互活用することも計画的・段階的に進めていくよう検討していく必要がある。

(5) 大学や研究機関との連携

これまでの調査成果を用いた調査・研究は十分に行われていない現状がある。本史跡の価値をさらに高めていくためには、研究機関や学識経験者等の協力のもと、最新の学識が求められるため、連携を図る必要がある。

第3節 整備

1 整備の現状

史跡指定地

- ①史跡説明板：結城廃寺跡に2ヵ所、結城八幡瓦窯跡に1ヵ所整備
- ②便益施設：上山川就業改善センターの諸施設を利用（駐車場、ミニ展示、トイレなど）
- ③史跡の境界杭を設置（平成17年（2005））。しかし、指定区域の拡大や経年劣化による破損があるため、杭の更新を図る必要がある。

史跡指定地外

- ①案内板：交差点からの案内板を1ヵ所（平成18年（2006））、結城八幡瓦窯跡入口に案内板を1ヵ所整備。
- ②展示：結城蔵美館（展示施設）に、遺物の一部を展示・公開している。
- ③停留所：周辺には市内巡回バスの停留所が2ヵ所（円城庵：結城廃寺跡北側約250m、瓦塚：結城八幡瓦窯跡南側約200m）設置されている。

2 整備の課題

史跡整備に関する現状及び今後求められる整備項目などを踏まえ、史跡指定地の周辺を含めた今後の整備について検討し、「保存のための整備」と「活用のための整備」に大別して課題をあげる。

史跡保存のための整備

①保存設備の整備

史跡として必要である標識（史跡標柱）や説明板、境界標の再整備を計画的・段階的に進めるとともに、その他の保存施設（囲いなど）を整備する必要がある。

活用のための整備

①ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設については、本史跡の説明・展示場の整備及び充実を図る必要があ

る。波及効果、市民意向などを考慮しながら、ガイダンス施設としての拠点施設を整備する必要がある。

②便益施設(休憩施設、トイレなど)の整備

史跡の利用において、それを支える施設・設備(便益施設)が求められることから、史跡指定地周辺において、休憩施設(東屋、ベンチなど)やトイレを整備する必要がある。

③維持管理施設の整備

史跡の維持管理及び保護、安全確保のため、防火設備・消火設備・警報装置・水道・照明設備・電気設備などを検討する必要がある。

④管理運営のための施設の整備

史跡の維持管理及び運営のため、管理運営施設(用具・備品の倉庫など)の整備を検討する必要がある。

⑤遺構の表現(遺構の展示・表示・復元、屋外解説施設など)

本史跡においては、遺構は地下保存となるため、史跡指定地内及び周辺で遺構等を確認することは不可能である。よって、遺構の表現方法について検討する必要がある。

⑥アクセス及び駐車場の確保・整備

本史跡の利用を促進するため、国道や県道、市道、市内巡回バスの停留所からの、史跡へのアクセスの明確化や、駐車場の確保・整備について、今後の史跡整備計画と連動して検討する必要がある。

また、市内巡回バスの停留所を、本史跡に隣接して新設することも検討していく。

⑦史跡周辺を含めた周遊ルートの設定と案内表示板の整備

史跡指定地は2つの区域に分かれており、周辺には様々な文化財や観光資源などが立地する。このため、史跡指定地だけでなく周辺を含めた周遊ルートの設定や解説板、誘導標識などの案内表示板の整備を検討する必要がある。

第4節 管理・運営体制の整備

1 管理・運営体制の現状

史跡の管理団体は結城市(教育委員会)であり、結城廃寺跡及び結城八幡瓦窯跡の保

存・活用及び整備に関して中心的役割を担っている。また、地元自治会の協力・支援を得ながら、史跡の保存・活用に努めている。

2 管理・運営体制の課題

史跡の管理・運営体制に関する現状などを踏まえ、今後の史跡の保存・活用等に関する管理・運営体制の整備について検討すると、次のような課題がある。

(1) 史跡の管理団体としての体制づくり(人材の育成など)

本史跡の管理団体である結城市が、その責務を遂行するとともに、史跡の保存・活用を進めていくためには、人材の育成などの体制づくりが必要である。

(2) 庁内の連携体制の強化

本史跡の保存・活用においては、文化財保護を担う結城市教育委員会だけでなく、道路、上下水道、観光などの担当課も関わることになり、庁内の関係部署との連携体制を強化する必要がある。

(3) 関係権利者、市民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取組の展開

史跡の保存・活用においては、土地所有者等の関係権利者、市民・地域活動団体等の協力や参加、協働の取り組みを進める必要がある。

(4) 市域内外の人々・団体等とのネットワークづくり

史跡の保存・活用においては、前記の関係権利者、市民・地域活動団体等に加え、幅広い協力・支援、参加が推進力となるため、市域内外の人々・団体等とのネットワークづくりに努める必要がある。

(5) 市民等の情報の提供(共有化)・発信の体制づくり

前述の協力や参加、協働、ネットワークづくりを進めるための基礎的な取り組みとして、情報の提供・共有化が重要となり、分かりやすく興味を持ってもらえる情報を企画・発信する体制づくりに取り組む必要がある。



第5章

大綱・基本方針

第1節 大綱

結城廃寺跡は、奈良時代前半に創建され、室町時代中頃まで存続した古代寺院の遺跡である。塔や金堂、講堂などの主要な建物の遺構が残り、奈良・平安時代の寺院構造を伝える寺院である。

本史跡から出土した瓦の文様や技法は、律令制下の国を超えての関係性を示すものである。さらに、塑像や埴仏、極先瓦、塔心礎舍利孔石蓋といった豊富な遺物から、古代における地方寺院の実態を解明する上で重要な遺跡である。文字瓦から法号が「法成寺」であることが明らかとなり、平将門の乱を記述した『将門記』に記載される寺院であることが判明した。

結城廃寺跡の創建瓦を生産した結城八幡瓦窯跡は、生産遺跡と消費遺跡の関係性を捉えることができる遺跡として、必要不可欠な要素を持つ。

以上のとおり、本史跡は地域の歴史・地形・景観などの復元や変遷を探る上でも極めて重要な遺跡である。こうした重要性をもつ史跡と出土遺物を適切に保存しつつ、その価値を市民と共有し地域の誇りとして後世に継承するため、次のとおり保存・活用の大綱を掲げる。

過去から未来へ 歴史をつむぎ織りなす 地域が誇れる場所

「史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡」

第2節 基本方針

上記の大綱を踏まえ、本史跡の①保存、②活用、③整備、④管理・運営体制についての基本方針を以下に示す。

①保 存	結城市民に留まらず、国民共有の歴史的・文化的価値を有する財産として、将来にわたり、本質的価値を損なうことのないよう確実に保存し、次世代に継承していく。
②活 用	発掘調査の成果などから得られた歴史的特徴や本質的価値を認識・理解するための事業を展開するとともに、周囲に点在する歴史的資産とのネットワーク化を図り、地域への理解を深め郷土愛を醸成していく。 学校教育・生涯学習・観光などを促進するための資源として活用するとともに、市民の日常的な憩いの場や健康増進の場としても役立つことを目指す。
③整 備	史跡公園としての整備を行い、史跡の歴史や情報の発信に係わる手法を検討するとともに、管理・情報提供の拠点となるよう、関連施設・工作物の設置などの整備を計画する。
④管理・運営体制	史跡の保存・管理を確実なものとし、積極的かつ継続的な活用や整備を進めるため、地元自治会や周辺地域及び市民が協働・協力して展開する充実した管理・運営体制の組織を目指す。

なお、結城廃寺跡については伽藍地内の詳細及び付属施設の有無など不明な点も多々残されており、結城八幡瓦窯跡では、確認されているのは全体の一部のみであることが想定される。よって、現状変更への対応など必要に応じて実施する発掘調査・整理作業の成果などを積み重ね、史跡に関する認識や理解を深めるよう努めるとともに、史跡の追加指定なども検討していく。



第6章

史跡の保存

第1節 方向性

本史跡を適切に保存するため、次のように方向性を定める。

- 史跡を適切に保存し、未来へ継承していく。
- 史跡の保存について、地域との調和を図りながら実施する。
- 史跡及び史跡周辺において良好な景観保全に努める。

第2節 対象範囲と地区区分

本史跡は、結城廃寺跡の区画溝を含む伽藍地を包括する範囲が、結城八幡瓦窯跡は発掘調査によって窯跡や竪穴建物跡が確認された範囲が史跡に指定されている。

史跡を有効に保存管理してくため、発掘調査で確認されている遺構や地形、土地利用状況等から、次のとおり3つに地区を定める。

A地区 史跡指定範囲のうち、公有地化された地区。発掘調査で主要遺構が確認されている。現況は、定期的に除草作業を行っている。その他では、公共施設（上山川就業改善センター）や住宅基礎、井戸、電柱、市道がある。

B地区 史跡指定範囲のうち、東西方向に横断する霞ヶ浦用水の給水管が埋設された地区。本地区は、給水管が配置された土地は市によって公有地化が実施されており、給水管の蓋部分は農林水産省管理となっている。

C地区 史跡指定範囲のうち、土地所有者の相続上の問題により、公有地化困難な民有地が残る地区。該当する土地は2筆で、現在、公共施設の敷地及び道路用地となっている。

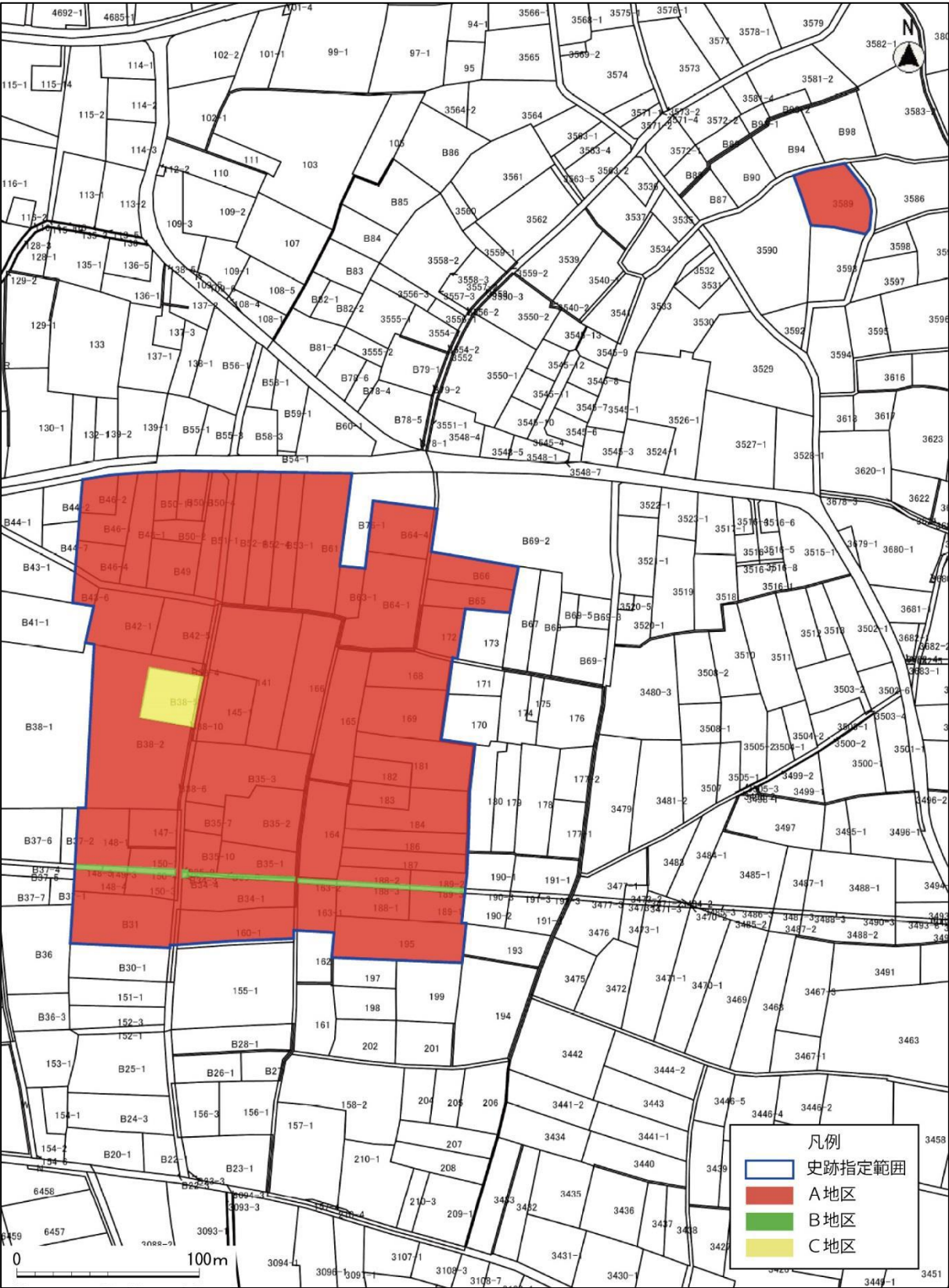


図6-1 地区区分図

第3節 保存管理の方法

1 保存管理の手法

本史跡の安定的・恒久的保存を図るため、(1)土地利用の管理、(2)工作物（看板、道路、水路含む）、(3)地下埋設物、(4)植栽管理、(5)自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応、(6)史跡の日常的な維持管理の6項目を挙げる。以下、各項目の概要を述べる。

(1) 土地利用の管理

指定地内は、既存の法適用と本計画に基づく土地利用の管理を行う。A地区は、公有地化が完了しており、安定して保存されている。B地区は、一部国有地となっているが大部分が公有地化されており、A地区同様に安定的に保存されている。C地区は、民有地であるが公共施設敷地となっている。以上のことから、当面の間、結城市教育委員会等による日常的な管理を実施し、史跡の景観維持に努める。

(2) 工作物（看板、道路、水路含む）

工作物の設置（新設）は、道路を除き、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限り、結城市教育委員会との協議の上、条件を付して許容する。改修、撤去は、設置から50年以上が経過した工作物を除き、その手法等について事前に結城市教育委員会と協議の上、条件を付して許容する。ただし道路の舗装、修繕については、土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

長期的には、A地区の道路は、遺構への影響をみながら移設を検討する。

詳細については、「表6-2 史跡指定地内における現状変更の取扱基準」を参照。

(3) 地下埋設物

A地区は、地下埋設物の新設は原則として認めない。B地区は、史跡の保存と活用に必要な施設と上水道管・下水道管等ライフラインに関わる施設を除いて、地下埋設物の新設は原則として認めない。地下埋設物の工事は、結城市教育委員会の立会いとする。

既設の霞ヶ浦用水の管渠及び上水道管の修理、更新等は、結城市教育委員会との協議の上、条件を付して許容する。霞ヶ浦用水は、関係機関との協議を進めながら取扱いを検討するが、現状維持を基本とする。

詳細については、「表6-2 史跡指定地内における現状変更の取扱基準」を参照。

(4) 植栽管理

史跡指定地内の樹木の分布調査を実施し、区域ごとの保存と活用方針に応じた植生管理の方針を立てる。植生管理の方針の検討にあたっては、以下の項目に留意して実施する。

- ・史跡の景観を際立たせるために、樹木の手入れや草刈りを定期的に行う。
- ・遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木や、見学者に危険な樹木等は、必要性や安全性を十分に考慮した上で、伐採・剪定・枝打ち等を行う。
- ・サクラ、フジ、イチョウなどの市民や見学者の憩いの場を演出する花木については、日常的な手入れを行う。
- ・植栽は古代寺院跡に相応しい在来種を基本とし、外来種については除去する。

(5) 自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応

自然災害などにより史跡が被害を受けた場合、臨時的な復旧工事は結城市教育委員会の判断により実施することとし、史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、結城市教育委員会が文化庁の許可を得て実施する。

地震や豪雨などにより盛土の一部流出が生じた場合、結城市教育委員会がシート掛けを行うなどして被害を拡大させないよう応急処置をほどこした後、国、県と協議して対応を検討する。

非常時の対応プロセスと法手続きについて

地震、水害、豪雨・台風や、動物などにより史跡が滅失、き損等を受けた場合は、結城市教育委員会は、茨城県教育委員会を通して速やかに文化庁に連絡を入れ、文化財保護法第33条を準用する第118・119条に基づき、文化庁にき損届けを提出する。

その後、史跡のき損状況等を把握し、応急措置や復旧の方針をたてて、関係機関（国・県）と協議を行い、文化財保護法第125条第1項に基づく現状変更申請が必要か、または文化財保護法第125条第1項ただし書、第127条第1項に基づく復旧届でよいのか、確認する。

現状変更申請を要する復旧の場合、結城市教育委員会は現状変更申請を行った後、計画的に復旧等を実施する。特にき損範囲が大きい場合は、き損状況を調査して整備委員会を設置し、その復旧方法の具体的検討を経た上で行うものとする。

現状変更申請を要しない復旧（※）の場合、結城市教育委員会はき損への対応や復旧が終了した時点で、文化庁に終了報告を行う。

※現状変更申請を要しない復旧とは、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条による、き損や衰亡の状態が軽微で史跡の価値に影響なく現状復旧が可能な場合、き損や衰亡の拡大を防止するための応急処置を行う場合、または復旧が明らかに不可能であってき損又は衰亡した部分を除去する場合をいう。

(6) 史跡の日常的な維持管理

結城市教育委員会は、日常的、定期的に、史跡とその周辺の巡視、点検を行い、適切な保存がなされているかを確認する。遺構に軽微なき損や衰亡の兆候が見られた場合、関係機関（国・県）と協議の上、小規模な復旧及び小修理による現状復旧を行う。文化庁への届出等の対応は、「自然災害や動物被害等による史跡の滅失・き損等への対応」にならう。

災害の予防策としては、台風・集中豪雨・強風や地震による倒木や枝の落下などを防ぐため、定期的な枯損木の伐採や枝打ち等を行う。また、災害発生時の安全な来訪者の避難誘導路の確認を行う。

既設の看板や境界杭などの管理施設は、日常的に清掃や軽微な補修等を行い、適切な機能を維持する。

2 現状変更等取扱基準

史跡指定地内における現状変更及び史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地における対応について、表6-1・6-2のとおり基準を示す。原則として、史跡指定地内では地下遺構に影響を及ぼす現状変更等は認めない。

表6-1 現状変更基本方針

	A地区 (史跡指定地内)	B地区 (霞ヶ浦用水地内)	C地区 (埋蔵文化財包蔵地)
基本方針	地下遺構の保存に影響を及ぼす現状変更等は原則認めない。		文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。
	現状変更等を計画する場合は、結城市教育委員会を窓口とした十分な事前協議を行う。		史跡との関連遺構が出土した場合、地権者または管理者に遺構保存や景観保全等について理解と協力を求める。
	現状変更等は、内容により発掘調査または立会調査を行い、重要な遺構が確認された場合は保存措置について協議する。		

表6-2 史跡指定地内における現状変更の取扱基準

項 目		取扱基準	許可権者	取扱基準 ※1
土地	地形の改変	土地の掘削、盛土、切土その他、遺構に影響を与える土地の改変は認めない。	—	—
史跡の保存・整備	史跡整備に伴う発掘調査、工事等	許可の上、認める。	文化庁	①

項 目		取扱基準		許可権者	取扱基準 ※1
史跡の保存・整備	必要な試験材料の採取	保存のためのものに限り、許可の上、認める。		市	②チ
	保存のための調査	土地の掘削及び障害物の除去その他調査のために必要な処置を行う場合は、許可の上認める。		市	④
建築物等 ・公共施設	新築、増築、改築	原則として認めない。		—	②イ、③
	除 却	許可の上、 認める。	建築又は設置の日から 50 年を経過したもの	文化庁	①
			建築又は設置の日から 50 年を経過していないもの	市	②へ
工作物 ・ポンプ ・その他	新 設	土地の掘削、盛土、切土その他、土地の形状の変化を伴わないものに限り、許可の上認める。		市	②ハ
	改 修	許可の上、 認める。	設置の日から 50 年を経過したもの	文化庁	①
			設置の日から 50 年を経過していないもの	市	②ハ
	除 却	許可の上、認める。		市	—
道路 ・市道	新 設	原則として認めない。		—	—
	舗装、修繕	土地の掘削、盛土、切土その他、土地の形状の変化を伴うものは、認めない。		—	—
		土地の掘削、盛土、切土その他、土地の形状の変化を伴わないものは、許可の上認める。		市	②ハ
史跡の管理に必要な施設 ・史跡標柱 ・説明板 ・境界杭 ・囲い 等	設 置	許可の上、認める。		市	②ニ
埋設物等 ・霞ヶ浦用水 ・上水道管 ・その他	設 置	原則として認めない。		—	—
	改 修	地下に埋蔵する重要遺構に影響を与えない、かつ、地域住民の日常生活にとって真に必要不可欠である場合に限り、許可の上認める。		市	②ホ
	除 却	許可の上、認める。		市	—

第6章 史跡の保存

項 目		取扱基準	許可 権者	取扱基準 ※1
立竹木 (※2)	植栽・抜根	予め、結城市教育委員会に相談した上で、許可の上認める。ただし真に史跡の保存活用に資するために必要なもの、もしくは景観形成上、防災上必要なものに限る。	文化庁	①
	維持管理	日常的な維持の措置（古損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈、落葉処理など）については、許可を要しない。	—	①
	伐 採	許認可申請の上、認める。	市	②ト
田畑・果樹園	耕 作	許認可申請を要しない。 耕作には、日常的な農作物、果樹の管理（枝払い等）や、重要遺構が埋蔵されている深度に達しない程度の耕作地の管理に伴う掘削を含む。	—	—
	新たな果樹植栽(※3)及び果樹改植(※4)、抜根	予め結城市教育委員会に相談した上で、文化庁の許可の上認める。	文化庁	①
復旧工事	自然災害などにより史跡が被害を受けた場合	非常災害のために必要な応急措置、又は史跡の保存への影響が軽微な工事は、許認可申請を要しない。	—	①、⑤
		史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事は、許可の上認める。	文化庁	

※1 根拠とする法令等は下記のとおりとする。

①文化財保護法第125条第1項

②文化財保護法施行令第5条第4項第1号（カタカナは号の細分を示す）

③農地法第4条及び農業振興地域の整備に関する法律第15条の2

④文化財保護法施行令第5条第4項第2号

⑤文化財保護法第127条第1項、現状変更等の許可申請等に関する規則第4条

※2 立竹木とは、営農活動に伴う果樹を除く。

※3 「新たな果樹植栽」とは、耕作していない土地や他の作物を作っていた土地に新しく果樹を植えることを指すものとする（「植栽」は植物を植えること）。

※4 「果樹改植」とは、既存の果樹の伐採、抜根、土壌改良、植え付けなどを指すものとする（「改植」は植物を植え直すこと）。

3 史跡及び周辺の環境を構成する要素の保存管理の手法

本史跡及びその周辺には、地域住民により維持された田畑風景が広がる。この田畑風景を含む周辺環境は、史跡の成り立ちを理解する上で重要である。こうした自然及び文化的な景観を損なうことのないよう、関係法令及び関連計画に則り、適切に取り扱う。

また、史跡指定地外には、結城廃寺跡や結城八幡瓦窯跡群との関連が考えられる周知の埋蔵文化財包蔵地、また周辺には林古墳群、西方遺跡（奈良時代～平安時代）、中台遺跡（奈良時代～平安時代）などが立地している。このため、今後指定地周辺で開発等の土木工事が計画された際には、事業者と十分な事前調整を行った上、試掘調査・確認調査等を実施し、文化財保護法第93条及び同第94条に基づく適切な事務処理を行う。

また、本史跡に関連する重要遺構が発見された場合は、史跡と一体のものとして捉えた上で、事業者に積極的な協力を求め、保存や史跡追加指定などの対策を図る。

4 調査（発掘調査・文献調査など）の継続

本史跡を恒久的に保存していき、価値をさらに高めるために、発掘調査・磁気探査・レーダー探査・文献調査などを計画的に取り組む。

5 追加指定

本史跡の近隣において、史跡と関連する重要遺構等が確認された場合、状況に応じて史跡の追加指定についても判断する。

6 公有地化

平成20年度（2008）より買収可能であった民有地の公有地化を進め、大半が市有地となっており、国有地や民有地が一部残る。そのため、完全な公有地化を目指す。

7 出土品管理の適正化

公益財団法人辰馬考古資料館（兵庫県西宮市）にて保管されている結城八幡瓦窯跡出土遺物は、将来的には返却を依頼し、本市において管理することを目指す。



第7章

史跡の活用

第1節 方向性

本史跡は、これからも永く将来にわたり保護・継承していくため、周辺の歴史的資産とともに史跡の歴史的・文化財的価値や魅力を広く伝える活用事業を積極的に展開していくことが重要である。以下、活用における方向性を示す。

- 史跡の歴史的・文化的価値が世代や地域を越え多くの人々の間に広まるよう活用を図る。
- 周辺に所在する歴史的資産（遺跡、石造物など）や公共施設と連携して活用を図る。
- 地域の活性化に資するよう活用する。

第2節 方法

結城廃寺跡は、塔や金堂、講堂などの主要建物の遺構が残り、多種多様な遺物も出土し、文字瓦から法号が明らかとなり、『将門記』に記載された寺院であったこと、結城八幡瓦窯跡との消費遺跡と生産遺跡の関係性が明らかになっていることなど、歴史的・文化的価値は高い。こうした、本史跡の個性となる歴史的・地理的特色や魅力などを活かしながら下記のとおり推進することを目指す。

1 学校教育における活用

学校教育において本史跡を知る教材として、市内小学校で活用する副読本「わたしたちの結城」（図7-1）へ、継続して本史跡関係資料の掲載を行う。

さらに、市内の小学校・中学校に対して情報発信を行い、学校への出前授業や校外学習の一環として史跡見学会の実施など、本史跡が子どもたちの歴史学習の教材や場として活用されるように働きかける。

こうした学習の機会を通じて、史跡の将来にわたる保護の意識を高めるとともに、周辺に所在する林古墳群や中世武家屋敷跡（東持寺境内遺跡）などと併せて学習・活用することで、地域の歴史や文化への関心が深まるよう努める。

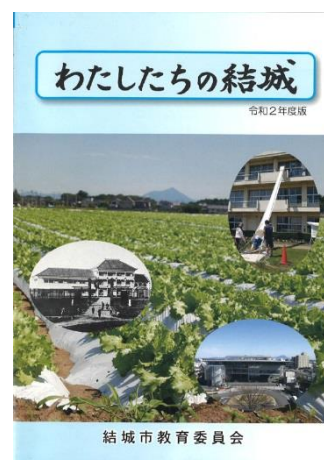


図7-1
副読本表紙

2 生涯学習における活用

展示・講座・講演会・見学会など、生涯学習に係る機会や場を積極的に活用し、市民を中心とした地域の人々に本史跡を通して見た奈良時代の歴史や文化に触れる機会を提供する。

また、地域社会への愛着心を醸成する歴史資源としての活用を図るため、公共施設において、地域の歴史や文化に触れる生涯学習及び史跡に関わる情報発信の機会・場としての利用を検討する。

さらに、生涯学習における教材として、スマートフォンやタブレットなどのデジタル通信機器における VR・AR などのデジタルコンテンツを活用し、視覚的・感覚的に発掘調査成果や研究成果及び景観的魅力などを提示していく。

3 地域活性化の資源として活用

『第6次結城市総合計画』では、本史跡を史跡公園として整備・活用の推進を図ることが示されている。そこで、市民中心のボランティア団体を結成し、ガイドや史跡公園整備後の日常的な管理・運営など、市民協働で史跡公園の整備や運営を進めることで、本史跡を核とした地域の活性化に寄与する事業展開に努める。

4 他市町村との相互活用

本史跡からは、他自治体の古代寺院の関与が想定される遺物が出土している。瓦では、新治廃寺跡（茨城県筑西市）、下野薬師寺跡（栃木県下野市）、下総国分寺跡（千葉県市川市）から出土する軒先瓦と文様が酷似し、「新治」と書かれた丸瓦の破片が出土している。さらに埴仏の一部には法隆寺（奈良県斑鳩町）の押出仏と同原型資料が出土している。

そこで、本史跡との関係性が明らかである他自治体の史跡や遺跡との情報共有や講座、シンポジウムなどの開催といった相互活用を進め、史跡・遺跡のネットワークの整備を目指す。

5 観光資源としての活用

- ・本史跡の PR を積極的に行うため、公共施設での展示を実施し、観光資源としての活用に努める。
- ・結城市商工会議所や結城市観光協会などと連携し、本史跡への案内や本史跡周辺を中心とした観光案内マップ・パンフレットの作成など、観光客の受け入れ体制の整備・拡充に努める。また、外国人観光客の受け入れについても検討する。
- ・本市では、茨城県が進める「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を軸としたサイクリング

事業（図7-2）の横展開をねらい、筑西市・桜川市・土浦市と連携して、地方創生事業の一環として、サイクリングルート案内ホームページ「ちゃりさんぽ」を構築し、サイクリストや観光誘客の拡大等に取り組んでいる（図7-3）。

また、かわまちづくり支援制度により、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防改修に併せ、サイクリングロードの整備を推進している。

上記をふまえて、自転車を観光誘客のツールとして周辺自治体を含めた広域でさらに積極的に活用し、公共交通やまちづくりとも連携しつつ、新たな観光需要の掘り起こしを行い、地域の活性化を図っていくことを目標としている。

本史跡の周辺には、古墳や中世居館跡が所在しており、地域の歴史を連続的に理解する場所として優れている。そこで、レンタサイクルを現地に設置し、本史跡を中心とした文化財を探訪できる周遊ルートの構築や、隣接する自治体に所在する、本史跡と関連の深い史跡との相互活用を行い、本市のみならず各地域間における観光客の誘致に努める。

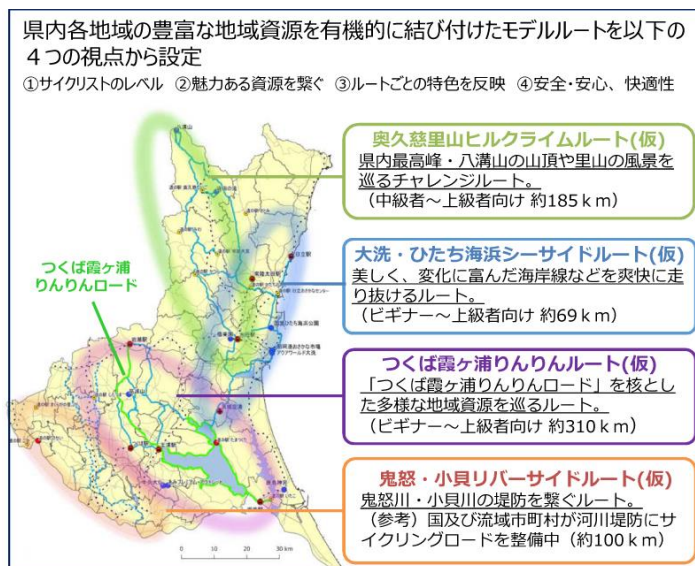


図7-2 いばらきサイクルツーリズム構想：モデルルート



図7-3 ちゃりさんぽ

6 大学や研究機関との連携

県内や近隣都県に所在する大学との連携を図り、史跡に関する講義やフィールド調査、ゼミ・サークルなどの研究活動など、さまざまな活用の提案があった際には、積極的に支援を行う。また、学生のみではなく、社会人を対象としたフォーラムやシンポジウム、歴史講座などを大学や研究機関と共同で企画し、地域講座などとして開催するなど、最新の研究成果へつながるよう働きかける。

7 史跡を活用したイベント・体験

市民及び見学者が、史跡への親しみをもらうため、本史跡及び周辺文化財を活用したウォーキングや自然観察会、雅楽演奏団体による演奏会などのイベント及びミニチュア瓦や塙仏づくりなどの体験の実施を検討していく。



第8章

史跡の整備

第1節 方向性

本史跡は、遺構の保存を目的とした整備に並行して、建物基礎の撤去や発掘調査を実施した上で、将来的には史跡公園として整備することを目指す。

この史跡公園は、寺院跡及び北東約 500m に位置する窯跡を繋ぎ、史跡としての一体感をもたせ地域住民や市内・市外からの来訪者が本史跡に親しみを感じ、その歴史的・景観的特徴を体感できるような整備を進める必要がある。

本史跡の整備計画は、平成 14 年（2002）に策定された『結城廃寺跡史跡整備基本構想』を受けて、以下の方向性で進める。

- 本史跡の保存と活用を図り、将来に亘り確実に継承されるよう整備する。
- 史跡公園は、周辺の史跡・遺跡・公共施設等と連携し、地域の歴史を学習・理解するための拠点の一つとして整備する。
- 史跡公園は、市民の日常的憩いの場として整備する。

第2節 方 法

1 保存のための整備

史跡指定地内においては、第2章及び第4章で報告・整理したように遺構を被覆する保存盛土層は十分な厚さが確保されていない。これらの遺構では、現状の定期的観察や日常管理を徹底し、自然条件下における経年的土砂流出等を防止するため現状維持に努める。盛土は、史跡整備実施の際に十分に行い、遺構の保護を図る。

2 遺構の展示・表示

伽藍及び窯跡の全容や各遺構の規模・構造など、史跡の本質的価値が的確に伝わるよう整備を図る。

なお、結城廃寺は古代から中世まで続いた寺院であるが、中世の寺院に関連する遺構が少なく、実態不明確である。そのため、現段階では古代を中心とした整備を行うこととし、以下の手法を基本とする。

(1) 結城廃寺跡

金堂跡 基壇はほぼ削平されていたが、基壇外装の一部が確認され、東・西・南辺には20～30cm程の川原石が、北辺は瓦片が並べられていたため、基壇外装を復元した盛土表示にする。ただし、礎石は全て判明していないため、柱位置の表示は行わない。

塔跡 基壇は削平されているため、平面表示や盛土表示などを検討する。心礎については、自然石や陶板、遺構型取りによるレプリカ展示などを検討する。なお、心礎以外の礎石は全て判明していないが、足場穴が確認されているため、礎石位置を推定復元することは可能である。

講堂跡 基壇は大きく削平を受けているが、一部残存している。平面表示や盛土表示などを検討する。また、基壇周囲には整地土が広がり、基壇下層からは川原石や瓦を敷き詰めた層が確認されていることから、この層についてもカラー表示による平面表示を行う。

回廊跡 回廊跡は根石が確認されているため、柱位置を平面表示し、見学用通路などに利用する。

中門跡 基壇は削平されているため、平面表示や盛土表示などを検討する。

僧坊跡 基壇は大きく削平を受けているが、一部残存している。平面表示や盛土表示などを検討する。また、基壇周囲には整地土と推定される層が確認されていることから、この層についてもカラー表示による平面表示を行う。

区画溝 結城廃寺は古代と中世の区画溝が確認されており、規模・構造などは異なる様子が判明している。遺構は平面表示し、時代ごとにカラー表示をする方法や砂利敷きなどを検討する。

竪穴建物跡 史跡指定地内には、結城廃寺の奈良時代から平安時代にかけての竪穴建物跡が確認されている。整備手法として、時代ごとにカラー表示をする方法や遺構型取りによるレプリカ展示などを検討する。

掘立柱建物跡 僧坊跡周辺から掘立柱建物跡が確認されている。柱位置の平面表示や、擬木での表示などを検討する。

土坑跡 史跡内には多数の土坑が確認されている。その中で、古代の伽藍焼失時に、金堂跡周辺に掘られた土坑＝瓦溜（SK-1・SK-2）については、平面表示を行う。

(2) 結城八幡瓦窯跡

窯跡 確認された窯跡は全て半地下式の窯で、天井は全て崩落していた。そのため、窯跡の位置を平面表示する方法や盛土表示、遺構型取りによるレプリカ展示などを検討する。

竪穴建物跡 工房施設と考えられる建物跡が1軒確認された。建物跡を平面表示

する方法や遺構型取りによるレプリカ展示などを検討する。

土坑跡 粘土保管施設と考えられる土坑が確認された。位置を平面表示する方法や遺構型取りによるレプリカ展示などを検討する。

3 環境整備

史跡の保存管理と活用と連携し、下記の環境整備を行う。

- ・ 史跡内の市道及び里道は、移転や廃道を検討する。
- ・ 史跡内の樹木については、繁茂している樹木を適宜剪定・伐採し、良好な景観形成に努める。
- ・ 市民の日常的な憩いの場として機能するよう、万葉集や常陸国風土記等に記載される植物を配した景観形成について検討する。
- ・ 四季を通じて、楽しみ、潤いを与える植栽を検討する。

4 ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設は、出土遺物の展示をはじめとして、史跡の公開・活用の核となるものとし、史跡の周辺地域の歴史・文化を紹介する展示や講座を充実させ、ボランティアガイドなどの拠点、地域住民と見学者との交流の場、駐車場（大型バスの駐車も可能なもの）やトイレといった便益施設の機能を有する施設とする。

施設の整備には、下記の点に配慮する。

- ・ 景観に配慮した施設整備
- ・ バリアフリーに配慮した整備
- ・ 防犯に配慮した管理手法の継続的な検討

以上を踏まえ、多面的な活用の拠点にふさわしいガイダンス施設への整備を次のように進める。

- ・ ガイダンス施設や便益施設、駐車場の場所は利用者に配慮し、史跡へのアクセスの良さを考慮し、寺院跡の近隣で市道 2286 号線に沿った位置での整備を検討する。
- ・ ガイダンス施設の機能は、史跡周辺の文化財も含めたインフォメーションや、ソフト機能の拠点としての機能を配置し、観光情報と連動した情報発信ができる環境を整備する。
- ・ ガイダンス施設は、史跡の総合案内・解説・遺物展示などを行う場所とし、駐車場も一体的に整備し、活用拠点や体験学習、イベントなどの場としての機能も果たせるよう整備を行う。
- ・ 史跡隣接地や周辺地域の歴史文化遺産などともリンクさせ、史跡の歴史的価値や歴史的位置を学び、体感できる周遊路を設定するとともに、誘導サインなど

を適宜設置する。

- ・近隣自治体における関連性の高い史跡・遺跡に関する情報も表示する。
- ・ウォーキングイベントなど他事業と連携し、周辺地域の文化財とリンクしたウォーキングコースやウォーキングマップの作成などを検討する。

5 関連施設等の整備

史跡の管理施設は、次のように整備を進める。

- ・史跡指定地の境界杭は、平成17年度（2005）に設置したが、経年劣化などによる損傷が見受けられるため、適宜杭の更新を行う。
- ・遺構には、見学者の史跡への理解を促すような内容を検討した上で、説明板を設置する。

史跡内を快適に回遊できるように、便益施設やルートなどについて、次のように整備する。

- ・史跡指定地内もしくは隣接地に見学に必要なトイレ（据置型の仮設を含む）や東屋、ベンチ等を設置する。
- ・周辺の文化資源を結ぶ周遊可能な見学動線を設定し、サインの整備を行う。
- ・ガイダンス施設に伴うトイレは、外国人や高齢者、障がい者への配慮をし、ユニバーサルデザインとする。
- ・史跡内の遊歩道は、歴史的環境に調和したデザインとする。

6 案内・解説等の整備

本史跡における案内及び解説に関する整備は、次のとおり行う。

- ・寺院跡と窯跡が関連する遺跡であることを認識しやすいように、道路のカラー舗装などによって両地区を結ぶ導線を整える。
- ・史跡指定地内には復元立体模型や遺構の個別説明板・表示板を設置し、史跡全体の理解を促進・補助する整備を検討する。
- ・説明資料を配布するためのパンフレットボックスの設置を検討する。
- ・周辺の文化資源を結ぶ周遊可能な見学動線を設定し、サインの整備を行う。
- ・史跡の主要遺構には、名称版や説明板などを設置する。
- ・史跡の内容が理解でき、かつ最新の研究水準を踏まえた内容の総合説明板や伽藍等の立体模型の設置など解説機能の充実を図る。
- ・デジタル技術を活用した解説コンテンツの充実を図る。
- ・ARやQRコードなどを利用した、現地展示解説手法を検討する。

7 その他

- ・総合的な利活用を図るため、近隣住民及び関係権利者へ、史跡への理解を深め、保存・活用に向けての協働を進める。
- ・近隣市町でのサイクリングコースとの接続を検討し、周辺の文化財を結ぶ周遊路としてサイクリングコースを設定する。
- ・モバイルアプリケーションを開発し、見学者が楽しんで文化財巡りができるような整備を目指す。



第9章

管理・運営体制の整備

第1節 方向性

本史跡は国民共有の財産であるとともに、地域を愛する心を育み地域の活性化を図るための地域的歴史資源である。本史跡を適切に保存し、有効に活用していくため、以下の方向性に沿って短期的・長期的な視点から、管理・運営体制の整備や充実に努める。

- 行政内部の連携として、「まちづくり」や教育等に関わる市関係部局や行政機関等と連携し、史跡の価値と現状に関する情報を行政内部で共有できるようにする。
- 市民と行政の連携として、市民と行政が史跡の価値を共有し、連携・協働して保存や活用を進めることができるよう、管理・運営体制の整備に努める。

第2節 方 法

1 管理団体

史跡指定地の9割以上は公有地化が完了しており、民有地は残り2筆となっている。ただし、指定地内には公共施設や電柱、道路などが所在している。そのため、本市が史跡の管理団体としての役割を担い、結城市教育委員会生涯学習課が担当部署となり、文化財保護法に係る行政事務や指導・措置を行い、本計画に沿って史跡の適切な保存・管理を行う。

2 日常的な管理・運営の体制

史跡指定地の日常的な管理については、結城市教育委員会生涯学習課が主体となり、史跡指定地の巡回や除草、危険個所の把握、遺構保存盛土層の管理などを行う。史跡整備後には、公園担当課と連携を図りながら実施することを目指す。また、日常管理を適切に行い、史跡指定地の情報が行政全体にスムーズに共有されるよう、行政内部に組織横断的な連絡体制を整える。

さらに、史跡指定地周辺の景観維持や環境保全についても、地元自治会や周辺住民と連携して進める体制をめざす。

なお、史跡指定地へのアクセス手段や普及啓発活動の充実に努めるため、市内巡回バスなど交通機関などとの連携をめざす。

3 史跡公園整備に伴う管理・運営の体制

本史跡の保存管理の将来的な方向性として史跡公園として整備を行うこととなる。したがって、管理・運営体制についても、計画の進展に連動して長期的な視点で整えていく必要がある。

史跡公園整備後には、史跡指定地の定期的巡回など日常的な管理の一部を、市民協働での実施、市民も含めた管理・運営に関する委員会の設置、市民を主体にした団体を組織するなど、地域の活性化に資するよう市民協働で史跡公園の維持管理や利活用を計画し、実施することを目指す。

4 市民協働による管理・運営の体制

市民協働による管理・運営体制を整えるにあたり、市民の積極的・自発的な参加を促すことが必要である。そのため、結城市教育委員会が主体となって本史跡についての学習機会を設け、興味をもった人々が参集できる場を設けることが重要となる。

また、展示や現地見学会などを実施するとともに、ホームページや SNS などを利用し、情報提供・広報活動に継続して取り組む。



第10章 施策の実施期間

第1節 施策の実施項目と実施計画

1 本計画の内容

計画期間は、本計画を策定する令和3年度（2021）から令和7年度（2025）までの5年間を短期、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの5年間を中期、令和13年度（2031）以降を長期と位置付ける。ただし、公有化や整備の進捗状況、本市の財政状況、文化財をとりまく社会的状況等を考慮しながら、必要に応じて計画内容や期間の見直しを行うものとする。

表 10－1 施策の実施計画表

項 目		短 期	中 期	長 期
		(2021～2025)	(2026～2030)	(2031～2035)
保存管理	調査研究	・整備に伴う発掘調査 → ・整理作業 → ・総括報告書作成 →		
	樹木管理	・史跡地内の樹木の剪定、伐採 →		
	公有地化	・残りの民有地の公有地化を実施 ■■■■→ ・追加指定がなされた場合、公有地化を実施 ■■■■→		
	追加指定	・本史跡に関する重要遺構が確認された場合、追加指定を検討 →		
	保存活用計画	・現状変更取り扱い基準の運用 → ・遺構、遺物の適正な保存管理 →		
活用	イベント、体験	・企画、実施 →		

項 目		短 期	中 期	長 期
		(2021～2025)	(2026～2030)	(2031～2035)
活 用	学校教育	・授業による史跡見学、遺物観察、出前講座 		
	出土遺物	・公共施設での展示 		・ガイダンス施設での展示
	周辺資源	・周遊ルート、遊歩道ルートの検討 	・周遊ルート、遊歩道ルートの設定、運用 	
	情報発信	・マップや専用ホームページ等の作成・運用 		
整 備	計画策定・設計	計画策定 → 設計 	計画の見直し・推進 	
	公開	・仮設サイン板の設置 	・ガイダンス施設、サイン板の設置等 	
	遺構	・仮設表示 	・保護盛土、平面、立体表示 	
	史跡周辺施設等	・仮設パンフレット入れの設置等 	・史跡標柱の設置等 	・便益施設、休憩施設の設置等
	公共交通アクセス等		・巡回バスの接続向上や観光タクシー導入の検討 	
	その他		・AR、QRコード等の検討 	
運 営 ・ 体 制	ボランティアガイド		・地域住民や歴史愛好者を対象としたボランティアガイドの育成、運用、支援 	
	関係機関等との連携	・市内部関係各課や関係行政機関などとの連携体制の構築 	・市内部関係各課や関係行政機関などとの連携 	
	管理運営組織	・体制の構築、運用 		



第11章 経過観察

第1節 方向性

本史跡の保護は、将来にわたり継続して取り組んでいく必要がある。また、社会状況の変化に応じ、本計画の具体的な作業方法を修正することも必要である。そこで、本計画で提示した内容について定期的に経過観察を行い、現状を把握し、計画の実現に向けた到達度や問題点を認識し、実際の取り組みに反映させていくことが求められる。そのためには、本計画の進捗状況を判断するための指標の設定が必要となる。

以下の項目にそって経過観察を行い、その結果をその後の保存管理、整備、活用に生かしていくため、結城廃寺跡保存整備委員会への報告などを行い、事業内容の修正や保存活用計画の見直し時に反映させる。

第2節 方 法

第5章から第8章の内容について、第6次結城市総合計画前期基本計画の目標年次令和7年（2025）及び次の5年間毎、つまり令和12年（2030）と令和17年（2035）を経過観察の時期に設定し、経過観察を実施する。観察主体は結城市教育委員会を主体とする。

表 11－1 経過観察項目一覧

区分	項 目	観察時期（年）			観察手法
		2025	2030	2035	
計画全体	総合計画に位置づけられているか	○		○	・ 委員会に報告 ・ Web で公開
	予算確保のための取り組みはあるか	○	○	○	
	保存活用計画の見直しは実施されているか		○		
保存管理	史跡等の遺構・遺物の調査の進展はあったか	○	○	○	・ 住民説明会を開催し、報告 ・ Web で公開
	樹木管理は適切に行われたか	○	○	○	
	保護を要する範囲の追加指定は行われたか	○	○	○	
	公有化の進捗状況	○	○	○	
	現状変更の基準は適切に運用されているか	○	○	○	

区分	項目	観察時期（年）			観察手法
		2025	2030	2035	
活用	イベントや体験プログラム等は計画的に企画・実施されたか	○	○	○	活動実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	授業による史跡見学の実施（学校数、児童生徒数）	○	○	○	
	学習のための教材開発を行ったか	○	○	○	
	出土遺物の展示	○	○	○	
	遊歩道ルートは設定されたか	○	○	○	
	周遊ルート（サイクリングロード）は設定されたか	○	○	○	
	周辺資源への見学者は増えたか	○	○	○	
	公共交通の利便性は向上したか	○	○	○	
	史跡の情報発信はされているか	○	○	○	
整備	案内板や誘導看板は整備されたか	○			整備基本計画と実施済み事業との検証・評価
	解説板、説明板、名称板の刷新は行われたか		○		
	ガイダンス施設は整備されたか		○		
	史跡周辺施設の整備は行われたか		○		
	遊歩道周辺に四季の花々の植栽は進んだか		○	○	
	AR、QRによる遺構解説の整備は行われたか			○	
運営・体制	ボランティアガイドは設置されたか	○	○	○	活動実績の評価・公表
	他部署や地域との連携は十分であるか	○	○	○	
	史跡の管理運営組織は設立されたか	○			
	組織の運営は適切に行われているか		○	○	



文化財保護法

昭和二十五年法律第二百十四号)

施行日：平成三十一年四月一日

最終更新：令和二年六月十日公布（令和二年法律第四十一号）改正

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（民間の工事）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

（公共団体の工事）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、

文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復

に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第二百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第二百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

文化財保護法施行令

(昭和五十年政令第二百六十七号)

施行日：平成三十一年四月一日

最終更新：平成三十一年一月三十日公布（平成三十一年政令第十八号）改正

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館

が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにおいて、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあっては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の 許可申請等に関する規則

（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）

最終改正：平成二七年一二月二一日文部科学省令第三六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望
- (許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

農地法

（昭和二十七年法律第二百二十九号）

施行日：令和二年四月一日

最終更新：令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改正

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

四 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る農地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供する場合

五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

七 土地収用法その他の法律によつて収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合

八 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては、当該協議が調つたものに限る。）をいう。）内にある農地を、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合

九 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

- 3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があつたときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。
- 4 農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（同項の申請書が同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 5 前項に規定するもののほか、農業委員会は、第三項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。
 - 一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合
 - イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地
 - ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）
 - （１） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの
 - （２） （１）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの
 - 二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（１）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。
 - 三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合
 - 四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合
 - 五 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域

における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき。
- 7 第一項の許可は、条件を付けてすることができる。
- 8 国又は都道府県等が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 都道府県知事等は、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
- 10 第四項及び第五項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。
- 11 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は都道府県等が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合
- 二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合
- 三 農地又は採草放牧地を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画に定める利用目的に供するため当該農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合
- 四 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合
- 五 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第八項の権利が設定され、又は移転される場合
- 六 土地収用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合

七 前条第一項第八号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

八 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）

（１） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

（２） （１）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（１）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ（１）に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は

採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

- 六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合
 - 七 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実と認められないとき。
 - 八 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。
- 3 第三条第五項及び第六項並びに前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする。
- 4 国又は都道府県等が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県等と都道府県知事等との協議が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。
- 5 前条第九項及び第十項の規定は、都道府県知事等が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。この場合において、同条第十項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第四項中「申請書が」とあるのは「申請書が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であつて、」と、「農地を農地以外のものにする行為」とあるのは「農地又はその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するもの」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

農業振興地域の整備に関する法律

（昭和四十四年法律第五十八号）

施行日：令和二年四月一日

最終更新：令和元年五月二十四日公布（令和元年法律第十二号）改

（農用地区域内における開発行為の制限）

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらか

じめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
 - 二 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
 - 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
 - 四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
 - 五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 七 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 八 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第八項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
 - 九 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
 - 十 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 十一 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
 - 十二 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
 - 4 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。

- 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
 - 6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
 - 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
 - 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもって同項の許可があつたものとみなす。
 - 9 第六項及び第七項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
 - 10 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡 保存活用計画

年 月発行

発行・編集 茨城県結城市教育委員会

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地

印 刷
